平成２９年７月２７日
選挙管理委員会事務局

総務委員会資料

報告　１　公職選挙法等の一部を改正する法律について
２　川崎市区選挙事務改善計画について

【衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定関係】

資料１－１　衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行通知

資料１－２　衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の概要

資料１－３　衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律

資料１－４　衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律　新旧対照表

資料１－５　衆議院小選挙区の改定案にかかる勧告に基づく川崎市の状況について

【地方議会議員の選挙における選挙運動用ビラの頒布解禁関係】

資料１－６　公職選挙法の一部を改正する法律の施行通知等

資料１－７　公職選挙法の一部を改正する法律要綱

資料１－８　公職選挙法の一部を改正する法律

資料１－９　公職選挙法の一部を改正する法律　新旧対照表

【川崎市区選挙事務改善計画関係】

資料２－１　川崎市区選挙事務改善計画

資料２－２　川崎市区選挙事務改善計画取り組み状況

資料２－３　選挙事務研修資料（担当職員用）

資料２－４　選挙事務研修資料（新任課長用）

資料1－1

選管第32号
平成29年６月16日

各市区町村選挙管理委員会委員長
各地域県政総合センター地方書記長
殿

神奈川県選挙管理委員会委員長
（　公　印　省　略　）

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行について（通知）

このことについて、平成29年６月16日付け総行選第64号をもって総務大臣から別添のとおり通知がありましたので、通知します。

問い合わせ先
担当　永井
電話　(045)210-3179

総行選第６４号
平成２９年６月１６日

各都道府県知事
各都道府県選挙管理委員会委員長　殿

総務大臣

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する
法律の一部を改正する法律の施行について（通知）

第１９３回国会において成立をみた衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（以下「区割り改定法」という。）は、平成２９年法律第５８号をもって、本日公布、施行されました。これにより、既に平成２８年５月２７日に公布されている衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成２８年法律第４９号。以下「平成２８年改正法」という。）のうち公職選挙法の改正規定は、区割り改定法の公布の日から起算して１月を経過した日（平成２９年７月１６日。以下「一部施行日」という。）から施行することとされました。

今回の区割り改定法による平成２８年改正法の改正は、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改めること等を目的として行われたものです。

貴職におかれましては、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても今回の施行に係る区割り改定法の趣旨の周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないよう、格別のご配慮をお願いします。

記

2

第１　衆議院小選挙区選出議員の選挙区に関する事項

衆議院小選挙区選出議員の選挙区について、平成２８年改正法附則第２条の規定により、平成２７年国勢調査の結果による日本国民の人口に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて、１９都道府県において９７選挙区の改定等を行うものとされ、具体的な選挙区は、区割り改定法による改正後の平成２８年改正法による改正後の公職選挙法（以下「新公選法」という。）別表第一で定めるものとされたこと（新公選法別表第一関係、別添参照）。

なお、青森県、岩手県、三重県、奈良県、熊本県及び鹿児島県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、それぞれ１減少するものであること。

第２　衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数に関する事項

衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数について、区割り改定法による改正前の平成２８年改正法附則第３条の規定により、平成２７年国勢調査の結果による日本国民の人口に基づき、衆議院比例代表選出議員の選挙区において選挙すべき議員の数を４選挙区（東北選挙区、北関東選挙区、近畿選挙区及び九州選挙区）でそれぞれ１減少させるものとされたこと（新公選法別表第二関係）。

第３　開票区に関する事項

都道府県の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、特別の事情があると認めるときに限り、数市町村の区域の全部又は一部を合わせて開票区を設けることができるものとされたこと（新公選法第１８条第２項関係）。

第４　施行期日等に関する事項

１　平成２８年改正法のうち公職選挙法の改正規定は、一部施行日から施行するものとされたこと（平成２８年改正法附則第１条関係）。

２　新公選法の規定は、衆議院議員の選挙については一部施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙（以下「次回の総選挙」という。）から、衆議院議員の選挙以外の選挙については一部施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙、次回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示

される衆議院議員の選挙及び一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙（衆議院議員の選挙を除く。）については、なお従前の例によるものとされたこと（平成２８年改正法附則第３条第１項関係）。

したがって、次回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院小選挙区選出議員の補欠選挙等については、平成２８年改正法による改正前の公職選挙法別表第一で定める改定前の衆議院小選挙区選出議員の選挙区で行われるものであること。

３　新公選法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、平成２９年４月１９日（以下「基準日」という。）現在によったものであって、基準日の翌日から一部施行日の前日までの間において同表に掲げる区域に変更があっても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかったものとみなすものとされたこと（平成２８年改正法附則第４条関係）。

４　その他所要の規定の整備がされたこと。

別添

今回の改定で変更される選挙区

		選挙区数	都道府県数	都道府県別内訳 （　）内は該当選挙区
1，選挙区の数が減少することとなる県の区域内の選挙区の改定に伴うもの 【衆議院選挙制度改革関連法附則第２条第３項第２号ロ】		27	6	青森県（1区、2区、3区、4区）、岩手県（1区、2区、3区、4区）、 三重県（1区、2区、3区、4区、5区）、奈良県（1区、2区、3区、4区）、 熊本県（1区、2区、3区、4区、5区）、鹿児島県（1区、2区、3区、4区、5区）
2，較差２倍未満等の人口基準に適合しない選挙区（１に該当する選挙区を除く。）の改定に伴うもの等 【衆議院選挙制度改革関連法附則第２条第３項第２号本文・ハ・ニ】		70	13	
（内訳）	上限人口を上回る選挙区の改定に伴うもの	56	10	北海道（1区、2区、4区）、宮城県（1区、3区）、 埼玉県（1区、2区、3区、5区、13区、15区）、千葉県（4区、13区）、 東京都（1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区、10区、11区、12区、 13区、14区、16区、17区、19区、21区、22区、23区、24区、25区）、 神奈川県（7区、8区、9区、10区、13区、14区、16区、18区）、 愛知県（6区、7区、12区、14区）、大阪府（1区、2区、4区）、 兵庫県（2区、5区、6区、7区）、福岡県（2区、3区、5区）
	下限人口を下回る選挙区の改定に伴うもの	11	4	宮城県（4区、5区、6区）、福島県（3区、4区） 愛媛県（1区、2区、4区）、長崎県（2区、3区、4区）
	その他作成方針に基づく改定に伴うもの	3	1	北海道（6区、10区、12区）
合　計		97	19	
（参考）　選挙区を変更しない府県			28　府県	秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、 福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、和歌山県、 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、 佐賀県、大分県、宮崎県、沖縄県

注）「衆議院選挙制度改革関連法」とは、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第49号）のことをいう。

注）「都道府県別内訳」欄の下線を付した道県については、再掲である。

注）複数の区分に該当する道県があるため、２の都道府県数の合計は単純計と一致しない。

注）衆議院選挙制度改革関連法で定める改定対象選挙区の区分による。

注）今回の改定で変更される改定後の選挙区の数は、１の改定に伴い選挙区の数が６減少するため、19都道府県91選挙区となる。

注）「較差２倍未満等の人口基準に適合しない選挙区」とは、衆議院選挙制度改革関連法で定める人口最少県の人口最少選挙区（平成27年日本国民の人口では鳥取県第２区、平成32年見込人口では鳥取県第１区）の人口以上当該人口の２倍未満の基準（平成27年日本国民の人口では283,502人～567,003人、平成32年見込人口では277,569人～555,137人）に適合しない選挙区である。

注）「その他作成方針に基づく改定」とは、区割り改定案の作成方針（平成28年12月22日）２(６)(ロ)に基づき、北海道の総合振興局又は振興局の区域と整合を図る改定である。

資料1-2

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の概要

平成２９年６月
総　務　省

平成２８年５月に成立した「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律」附則第２条及び第３条の規定に基づき、以下の改正を行う。

１　衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定

平成２７年の国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告（平成２９年４月１９日）を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定（１９都道府県９７選挙区）を行う。

２　衆議院比例代表選出議員の選挙区別定数の改正

平成２７年の国勢調査の結果に基づき、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数の改正を行う。

※　定数が減少する４選挙区
　　東北（１４→１３）、北関東（２０→１９）、
　　近畿（２９→２８）、九州（２１→２０）

※　その他所要の規定の整備を行う。

【施行期日】

公職選挙法の改正規定（区割り規定等）は、公布の日から起算して１月を経過した日から施行。

※　施行日以後、初めてその期日を公示される総選挙から適用。

資料1-3

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十三条の改正規定中「第十三条第一項中「別表第一」を「別に法律」に改め、同条第三項中「別表第一に掲げる」を削り、同条第五項中「別表第一」を「第一項に規定する法律で定める選挙区」に改め、同条」を「第十三条」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第十八条第一項ただし書中「又は」を「、又は」に改め、同条第二項中「選挙管理委員会は」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、「数開票区を設け又は数町村」を「、又は数市町村」に、「を合せて一開票区」を「の全部若しくは一部を合わせて、開票区」に改める。

第百七十五条第五項中「規定により」の下に「当該選挙の行われる」を加え、「を分けて数開票区を設けた」を「（当該区域が二以上の選挙区に分かれているときは、当該選挙区の区域）が数開票区に分かれている」に改め、「選挙区ごとに」を削り、「の開票区」の下に「（当該選挙の行われる市町村の区域が

二以上の選挙区に分かれているときは、当該市町村の選挙管理委員会が選挙区ごとに指定する一の開票区」を加える。

第二条中公職選挙法別表第一の改正規定を次のように改める。

別表第一北海道第一区の項及び北海道第二区の項を次のように改める。

第一区	札幌市 中央区 北区 本庁管内 北六条西一丁目、北六条西二丁目、北六条西三丁目、北六条西四丁目、北六条西五丁目、北六条西六丁目、北六条西七丁目、北六条西八丁目、北六条西九丁目、北七条西一丁目、北七条西二丁目、北七条西三丁目、北七条西四丁目、北七条西五丁目、北七条西六丁目、北七条西七丁目、北七条西八丁目、北七条西九丁目、北七条西十丁目、北八条西一丁目、北八条西二丁目、北八条西

三丁目、北八条西四丁目、北八条西五丁目、北八条西六丁目、北八条西七丁目、北八条西八丁目
、北八条西九丁目、北八条西十丁目、北八条西十一丁目、北九条西一丁目、北九条西二丁目、北
九条西三丁目、北九条西四丁目、北九条西五丁目、北九条西六丁目、北九条西七丁目、北九条西
八丁目、北九条西九丁目、北九条西十丁目、北九条西十一丁目、北十条西一丁目、北十条西二丁
目、北十条西三丁目、北十条西四丁目、北十条西五丁目、北十条西六丁目、北十条西七丁目、北
十条西八丁目、北十条西九丁目、北十条西十丁目、北十条西十一丁目、北十一条西一丁目、北十
一条西二丁目、北十一条西三丁目、北十一条西四丁目、北十一条西五丁目、北十一条西六丁目、
北十一条西七丁目、北十一条西八丁目、北十一条西九丁目、北十一条西十丁目、北十一条西十一
丁目、北十二条西五丁目、北十二条西六丁目、北十二条西七丁目、北十二条西八丁目、北十二条
西九丁目、北十二条西十丁目、北十二条西十一丁目、北十二条西十二丁目、北十三条西五丁目、
北十三条西六丁目、北十三条西七丁目、北十三条西八丁目、北十三条西九丁目、北十三条西十丁
目、北十三条西十一丁目、北十三条西十二丁目、北十四条西五丁目、北十四条西六丁目、北十四
条西七丁目、北十四条西八丁目、北十四条西九丁目、北十四条西十丁目、北十四条西十一丁目、

北十四条西十二丁目、北十四条西十三丁目、北十五条西六丁目、北十五条西七丁目、北十五条西八丁目、北十五条西九丁目、北十五条西十丁目、北十五条西十一丁目、北十五条西十二丁目、北十五条西十三丁目、北十六条西六丁目、北十六条西七丁目、北十六条西八丁目、北十六条西九丁目、北十六条西十丁目、北十六条西十一丁目、北十六条西十二丁目、北十六条西十三丁目、北十七条西七丁目、北十七条西八丁目、北十七条西九丁目、北十七条西十丁目、北十七条西十一丁目、北十七条西十二丁目、北十七条西十三丁目

南区

西区

山の手一条一丁目、山の手一条二丁目、山の手一条三丁目、山の手一条四丁目、山の手一条五丁目、山の手一条六丁目、山の手一条七丁目、山の手一条八丁目、山の手一条九丁目、山の手一条十丁目、山の手一条十一丁目、山の手一条十二丁目、山の手一条十三丁目、山の手二条一丁目、山の手二条二丁目、山の手二条三丁目、山の手二条四丁目、山の手二条五丁目、山の手二条六丁目、山の手二条七丁目、山の手二条八丁目、山の手二条九丁目、山の手二条十丁目、山の手二条十一丁目、

山の手二条十二丁目、山の手三条一丁目、山の手三条二丁目、山の手三条三丁目、山の手三条四丁目、山の手三条五丁目、山の手三条六丁目、山の手三条七丁目、山の手三条八丁目、山の手三条九丁目、山の手三条十丁目、山の手三条十一丁目、山の手三条十二丁目、山の手四条一丁目、山の手四条二丁目、山の手四条三丁目、山の手四条四丁目、山の手四条五丁目、山の手四条六丁目、山の手四条七丁目、山の手四条八丁目、山の手四条九丁目、山の手四条十丁目、山の手四条十一丁目、山の手五条一丁目、山の手五条二丁目、山の手五条三丁目、山の手五条四丁目、山の手五条五丁目、山の手五条六丁目、山の手五条七丁目、山の手五条八丁目、山の手五条九丁目、山の手五条十丁目、山の手六条一丁目、山の手六条二丁目、山の手六条三丁目、山の手六条四丁目、山の手六条五丁目、山の手六条六丁目、山の手六条七丁目、山の手六条八丁目、山の手六条九丁目、山の手七条五丁目、山の手七条六丁目、山の手七条七丁目、山の手七条八丁目、山の手、二十四軒一条一丁目、二十四軒一条二丁目、二十四軒一条三丁目、二十四軒一条四丁目、二十四軒一条五丁目、二十四軒一条六丁目、二十四軒一条七丁目、二十四軒二条一丁目、二十四軒二条二丁目、二十四軒二条三丁目、二十四軒二条四丁目、二十四軒二条五丁目、二十四軒二条六丁目、二十四軒二条七丁目、二

十四軒三条一丁目、二十四軒三条二丁目、二十四軒三条三丁目、二十四軒三条四丁目、二十四軒三条五丁目、二十四軒三条六丁目、二十四軒三条七丁目、二十四軒四条一丁目、二十四軒四条二丁目、二十四軒四条三丁目、二十四軒四条四丁目、二十四軒四条五丁目、二十四軒四条六丁目、二十四軒四条七丁目、琴似一条一丁目、琴似一条二丁目、琴似一条三丁目、琴似一条四丁目、琴似一条五丁目、琴似一条六丁目、琴似一条七丁目、琴似二条一丁目、琴似二条二丁目、琴似二条三丁目、琴似二条四丁目、琴似二条五丁目、琴似二条六丁目、琴似二条七丁目、琴似三条一丁目、琴似三条二丁目、琴似三条三丁目、琴似三条四丁目、琴似三条五丁目、琴似三条六丁目、琴似三条七丁目、琴似四条一丁目、琴似四条二丁目、琴似四条三丁目、琴似四条四丁目、琴似四条五丁目、琴似四条六丁目、琴似四条七丁目、発寒六条十四丁目、発寒七条十四丁目、発寒八条十三丁目（十四番に限る。）、発寒八条十四丁目、発寒九条十三丁目（五番から七番までに限る。）、発寒九条十四丁目、小別沢、宮の沢一条一丁目、宮の沢一条二丁目、宮の沢一条三丁目、宮の沢一条四丁目、宮の沢一条五丁目、宮の沢二条一丁目、宮の沢二条二丁目、宮の沢二条三丁目、宮の沢二条四丁目、宮の沢二条五丁目、宮の沢三条二丁目、宮の沢三条三丁目、宮の沢三条四丁目、宮の沢三条五丁目、宮の

沢四条三丁目、宮の沢四条四丁目、宮の沢四条五丁目、宮の沢、西町南一丁目、西町南二丁目、西町南三丁目、西町南四丁目、西町南五丁目、西町南六丁目、西町南七丁目、西町南八丁目、西町南九丁目、西町南十丁目、西町南十一丁目、西町南十二丁目、西町南十三丁目、西町南十四丁目、西町南十五丁目、西町南十六丁目、西町南十七丁目、西町南十八丁目、西町南十九丁目、西町南二十丁目、西町南二十一丁目、西町北一丁目、西町北二丁目、西町北三丁目、西町北四丁目、西町北五丁目、西町北六丁目、西町北七丁目、西町北八丁目、西町北九丁目、西町北十丁目、西町北十一丁目、西町北十二丁目、西町北十三丁目、西町北十四丁目、西町北十五丁目、西町北十六丁目、西町北十七丁目、西町北十八丁目、西町北十九丁目、西町北二十丁目、西野一条一丁目、西野一条二丁目、西野一条三丁目、西野一条四丁目、西野一条五丁目、西野一条六丁目、西野一条七丁目、西野一条八丁目、西野一条九丁目、西野二条一丁目、西野二条二丁目、西野二条三丁目、西野二条四丁目、西野二条五丁目、西野二条六丁目、西野二条七丁目、西野二条八丁目、西野二条九丁目、西野二条十丁目、西野三条一丁目、西野三条二丁目、西野三条三丁目、西野三条四丁目、西野三条五丁目、西野三条六丁目、西野三条七丁目、西野三条八丁目、西野三条九丁目、西野三条十丁目、西野

四条一丁目、西野四条二丁目、西野四条三丁目、西野四条四丁目、西野四条五丁目、西野四条六丁目、西野四条七丁目、西野四条八丁目、西野四条九丁目、西野四条十丁目、西野五条一丁目、西野五条二丁目、西野五条三丁目、西野五条四丁目、西野五条五丁目、西野五条六丁目、西野五条七丁目、西野五条八丁目、西野五条九丁目、西野五条十丁目、西野六条一丁目、西野六条二丁目、西野六条三丁目、西野六条四丁目、西野六条五丁目、西野六条六丁目、西野六条七丁目、西野六条八丁目、西野六条九丁目、西野六条十丁目、西野七条一丁目、西野七条二丁目、西野七条三丁目、西野七条四丁目、西野七条五丁目、西野七条六丁目、西野七条七丁目、西野七条八丁目、西野七条九丁目、西野七条十丁目、西野八条一丁目、西野八条二丁目、西野八条三丁目、西野八条四丁目、西野八条五丁目、西野八条六丁目、西野八条七丁目、西野八条八丁目、西野八条九丁目、西野八条十丁目、西野九条三丁目、西野九条四丁目、西野九条五丁目、西野九条六丁目、西野九条七丁目、西野九条八丁目、西野九条九丁目、西野十条六丁目、西野十条七丁目、西野十条八丁目、西野十条九丁目、西野十一条七丁目、西野十一条八丁目、西野十一条九丁目、西野十二条八丁目、西野十三条八丁目、西野十四条八丁目、西野、福井一丁目、福井二丁目、福井三丁目、福井四丁目、福井五丁目

、福井六丁目、福井七丁目、福井八丁目、福井九丁目、福井十丁目、福井、平和一条二丁目、平和一条三丁目、平和一条四丁目、平和一条五丁目、平和一条六丁目、平和一条七丁目、平和一条八丁目、平和一条九丁目、平和一条十丁目、平和一条十一丁目、平和二条一丁目、平和二条二丁目、平和二条三丁目、平和二条四丁目、平和二条五丁目、平和二条六丁目、平和二条七丁目、平和二条八丁目、平和二条九丁目、平和二条十丁目、平和二条十一丁目、平和三条四丁目、平和三条五丁目、平和三条六丁目、平和三条七丁目、平和三条八丁目、平和三条九丁目、平和三条十丁目、平和

第二区

札幌市

北区

第一区に属しない区域

東区

「札幌市

別表第一北海道第四区の項中「札幌市」を　西区　に改め、同表北海道第六

第一区に属しない区域」

区の項を次のように改める。

第六区

旭川市

士別市

名寄市

富良野市

北海道上川総合振興局管内

別表第一北海道第十区の項中「北海道上川総合振興局管内」を削り、同表北海道第十二区の項を次のように改める。

第十二区

北見市

「北海道上川総合振興局管内（幌加内町を除く。）及び北海道宗谷総合振興局管内（幌延町を除く。）」

網走市
稚内市
紋別市
北海道宗谷総合振興局管内
北海道オホーツク総合振興局管内

別表第一青森県第一区の項から青森県第三区の項までを次のように改める。

第一区
青森市
むつ市
東津軽郡
上北郡
野辺地町
横浜町

六ケ所村
下北郡
第二区
八戸市
十和田市
三沢市
上北郡
七戸町
六戸町
東北町
おいらせ町
三戸郡
第三区

弘前市
黒石市
五所川原市
つがる市
平川市
西津軽郡
中津軽郡
南津軽郡
北津軽郡

別表第一青森県第四区の項を削る。

別表第一岩手県第一区の項から岩手県第三区の項までを次のように改める。

第一区

盛岡市

紫波郡

第二区

宮古市

大船渡市

久慈市

遠野市

陸前高田市

釜石市

二戸市

八幡平市

滝沢市

岩手郡

気仙郡

上閉伊郡
下閉伊郡
九戸郡
二戸郡

第三区

花巻市
北上市
一関市
奥州市
和賀郡
胆沢郡
西磐井郡

別表第一岩手県第四区の項を削る。

別表第一宮城県第一区の項中「太　白　区」を　「太　白　区
本庁管内」
に改め、同表宮城県第三区の項中「白　石
市」を　「仙　台　市
太　白　区
第一区に属しない区域
白　石　市
」
に改め、同表宮城県第四区の項を次のように改める。

第四区

塩竈市
多賀城市
富谷市
宮城郡
七ヶ浜町
利府町

黒川郡
大和町
大衡村
加美郡

別表第一宮城県第五区の項中「遠田郡
牡鹿郡」を「大郷町」に改め、同表宮城県第六区の項中「本吉郡」を削る。

「宮城郡
松島町
黒川郡
遠田郡
牡鹿郡
本吉郡」

「西白河郡

別表第一福島県第三区の項中「西白河郡」を

泉崎村
中島村
矢吹町」

に改め、同表福島県第四区の項中「大

「大沼郡

沼郡」を西白河郡に改める。

西郷村」

別表第一茨城県第一区の項中「御前山総合支所管内」を「御前山支所管内」に改める。

別表第一栃木県第二区の項中「西方町」を「栃木市役所西方総合支所管内」に改め、同表栃木県第四区の項を次のように改める。

第四区

栃木市

栃木市役所大平総合支所管内

栃木市役所藤岡総合支所管内

栃木市役所都賀総合支所管内
栃木市役所岩舟総合支所管内
小山市
真岡市
下野市

第一区に属しない区域

芳賀郡
下都賀郡

別表第一群馬県第一区の項中「渋川市赤城総合支所管内」を「渋川市赤城行政センター管内」に改める。

別表第一埼玉県第一区の項から埼玉県第三区の項までを次のように改める。

第一区	さいたま市

見沼区（大字砂、砂町二丁目、東大宮二丁目、東大宮三丁目及び東大宮四丁目に属する区域を除く。）

浦和区

緑区

岩槻区

第二区

川口市

本庁管内

新郷支所管内

神根支所管内

芝支所管内

芝中田一丁目、芝中田二丁目、芝宮根町、芝高木一丁目、芝高木二丁目、芝東町、芝一丁目、芝二丁目、芝三丁目、芝四丁目、芝下一丁目、芝下二丁目、芝下三丁目、大字芝（三千百二番地から三

千百九十八番地までを除く。）、芝西一丁目（一番から十一番までを除く。）、芝西二丁目、芝塚原一丁目（一番及び四番を除く。）、芝塚原二丁目、大字伊刈、大字小谷場、柳崎二丁目、柳崎三丁目、柳崎一丁目、柳崎四丁目、柳崎五丁目、北園町、柳根町

安行支所管内

戸塚支所管内

鳩ヶ谷支所管内

第三区

草加市

越谷市

赤山町一丁目、赤山町二丁目、赤山町三丁目、赤山町四丁目、赤山町五丁目、赤山本町、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、東町四丁目、東町五丁目、東町六丁目、伊原一丁目、伊原二丁目、大字大里、大沢、大沢一丁目、大沢二丁目、大沢三丁目、大沢四丁目、大字大杉、大字大泊、大字大林、大字大房、大字大松、大間野町一丁目、大間野町二丁目、大間野町三丁目、大間野町四丁目、大間野

町五丁目、大字大吉、大字小曽川、大字上間久里（九百七十六番地から千七十五番地までを除く。）、大字蒲生、蒲生一丁目、蒲生二丁目、蒲生三丁目、蒲生四丁目、蒲生茜町、蒲生旭町、蒲生愛宕町、蒲生寿町、蒲生西町一丁目、蒲生西町二丁目、蒲生東町、蒲生本町、蒲生南町、川柳町一丁目、川柳町二丁目、川柳町三丁目、川柳町四丁目、川柳町五丁目、川柳町六丁目、瓦曽根一丁目、瓦曽根二丁目、瓦曽根三丁目、大字北後谷、大字北川崎、北越谷一丁目、北越谷二丁目、北越谷三丁目、北越谷四丁目、北越谷五丁目、越ヶ谷、越ヶ谷一丁目、越ヶ谷二丁目、越ヶ谷三丁目、越ヶ谷四丁目、越ヶ谷五丁目、越ヶ谷本町、御殿町、相模町一丁目、相模町二丁目、相模町三丁目、相模町四丁目、相模町五丁目、相模町六丁目、相模町七丁目、七左町一丁目、七左町四丁目、七左町五丁目、七左町六丁目、七左町七丁目、七左町八丁目、大字下間久里、新川町一丁目、新川町二丁目、新越谷一丁目、新越谷二丁目、神明町一丁目、神明町二丁目、神明町三丁目、大字砂原、千間台東一丁目、千間台東二丁目、千間台東三丁目、千間台東四丁目、大成町一丁目、大成町二丁目、大成町三丁目、大成町四丁目、大成町五丁目、大成町六丁目、大成町七丁目、大成町八丁目、大字中島、中島一丁目、中島二丁目、中島三丁目、大字長島、中町、大字西新井、大字西方、西方一丁目、西方二丁目、大字野島、

登戸町、大字花田、花田一丁目、花田二丁目、花田三丁目、花田四丁目、花田五丁目、花田六丁目、花田七丁目、東大沢一丁目、東大沢二丁目、東大沢三丁目、東大沢四丁目、東大沢五丁目、東越谷一丁目、東越谷二丁目、東越谷三丁目、東越谷四丁目、東越谷五丁目、東越谷六丁目、東越谷七丁目、東越谷八丁目、東越谷九丁目、東越谷十丁目、東柳田町、大字平方、平方南町、大字袋山（六百七十一番地から六百七十九番地まで、六百八十一番地から六百八十七番地まで、六百九十六番地から六百九十九番地まで、七百四番地、七百二十八番地から七百五十三番地まで、七百六十一番地から八百五番地まで、八百十一番地から八百三十七番地まで、八百四十三番地、八百五十六番地から八百八十八番地まで、八百九十九番地から九百五十二番地まで、九百七十八番地から千二十一番地まで、千八十一番地から千百六十二番地まで、千百六十四番地から千百八十七番地まで、千百九十一番地から千二百十八番地まで、千六百七十七番地、千七百十七番地、千七百十八番地、千七百五十六番地、千七百五十七番地、千八百五十一番地から二千一番地まで及び二千四番地から二千六十番地までに限る。）、大字船渡、大字増林、増林一丁目、増林二丁目、増林三丁目、大字増森、増森一丁目、増森二丁目、大字南荻島（一番地から四千十三番地まで、四千九十五番地、四千九十六番地及び四千百三十一番

地から四千百三十五番地までに限る。）、南越谷一丁目、南越谷二丁目、南越谷三丁目、南越谷四丁目、南越谷五丁目、南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目、宮前一丁目、宮本町一丁目、宮本町二丁目、宮本町三丁目、宮本町四丁目、宮本町五丁目、大字向畑、元柳田町、弥栄町一丁目、弥栄町二丁目、弥栄町三丁目、弥栄町四丁目、大字弥十郎、谷中町一丁目、谷中町二丁目、谷中町三丁目、谷中町四丁目、柳町、弥生町、流通団地一丁目、流通団地二丁目、流通団地三丁目、流通団地四丁目、レイクタウン一丁目、レイクタウン二丁目、レイクタウン三丁目、レイクタウン四丁目、レイクタウン五丁目、レイクタウン六丁目、レイクタウン七丁目、レイクタウン八丁目、レイクタウン九丁目

別表第一埼玉県第五区の項を次のように改める。

第五区	
	さいたま市
	西区
	北区
	大宮区

見沼区

第一区に属しない区域

中央区

別表第一埼玉県第十三区の項中「樋掘」を「樋堀」に、「久喜市」を「第三区に属しない区域」に改め、同表埼玉県第十五区の項中「蕨市」を「第二区に属しない区域」に改める。

「越谷市

久喜市

川口市

蕨市」

別表第一千葉県第四区の項中「船橋市船橋駅前総合窓口センター管内」の下に「（丸山一丁目、丸山二丁目、丸山三丁目、丸山四丁目及び丸山五丁目に属する区域を除く。）」を加える。

別表第一東京都第一区の項から東京都第三区の項までを次のように改める。

第一区

千代田区

港　区

港区芝地区総合支所管内（芝五丁目、三田一丁目、三田二丁目及び三田三丁目に属する区域に限る。）

港区麻布地区総合支所管内

港区赤坂地区総合支所管内

港区高輪地区総合支所管内

港区芝浦港南地区総合支所管内（芝浦一丁目、芝浦二丁目、芝浦三丁目、海岸二丁目及び海岸三丁目（一番から三番まで、十四番から十九番まで及び二十二番から三十番までに限る。）に属する区域を除く。）

新　宿　区

本庁管内

新宿区四谷特別出張所管内

新宿区箪笥町特別出張所管内

新宿区榎町特別出張所管内

新宿区若松町特別出張所管内

新宿区大久保特別出張所管内

新宿区戸塚特別出張所管内

新宿区落合第一特別出張所管内

下落合一丁目、下落合二丁目、下落合三丁目、下落合四丁目、中落合二丁目、高田馬場三丁目

新宿区柏木特別出張所管内

新宿区角筈特別出張所管内

第二区

中央区

港区

第一区に属しない区域

文京区

台東区

台東一丁目、台東二丁目、台東三丁目、台東四丁目、柳橋一丁目、柳橋二丁目、浅草橋一丁目、浅草橋二丁目、浅草橋三丁目、浅草橋四丁目、浅草橋五丁目、鳥越一丁目、鳥越二丁目、蔵前一丁目、蔵前二丁目、蔵前三丁目、蔵前四丁目、小島一丁目、小島二丁目、三筋一丁目、三筋二丁目、秋葉原、上野一丁目、上野二丁目、上野三丁目、上野四丁目、上野五丁目、上野六丁目、上野七丁目、東上野一丁目、東上野二丁目、東上野三丁目、東上野四丁目、東上野五丁目、元浅草一丁目、元浅草二丁目、元浅草三丁目、元浅草四丁目、寿一丁目、寿二丁目、寿三丁目、寿四丁目、駒形一丁目、駒形二丁目、北上野一丁目、北上野二丁目、下谷一丁目、下谷二丁目（一番から十二番まで、十三番六号から十三番十三号まで及び十六番から二十三番までに限る。）、下谷三丁目、根岸一丁目、根岸二丁目、根岸三丁目、根岸四丁目、根岸五丁目、入谷一丁目（四番から八番まで、十五番から二十番まで及び二十九番から三十一番までに限る。）、入谷二丁目（三十四番から三十九番までに限る。）、竜泉一丁目、竜泉二丁目、竜泉三丁目、西浅草一丁目、雷門一丁目、雷門二丁目、浅草一丁目、浅草二丁目（一番から十二番まで及び二十八番から三十五番までに限る。）、花川戸一丁目、花川戸二丁目、千

東二丁目（三十三番から三十六番までに限る。）、日本堤二丁目（三十六番から三十九番までに限る。）、三ノ輪一丁目、三ノ輪二丁目、池之端一丁目、池之端二丁目、池之端三丁目、池之端四丁目、上野公園、上野桜木一丁目、上野桜木二丁目、谷中一丁目、谷中二丁目、谷中三丁目、谷中四丁目、谷中五丁目、谷中六丁目、谷中七丁目

第三区

品川区

品川区品川第一地域センター管内

品川区品川第二地域センター管内

品川区大崎第一地域センター管内

東五反田一丁目、東五反田二丁目、東五反田三丁目、西五反田一丁目、西五反田二丁目（一番から二十一番までに限る。）、西五反田八丁目（四番一号から四番十三号まで、五番、六番十号から六番二十三号まで、七番及び八番に限る。）、小山台一丁目、小山一丁目、荏原一丁目

品川区大崎第二地域センター管内（西五反田六丁目及び西五反田七丁目に属する区域を除く。）

品川区大井第一地域センター管内

品川区大井第二地域センター管内

品川区大井第三地域センター管内

品川区荏原第一地域センター管内

品川区荏原第二地域センター管内

品川区荏原第三地域センター管内

品川区荏原第四地域センター管内

品川区荏原第五地域センター管内

品川区八潮地域センター管内

大　田　区

大田区嶺町特別出張所管内

大田区田園調布特別出張所管内

大田区鵜の木特別出張所管内（鵜の木二丁目及び鵜の木三丁目に属する区域に限る。）

大田区久が原特別出張所管内（千鳥一丁目及び池上三丁目に属する区域を除く。）

大田区雪谷特別出張所管内

大田区千束特別出張所管内

東京都大島支庁管内

東京都三宅支庁管内

東京都八丈支庁管内

東京都小笠原支庁管内

別表第一東京都第五区の項を次のように改める。

第五区	目黒区
	目黒区北部地区サービス事務所管内（上目黒二丁目（四十七番から四十九番までに限る。）に属する区域に限る。）
	目黒区東部地区サービス事務所管内（中目黒五丁目、下目黒四丁目（二十一番から二十三番までに限

る。）、下目黒五丁目（八番から三十七番までに限る。）、下目黒六丁目及び目黒本町一丁目に属する区域に限る。）

目黒区中央地区サービス事務所管内（目黒四丁目（六番から十一番までに限る。）に属する区域を除く。）

目黒区南部地区サービス事務所管内

目黒区西部地区サービス事務所管内

世田谷区

世田谷区池尻まちづくりセンター管内

世田谷区太子堂まちづくりセンター管内

世田谷区下馬まちづくりセンター管内

世田谷区上馬まちづくりセンター管内

世田谷区代沢まちづくりセンター管内

世田谷区奥沢まちづくりセンター管内

世田谷区九品仏まちづくりセンター管内
世田谷区等々力まちづくりセンター管内
世田谷区上野毛まちづくりセンター管内
世田谷区用賀まちづくりセンター管内
世田谷区深沢まちづくりセンター管内

別表第一東京都第七区の項及び東京都第八区の項を次のように改める。

第七区	
品川区	
	第三区に属しない区域
目黒区	
	第五区に属しない区域
渋谷区	
中野区	

南台一丁目、南台二丁目、南台三丁目、南台四丁目、南台五丁目、弥生町一丁目、弥生町二丁目、弥生町三丁目、弥生町四丁目、弥生町五丁目、弥生町六丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、東中野一丁目、東中野二丁目、東中野四丁目、東中野五丁目、中野一丁目、中野二丁目、中野三丁目、中野四丁目、中野五丁目（十番から六十八番までに限る。）、新井一丁目（一番から三十五番までに限る。）、新井二丁目、新井三丁目、野方一丁目、野方二丁目（一番から三十一番まで及び四十一番から六十二番までに限る。）

杉並区（方南一丁目及び方南二丁目に属する区域に限る。）

第八区

杉並区

第七区に属しない区域

別表第一東京都第十区の項から東京都第十二区の項までを次のように改める。

第十区

新　宿　区

第一区に属しない区域

中　野　区

第七区に属しない区域

豊　島　区

本庁管内

東池袋一丁目、東池袋二丁目、東池袋三丁目、東池袋四丁目、東池袋五丁目、南池袋一丁目、南池袋二丁目、南池袋三丁目、南池袋四丁目、西池袋一丁目、西池袋二丁目、西池袋三丁目、西池袋四丁目、西池袋五丁目、池袋一丁目、池袋二丁目、池袋三丁目、池袋四丁目、池袋本町一丁目、池袋本町二丁目、池袋本町三丁目、池袋本町四丁目、雑司が谷一丁目、雑司が谷二丁目、雑司が谷三丁目、高田一丁目、高田二丁目、高田三丁目、目白一丁目、目白二丁目、目白三丁目、目白四丁目

豊島区東部区民事務所管内（南大塚三丁目及び東池袋五丁目に属する区域に限る。）

豊島区西部区民事務所管内

練馬区

第九区に属しない区域

第十一区

板橋区

本庁管内

板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目、坂下二丁目、坂下三丁目、東坂下一丁目、東坂下二丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、

小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、蓮根一丁目、蓮根二丁目、蓮根三丁目、相生町、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目、高島平一丁目、高島平二丁目、高島平三丁目、高島平四丁目、高島平五丁目、高島平六丁目、高島平七丁目、高島平八丁目、高島平九丁目、新河岸三丁目

東京都板橋区赤塚支所管内

第十二区

豊島区

第十区に属しない区域

北区

板橋区

第十一区に属しない区域

足　立　区

入谷一丁目、入谷二丁目、入谷三丁目、入谷四丁目、入谷五丁目、入谷六丁目、入谷七丁目、入谷八丁目、入谷九丁目、入谷町、扇二丁目、小台一丁目、小台二丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、江北一丁目、江北二丁目、江北三丁目、江北四丁目、江北五丁目、江北六丁目、江北七丁目、皿沼一丁目、皿沼二丁目、皿沼三丁目、鹿浜一丁目、鹿浜二丁目、鹿浜三丁目、鹿浜四丁目、鹿浜五丁目、鹿浜六丁目、鹿浜七丁目、鹿浜八丁目、新田一丁目、新田二丁目、新田三丁目、椿一丁目、椿二丁目、舎人一丁目、舎人二丁目、舎人三丁目、舎人四丁目、舎人五丁目、舎人六丁目、舎人公園、舎人町、堀之内一丁目、堀之内二丁目、宮城一丁目、宮城二丁目、谷在家二丁目、谷在家三丁目

別表第一東京都第十四区の項を次のように改める。

第十四区

台　東　区

第二区に属しない区域

墨　田　区

荒　川　区

別表第一東京都第十六区の項を次のように改める。

第十六区

江戸川区

本庁管内

中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、松島一丁目、松島二丁目、松島三丁目、松島四丁目、松江一丁目、松江二丁目、松江三丁目、松江四丁目、松江五丁目、松江六丁目、松江七丁目、東小松川一丁目、東小松川二丁目、東小松川三丁目、東小松川四丁目、西小松川町、大杉一丁目、大杉二丁目、大杉三丁目、大杉四丁目、大杉五丁目、西一之江一丁目、西一之江二丁目、西一之江三丁目、西一之江四丁目、春江町四丁目、一之江一丁目、一之江二丁目、一之江三丁目、一之江四丁目、一之江五丁目、一之江六丁目、一之江七丁目、一之江八丁目、西瑞江四丁目、江戸川四丁目、松本一丁目、松本二丁目

江戸川区小松川事務所管内

江戸川区葛西事務所管内
江戸川区東部事務所管内
江戸川区鹿骨事務所管内

別表第一東京都第十九区の項中「国　立　市」を削り、同表東京都第二十一区の項から東京都第二十四区の項までを次のように改める。

第二十一区

八王子市（東中野及び大塚に属する区域に限る。）
立川市
日野市
国立市
多摩市
関戸、関戸一丁目、関戸二丁目、関戸三丁目、関戸四丁目、関戸五丁目（一番から八番まで及び十三番から三十一番までに限る。）、連光寺、連光寺一丁目、連光寺二丁目、連光寺三丁目、連光寺四丁

目、連光寺五丁目、連光寺六丁目、東寺方一丁目、一ノ宮、一ノ宮二丁目、一ノ宮三丁目、一ノ宮四丁目、聖ヶ丘一丁目（一番から二十四番まで、三十五番及び四十四番に限る。）、聖ヶ丘二丁目、聖ヶ丘三丁目、聖ヶ丘四丁目、聖ヶ丘五丁目

稲城市

坂浜、平尾、平尾一丁目、平尾二丁目、平尾三丁目、長峰一丁目、長峰二丁目、長峰三丁目、若葉台一丁目、若葉台二丁目、若葉台三丁目、若葉台四丁目

第二十二区

三鷹市

調布市

狛江市

稲城市

第二十一区に属しない区域

第二十三区

町田市

多摩市

第二十一区に属しない区域

第二十四区

八王子市

第二十一区に属しない区域

別表第一東京都第二十五区の項中「青梅市」を「青梅市昭島市」に改める。

別表第一神奈川県第七区の項から神奈川県第九区の項までを次のように改める。

第七区

横浜市

港北区

都筑区

第八区

あゆみが丘、池辺町、牛久保町、牛久保一丁目、牛久保二丁目、牛久保三丁目、牛久保西一丁目、牛久保西二丁目、牛久保西三丁目、牛久保西四丁目、牛久保東一丁目、牛久保東二丁目、牛久保東三丁目、大熊町、大棚町、大棚西、折本町、加賀原一丁目、加賀原二丁目、勝田町、勝田南一丁目、勝田南二丁目、川向町、川和台、川和町、北山田一丁目、北山田二丁目、北山田三丁目、北山田四丁目、北山田五丁目、北山田六丁目、北山田七丁目、葛が谷、佐江戸町、桜並木、新栄町、すみれが丘、高山、茅ケ崎町、茅ケ崎中央、茅ケ崎東一丁目、茅ケ崎東二丁目、茅ケ崎東三丁目、茅ケ崎東四丁目、茅ケ崎東五丁目、茅ケ崎南一丁目、茅ケ崎南二丁目、茅ケ崎南三丁目、茅ケ崎南四丁目、茅ケ崎南五丁目、中川一丁目、中川二丁目、中川三丁目、中川四丁目、中川五丁目、中川六丁目、中川七丁目、中川八丁目、中川中央一丁目、中川中央二丁目、長坂、仲町台一丁目、仲町台二丁目、仲町台三丁目、仲町台四丁目、仲町台五丁目、二の丸、早渕一丁目、早渕二丁目、早渕三丁目、東方町、東山田町、東山田一丁目、東山田二丁目、東山田三丁目、東山田四丁目、平台、富士見が丘、南山田町、南山田一丁目、南山田二丁目、南山田三丁目、見花山

横浜市

緑区

青葉区

都筑区

第七区に属しない区域

第九区

川崎市

多摩区

宮前区

宮前区役所向丘出張所管内（神木本町一丁目、神木本町二丁目、神木本町三丁目、神木本町四丁目及び神木本町五丁目に属する区域に限る。）

麻生区

別表第一神奈川県第十区の項中「今井、」及び「、井田三舞町、井田杉山町」を削り、同表神奈川県第

十三区の項を次のように改める。

第十三区

大和市

海老名市

座間市

入谷一丁目、入谷二丁目、入谷三丁目、入谷四丁目、入谷五丁目、栗原、栗原中央一丁目、栗原中央二丁目、栗原中央三丁目、栗原中央四丁目、栗原中央五丁目、栗原中央六丁目、小松原一丁目、小松原二丁目、さがみ野一丁目、さがみ野二丁目、さがみ野三丁目、座間、座間一丁目、座間二丁目、座間入谷、新田宿、相武台一丁目、相武台二丁目、相武台三丁目、相武台四丁目、立野台一丁目、立野台二丁目、立野台三丁目、西栗原一丁目、西栗原二丁目、東原一丁目、東原二丁目、東原三丁目、東原四丁目、東原五丁目、ひばりが丘一丁目、ひばりが丘二丁目、ひばりが丘三丁目、ひばりが丘四丁目、ひばりが丘五丁目、広野台一丁目、広野台二丁目、緑ケ丘一丁目、緑ケ丘二丁目、緑ケ丘三丁目、緑ケ丘四丁目、緑ケ丘五丁目、緑ケ丘六丁目、南栗原一丁目、南栗原二丁目、南栗原三丁目、南栗

原四丁目、南栗原五丁目、南栗原六丁目、明王、四ツ谷

綾瀬市

別表第一神奈川県第十四区の項中「相南一丁目」の下に「（一番から十八番までに限る。）」を、「相南二丁目」の下に「（一番から十二番まで、十七番及び二十五番から二十八番までに限る。）」を加え、「、相南四丁目」を「（一番から二十六番まで及び三十四番から四十七番までに限る。）」に改め、「、松が枝町」を削り、同表神奈川県第十六区の項中「伊勢原市」を

「伊勢原市
第十三区に属しない区域」

に改め、同表神奈川県第十八区の項中「宮前区」を

「宮前区
第九区に属しない区域」

に改める。

別表第一富山県第一区の項を次のように改める。

第一区

富山市

相生町、綾田町一丁目、綾田町二丁目、綾田町三丁目、青柳、青柳新、赤江町、赤田、秋ヶ島、秋吉
、秋吉新町、悪王寺、曙町、朝日、旭町、安住町、愛宕町一丁目、愛宕町二丁目、荒川、荒川一丁目
、荒川二丁目、荒川三丁目、荒川四丁目、荒川五丁目、荒川新町、荒町、新屋、有沢、有沢新町、粟
島町一丁目、粟島町二丁目、粟島町三丁目、安養寺、安養坊、飯野、池多、石金一丁目、石金二丁目
、石金三丁目、石倉町、石坂、石坂新、石坂東町、石田、石屋、泉町一丁目、泉町二丁目、磯部町一
丁目、磯部町二丁目、磯部町三丁目、磯部町四丁目、一番町、一本木、稲荷園町、稲荷町一丁目、稲
荷町二丁目、稲荷町三丁目、稲荷町四丁目、稲荷元町一丁目、稲荷元町二丁目、稲荷元町三丁目、犬
島一丁目、犬島二丁目、犬島三丁目、犬島四丁目、犬島五丁目、犬島六丁目、犬島七丁目、犬島新町
一丁目、犬島新町二丁目、今泉、今泉西部町、今泉北部町、今市、今木町、岩瀬赤田町、岩瀬天池町
、岩瀬池田町、岩瀬入船町、岩瀬梅本町、岩瀬御蔵町、岩瀬表町、岩瀬古志町、岩瀬諏訪町、岩瀬高
畠町、岩瀬天神町、岩瀬萩浦町、岩瀬白山町、岩瀬文化町、岩瀬前田町、岩瀬松原町、岩瀬港町、牛
島新町、牛島町、牛島本町一丁目、牛島本町二丁目、打出、打出新、内幸町、梅沢町一丁目、梅沢町
二丁目、梅沢町三丁目、上野、上野寿町、上野新、上野新町、永楽町、越前町、江本、荏原新町、蛯

町、追分茶屋、大井、大泉、大泉北町、大泉中町、大泉東町一丁目、大泉東町二丁目、大泉本町一丁目、大泉本町二丁目、大泉町一丁目、大泉町二丁目、大泉町三丁目、大江千、大江千新町、大島一丁目、大島二丁目、大島三丁目、大島四丁目、太田、太田口通り一丁目、太田口通り二丁目、太田口通り三丁目、於保多町、太田南町、大塚、大塚北、大塚西、大塚東、大塚南、大手町、大場、大町、大宮町、奥井町、奥田寿町、奥田新町、奥田双葉町、奥田本町、奥田町、押上、音羽町一丁目、音羽町二丁目、雄山町、海岸通、開発、掛尾栄町、掛尾町、鹿島町一丁目、鹿島町二丁目、金代、金屋、金山新、金山新北、金山新桜ヶ丘、金山新中、金山新西、金山新東、金山新南、上赤江、上赤江町一丁目、上赤江町二丁目、上飯野、上飯野新町一丁目、上飯野新町二丁目、上飯野新町三丁目、上飯野新町四丁目、上飯野新町五丁目、上今町、上熊野、上栄、上庄町、上新保、上千俵町、上布目、上袋、上富居、上富居一丁目、上富居二丁目、上富居三丁目、上富居新町、上堀南町、上本町、上八日町、願海寺、北押川、北新町一丁目、北新町二丁目、北代、北代新、北代中部、北代東部、北代北部、北二ツ屋、木場町、経田、経堂、経堂一丁目、経堂二丁目、経堂三丁目、経堂四丁目、経堂新町、経力、金泉寺、銀嶺町、久郷、草島、楠木、窪新町、窪本町、公文名、栗山、呉羽野田、呉羽町、呉羽町

北、呉羽町西、黒崎、黒瀬、黒瀬北町一丁目、黒瀬北町二丁目、小泉町、興人町、高来、古志町一丁目、古志町二丁目、古志町三丁目、古志町四丁目、古志町五丁目、古志町六丁目、小島町、小杉、五艘、小中、小西、五番町、五福、五本榎、駒見、才覚寺、境野新、栄新町、栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、坂下新、桜木町、桜谷みどり町一丁目、桜谷みどり町二丁目、桜橋通り、桜町一丁目、桜町二丁目、山王町、三熊、三番町、七軒町、芝園町一丁目、芝園町二丁目、芝園町三丁目、島田、清水中町、清水町一丁目、清水町二丁目、清水町三丁目、清水町四丁目、清水町五丁目、清水町六丁目、清水町七丁目、清水町八丁目、清水町九丁目、清水元町、下赤江、下赤江町一丁目、下赤江町二丁目、下飯野、下奥井一丁目、下奥井二丁目、下熊野、下新北町、下新西町、下新日曹町、下新本町、下新町、下野、下野新、下富居、下富居一丁目、下富居二丁目、下堀、城川原一丁目、城川原二丁目、城川原三丁目、庄高田、城北町、城村、城村新町、白銀町、新金代一丁目、新金代二丁目、新川原町、新桜町、新庄北町、新庄銀座一丁目、新庄銀座二丁目、新庄銀座三丁目、新庄本町一丁目、新庄本町二丁目、新庄本町三丁目、新庄町、新庄町一丁目、新庄町二丁目、新庄町三丁目、新庄町四丁目、新総曲輪、新千原崎、神通本町一丁目、神通本町二丁目、神通町一丁目、神通町二丁目、神通

町三丁目、新富町一丁目、新富町二丁目、新根塚町一丁目、新根塚町二丁目、新根塚町三丁目、新富居、新保、新名、杉瀬、杉谷、砂町、住友町、住吉、住吉町一丁目、住吉町二丁目、諏訪川原一丁目、諏訪川原二丁目、諏訪川原三丁目、清風町、関、千石町一丁目、千石町二丁目、千石町三丁目、千石町四丁目、千石町五丁目、千石町六丁目、千成町、千俵町、総曲輪一丁目、総曲輪二丁目、総曲輪三丁目、総曲輪四丁目、惣在寺、双代町、高木、高木西、高木東、高木南、高島、高園町、高田、高畠町一丁目、高畠町二丁目、高屋敷、宝町一丁目、宝町二丁目、田刈屋、館出町一丁目、館出町二丁目、辰尾、辰巳町一丁目、辰巳町二丁目、田中町一丁目、田中町二丁目、田中町三丁目、田中町四丁目、田中町五丁目、田尻、田尻西、田尻東、田尻南、田畑、珠泉西町、珠泉東町、手屋、手屋一丁目、手屋二丁目、手屋三丁目、太郎丸、太郎丸西町一丁目、太郎丸西町二丁目、太郎丸本町一丁目、太郎丸本町二丁目、太郎丸本町三丁目、太郎丸本町四丁目、千歳町一丁目、千歳町二丁目、千歳町三丁目、千原崎、千原崎一丁目、千原崎二丁目、茶屋町、中央通り一丁目、中央通り二丁目、中央通り三丁目、中間島、中間島一丁目、中間島二丁目、千代田町、塚原、月岡新、月岡西緑町、月岡東緑町一丁目、月岡東緑町二丁目、月岡東緑町三丁目、月岡東緑町四丁目、月岡町一丁目、月岡町二丁目、月

岡町三丁目、月岡町四丁目、月岡町五丁目、月岡町六丁目、月岡町七丁目、月見町一丁目、月見町二丁目、月見町三丁目、月見町四丁目、月見町五丁目、月見町六丁目、月見町七丁目、堤町通り一丁目、堤町通り二丁目、つばめ野一丁目、つばめ野二丁目、つばめ野三丁目、鶴ヶ丘町、寺島、寺町、寺町けや木台、天正寺、土居原町、問屋町一丁目、問屋町二丁目、問屋町三丁目、道正、任海、常盤台、常盤町、栃谷、利波、富岡町、友杉、豊丘町、豊川町、豊島町、豊城新町、豊城町、豊田、豊田本町一丁目、豊田本町二丁目、豊田本町三丁目、豊田本町四丁目、豊田町一丁目、豊田町二丁目、豊若町一丁目、豊若町二丁目、豊若町三丁目、永久町、中市、中市一丁目、中市二丁目、長江、長江一丁目、長江二丁目、長江三丁目、長江四丁目、長江五丁目、長江新町一丁目、長江新町二丁目、長江新町三丁目、長江新町四丁目、長江東町一丁目、長江東町二丁目、長江東町三丁目、長江本町、長柄町一丁目、長柄町二丁目、長柄町三丁目、中老田、長岡、長岡新、中沖、中川原、中川原新町、中川原台一丁目、中川原台二丁目、中島一丁目、中島二丁目、中島三丁目、中島四丁目、中島五丁目、中田、中田一丁目、中田二丁目、中田三丁目、中布目、中野新、中野新町一丁目、中野新町二丁目、中富居、中富居新町、中屋、流杉、鍋田、南央町、西四十物町、西荒屋、西大泉、西押川、西金屋、西公

文名、西公文名町、西山王町、西新庄、西町、西田地方町一丁目、西田地方町二丁目、西田地方町三丁目、西長江一丁目、西長江二丁目、西長江三丁目、西長江四丁目、西長江本町、西中野本町、西中野町一丁目、西中野町二丁目、西野新、西番、西宮町、西二俣、西宮、蜷川、布市、布市新町、布瀬本町、布瀬町、布瀬町一丁目、布瀬町二丁目、布瀬町南一丁目、布瀬町南二丁目、布瀬町南三丁目、布目、布目北、布目西、根塚町一丁目、根塚町二丁目、根塚町三丁目、根塚町四丁目、野口、野口南部、野口北部、野田、野中、野中新、野々上、野町、萩原、蓮町一丁目、蓮町二丁目、蓮町三丁目、蓮町四丁目、蓮町五丁目、蓮町六丁目、旅籠町、畑中、八川、八人町、八ヶ山、八町、八町北、八町中、八町西、八町東、八町南、花園町一丁目、花園町二丁目、花園町三丁目、花園町四丁目、花木、羽根、浜黒崎、林崎、針日、針原中、針原中町、晴海台、東石金町、東岩瀬町、東岩瀬村、東老田、東田地方町一丁目、東田地方町二丁目、東富山寿町一丁目、東富山寿町二丁目、東富山寿町三丁目、東中野町一丁目、東中野町二丁目、東中野町三丁目、東流杉、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、日方江、久方町、日之出町、日俣、百塚、鵜島、ひよどり南台、平榎、平岡、開、開ヶ丘、平吹町、福居、冨居栄町、不二越本町一丁目、不二越本町二丁目、不二越町、藤木、藤木新、藤木新町、藤

の木園町、藤の木台一丁目、藤の木台二丁目、藤の木台三丁目、二口町一丁目、二口町二丁目、二口町三丁目、二口町四丁目、二口町五丁目、二俣、二俣新町、舟橋今町、舟橋北町、舟橋南町、古鍛冶町、古川、古沢、古寺、文京町一丁目、文京町二丁目、文京町三丁目、別名、星井町一丁目、星井町二丁目、星井町三丁目、堀、堀川小泉町、堀川小泉町一丁目、堀川小泉町二丁目、堀川本郷、堀川町、堀端町、本郷、本郷島、本郷新、本郷西部、本郷中部、本郷東部、本郷北部、本郷町、本町、本丸、牧田、町新、町袋、町村、町村一丁目、町村二丁目、松浦町、松木、松木新、松若町、丸の内一丁目、丸の内二丁目、丸の内三丁目、三上、水落、水橋池田舘、水橋池田町、水橋石政、水橋石割、水橋伊勢屋、水橋伊勢領、水橋市江、水橋市田袋、水橋入江、水橋魚躬、水橋大町、水橋沖、水橋肘崎、水橋開発、水橋開発町、水橋鏡田、水橋堅田、水橋金尾、水橋金尾新、水橋金広、水橋上桜木、水橋上砂子坂、水橋川原町、水橋北馬場、水橋狐塚、水橋小池、水橋恋塚、水橋小出、水橋五郎丸、水橋桜木、水橋佐野竹、水橋山王町、水橋下段、水橋柴草、水橋清水堂、水橋下砂子坂、水橋下砂子坂新、水橋常願寺、水橋小路、水橋上条新町、水橋新保、水橋新堀、水橋専光寺、水橋大正、水橋高月、水橋高寺、水橋高堂、水橋舘町、水橋田伏、水橋辻ヶ堂、水橋中馬場、水橋中町、水橋中村、水橋

中村町、水橋入部町、水橋畠等、水橋番頭名、水橋平榎、水橋平塚、水橋二杉、水橋二ッ屋、水橋曲淵、水橋町、水橋町袋、水橋的場、水橋柳寺、緑町一丁目、緑町二丁目、湊入船町、南金屋、南栗山、南新町、南田町一丁目、南田町二丁目、南中田、宮尾、宮条、宮園町、宮成、宮成新、宮保、宮町、向新庄、向新庄町一丁目、向新庄町二丁目、向新庄町三丁目、向新庄町四丁目、向新庄町五丁目、向新庄町六丁目、向新庄町七丁目、向新庄町八丁目、向川原町、室町通り一丁目、室町通り二丁目、明輪町、元町一丁目、元町二丁目、桃井町一丁目、桃井町二丁目、森、森一丁目、森二丁目、森三丁目、森四丁目、森五丁目、森住町、森田、森若町、安田町、安野屋町一丁目、安野屋町二丁目、安野屋町三丁目、柳町一丁目、柳町二丁目、柳町三丁目、柳町四丁目、八幡、山岸、山室、山室荒屋、山室荒屋新町、山本、山本新、弥生町一丁目、弥生町二丁目、八日町、四方、四方荒屋、四方一番町、四方恵比須町、四方北窪、四方新、四方新出町、四方神明町、四方田町、四方西岩瀬、四方二番町、四方野割町、四方港町、横内、横越、吉岡、吉倉、吉作、四ツ葉町、米田、米田すずかけ台一丁目、米田すずかけ台二丁目、米田すずかけ台三丁目、米田町一丁目、米田町二丁目、米田町三丁目、若竹町一丁目、若竹町二丁目、若竹町三丁目、若竹町四丁目、若竹町五丁目、若竹町六丁目

別表第一愛知県第六区の項を次のように改める。

第六区

瀬戸市

瀬戸市役所水野支所管内

川平町、本郷町（十番から千四十八番までに限る。）、十軒町、鹿乗町、内田町一丁目、内田町二丁目、北みずの坂一丁目、北みずの坂二丁目、北みずの坂三丁目

春日井市

犬山市

小牧市

別表第一愛知県第七区の項中「瀬戸市」を「瀬戸市　第六区に属しない区域」に改め、同表愛知県第十二区の項中「額田郡」を削り、同表愛知県第十四区の項中「新城市」を「新城市　額田郡」に改める。

別表第一三重県第一区の項を次のように改める。

第一区	
津市	
松阪市	
	「四日市市川島地区市民センター管内」及び四日市市桜地区市民センター管内を削り、「四日市市中部地区市民センター管内」を「四日市市楠地区市民センター管内」に、「四日市市楠総合支所管内」を「名張市」
「亀山市」を亀山市に改め、同表三重県第四区の項を次のように改める。	
	伊賀市
第四区	
伊勢市	

尾鷲市
鳥羽市
熊野市
志摩市
多気郡
度会郡
北牟婁郡
南牟婁郡

別表第一三重県第五区の項を削る。

別表第一大阪府第一区の項中「生野区」を「東成区」に改め、同表大阪府第二区の項中「阿倍野区」を

「生野区
阿倍野区」

に改め、同表大阪府第四区の項中「東成区」を削る。

別表第一兵庫県第二区の項を次のように改める。

第二区

神戸市

兵庫区

北区

長田区

西宮市

塩瀬支所管内

山口支所管内

別表第一兵庫県第五区の項から兵庫県第七区の項までを次のように改める。

第五区

豊岡市

川西市

平野（字カキヲジ原に限る。）、西畦野（字丸山及び字東通りを除く。）、一庫、国崎、黒川、横路

、大和東一丁目、大和東二丁目、大和東三丁目、大和東四丁目、大和東五丁目、大和西一丁目、大和西二丁目、大和西三丁目、大和西四丁目、大和西五丁目、美山台一丁目、美山台二丁目、美山台三丁目、丸山台一丁目、丸山台二丁目、丸山台三丁目、見野一丁目、見野二丁目、見野三丁目、東畦野、東畦野一丁目、東畦野二丁目、東畦野三丁目、東畦野四丁目、東畦野五丁目、東畦野六丁目、東畦野山手一丁目、東畦野山手二丁目、長尾町、西畦野一丁目、西畦野二丁目、山原、山原一丁目、山原二丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、山下町、山下、笹部一丁目、笹部二丁目、笹部三丁目、笹部、下財町、一庫一丁目、一庫二丁目、一庫三丁目

三田市

篠山市

養父市

丹波市

朝来市

川辺郡

美方郡

第六区

伊丹市

宝塚市

川西市

第五区に属しない区域

第七区

西宮市

第二区に属しない区域

芦屋市

別表第一奈良県第一区の項を次のように改める。

第一区

奈良市

本庁管内

奈良市西部出張所管内

奈良市北部出張所管内

奈良市東部出張所管内

奈良市月ヶ瀬行政センター管内

生駒市

別表第一奈良県第二区の項中「生駒市」を「香芝市」に、「生駒郡」を「磯城郡」に「北葛城郡」

改め、同表奈良県第三区の項を次のように改める。

第三区

大和高田市

橿原市

桜井市
五條市
御所市
葛城市
宇陀市
宇陀郡
高市郡
吉野郡

別表第一奈良県第四区の項を削る。

別表第一岡山県第一区の項を次のように改める。

第一区	岡山市北区

本庁管内（祇園、後楽園、中原及び牟佐に属する区域を除く。）

北区役所御津支所管内

北区役所建部支所管内

南　区

本庁管内

青江六丁目、あけぼの町、泉田、泉田一丁目、泉田二丁目、泉田三丁目、泉田四丁目、泉田五丁目、内尾、浦安西町、浦安本町、浦安南町、大福、海岸通一丁目、海岸通二丁目、古新田、市場一丁目、市場二丁目、下中野、新福一丁目、新福二丁目、新保、洲崎一丁目、洲崎二丁目、洲崎三丁目、妹尾、妹尾崎、曽根、立川町、築港栄町、築港新町一丁目、築港新町二丁目、築港ひかり町、築港緑町一丁目、築港緑町二丁目、築港緑町三丁目、築港元町、千鳥町、当新田、富浜町、豊成一丁目、豊成二丁目、豊成三丁目、豊浜町、中畦、並木町一丁目、並木町二丁目、南輝一丁目、南輝二丁目、南輝三丁目、西市、西畦、浜野一丁目、浜野二丁目、浜野三丁目、浜野四丁目、東畦、平福一丁目、平福二丁目、福島一丁目、福島二丁目、福島三丁目、福島四丁目、福田

、福富中一丁目、福富中二丁目、福富西一丁目、福富西二丁目、福富西三丁目、福富東一丁目、福富東二丁目、福成一丁目、福成二丁目、福成三丁目、福浜町、福浜西町、福吉町、藤田、芳泉一丁目、芳泉二丁目、芳泉三丁目、芳泉四丁目、松浜町、万倍、箕島、三浜町一丁目、三浜町二丁目、山田、米倉、若葉町

加賀郡

吉備中央町

本庁管内

広面、上加茂、下加茂、美原、加茂市場、高谷、平岡、上野、竹部、上田東、細田、三納谷、上田西、円城、案田、高富、神瀬、船津、小森

吉備中央町役場井原出張所管内

別表第一岡山県第三区の項中

「真庭市落合支局管内　真庭市勝山支局管内　真庭市美甘支局管内」

を

「真庭市落合振興局管内　真庭市勝山振興局管内　真庭市美甘振興局管内」

に改める。

真庭市湯原支局管内」　真庭市湯原振興局管内」

「江田島市沖美支所管内　「江田島市能美支所管内

江田島市大柿支所管内　江田島市沖美支所管内

を　に改める。

江田島市鹿川出張所管内　江田島市深江連絡所管内

江田島市高田出張所管内」　江田島市柿浦連絡所管内」

別表第一香川県第一区の項中「本庁管内」を「本庁管内　に改め、「香西出張所管内」及び「弦打出張所管内　勝賀総合センター管内」

び　鬼無出張所管内　を削る。

下笠居出張所管内」

別表第一愛媛県第一区の項中「浮穴支所管内」の下に「（北井門二丁目に属する区域に限る。）」を加え、「久谷支所管内」を削り、同表愛媛県第二区の項中「上浮穴郡」を削り、同表愛媛県第四区の項中「西予市」を　「西予市　に改める。

上浮穴郡」

別表第一福岡県第二区の項及び福岡県第三区の項を次のように改める。

第二区	福岡市	中央区
		南区

那の川一丁目、那の川二丁目（一番から四番までに限る。）、大楠一丁目、大楠二丁目、大楠三丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、清水四丁目、玉川町、塩原一丁目、塩原二丁目、塩原三丁目、塩原四丁目、大橋団地、大橋一丁目、大橋二丁目、大橋三丁目、大橋四丁目、高木一丁目、高木二丁目、高木三丁目、五十川一丁目、五十川二丁目、井尻一丁目、井尻二丁目、井尻三丁目、井尻四丁目、井尻五丁目、折立町、横手一丁目、横手二丁目、横手三丁目、横手四丁目、横手南町、的場一丁目、的場二丁目、曰佐一丁目、曰佐二丁目、曰佐四丁目、曰佐五丁目、向新町一丁目、向新町二丁目、高宮一丁目、高宮二丁目、高宮三丁目、高宮四丁目、高宮五丁目、多賀一丁目、

多賀二丁目、向野一丁目、向野二丁目、筑紫丘一丁目、筑紫丘二丁目、野間一丁目、野間二丁目、野間三丁目、野間四丁目、若久団地、若久一丁目、若久二丁目、若久三丁目、若久四丁目、若久五丁目、若久六丁目、三宅一丁目、三宅二丁目、三宅三丁目、南大橋一丁目、南大橋二丁目、和田一丁目、和田二丁目、和田三丁目、和田四丁目、野多目一丁目、野多目二丁目、野多目三丁目、野多目四丁目（一番から十三番まで、十八番一号から十八番十四号まで、十八番六十一号から十八番八十二号まで及び十九番から三十番までに限る。）、野多目五丁目、老司一丁目（一番一号から一番十七号まで、一番二十六号から一番四十八号まで、二番から四番まで、五番十八号から五番三十六号まで、六番及び七番九号から七番二十八号までに限る。）、市崎一丁目、市崎二丁目、大池一丁目、大池二丁目、平和一丁目、平和二丁目、平和四丁目、寺塚一丁目、寺塚二丁目、柳河内一丁目、柳河内二丁目、皿山一丁目、皿山二丁目、皿山三丁目、皿山四丁目、中尾一丁目、中尾二丁目、中尾三丁目、花畑一丁目、花畑二丁目、花畑三丁目、花畑四丁目、屋形原一丁目、屋形原二丁目、屋形原三丁目、屋形原四丁目、屋形原五丁目、鶴田四丁目（一番一号から一番八号まで、一番四十四号から一番四十七号まで、三番五号から三番二十四号まで及び三番三十八号から三番五十四号ま

でに限る。）、長丘一丁目、長丘二丁目、長丘三丁目、長丘四丁目、長丘五丁目、長住一丁目、長住二丁目、長住三丁目、長住四丁目、長住五丁目、長住六丁目、長住七丁目、西長住一丁目、西長住二丁目、西長住三丁目、大字桧原、桧原一丁目、桧原二丁目、桧原三丁目、桧原四丁目、桧原五丁目、桧原六丁目、桧原七丁目、大平寺一丁目、大平寺二丁目、大字柏原、柏原一丁目（一番から二十五番まで及び二十七番から五十三番までに限る。）、柏原三丁目、柏原四丁目、柏原五丁目、柏原六丁目、柏原七丁目

城南区

鳥飼四丁目、鳥飼五丁目、鳥飼六丁目、鳥飼七丁目、別府団地、別府一丁目、別府二丁目、別府三丁目、別府四丁目、別府五丁目、別府六丁目、別府七丁目、城西団地、荒江団地、荒江一丁目、飯倉一丁目、田島一丁目、田島二丁目、田島三丁目、田島四丁目、田島五丁目、田島六丁目、茶山一丁目、茶山二丁目、茶山三丁目、茶山四丁目、茶山五丁目、茶山六丁目、金山団地、七隈一丁目、七隈二丁目、七隈三丁目（一番から五番まで、八番二十四号、八番三十一号から八番四十四号まで、十五番から十九番まで、二十番一号から二十番四号まで及び二十番二十五号から二十番六十七号

までに限る。）、松山一丁目、松山二丁目、友丘一丁目、友丘二丁目、友丘三丁目、友丘四丁目、友丘五丁目、友丘六丁目、友泉亭、長尾一丁目、長尾二丁目、長尾三丁目、長尾四丁目、長尾五丁目、樋井川一丁目、樋井川二丁目、樋井川三丁目、樋井川四丁目、樋井川五丁目、樋井川六丁目、樋井川七丁目、宝台団地、堤団地、堤一丁目、堤二丁目、東油山一丁目、東油山二丁目、東油山三丁目、東油山四丁目、東油山五丁目、東油山六丁目、大字東油山、大字片江、片江一丁目、片江二丁目、片江三丁目、片江四丁目、片江五丁目、南片江一丁目、南片江二丁目、南片江三丁目、南片江四丁目、南片江五丁目、南片江六丁目、西片江一丁目、西片江二丁目、神松寺一丁目、神松寺二丁目、神松寺三丁目

第三区

福岡市

城南区

第二区に属しない区域

早良区

西　区
糸　島　市

別表第一福岡県第五区の項中「筑紫野市」を「福岡市　南区　第二区に属しない区域　筑紫野市」に改める。

別表第一長崎県第一区の項中「小榊支所管内　西浦上支所管内」を「小榊支所管内　西浦上支所管内　滑石支所管内」に改め、同表長崎県第二区の項中「西　海　市」を削り、同表長崎県第三区の項中「東彼杵郡」を「北松浦郡　小値賀町」に改め、同表長崎県

「西　海　市
「東彼杵郡

第四区の項中「北松浦郡」を　北松浦郡　佐々町」に改める。

別表第一熊本県第一区の項から熊本県第四区の項までを次のように改める。

第一区	
	熊本市
	中央区
	東区
	北区
第二区	
	熊本市
	西区
	南区
荒尾市	

玉名市
玉名郡
第三区
山鹿市
菊池市
阿蘇市
合志市
菊池郡
阿蘇郡
上益城郡
第四区
八代市
人吉市

水俣市
天草市
宇土市
上天草市
宇城市
下益城郡
八代郡
葦北郡
球磨郡
天草郡

別表第一熊本県第五区の項を削る。

別表第一大分県第一区の項中「明野出張所管内」を「明野支所管内」に改める。

「桜島支所管内

別表第一鹿児島県第一区の項中「桜島支所管内」を　松元支所管内　に改め、同表鹿児島県第二区の項

郡山支所管内」

から鹿児島県第四区の項までを次のように改める。

第　二　区

鹿児島市

第一区に属しない区域

枕崎市

指宿市

南さつま市

奄美市

南九州市

大島郡

第　三　区

阿久根市
出水市
薩摩川内市
日置市
いちき串木野市
伊佐市
姶良市
薩摩郡
出水郡
姶良郡

第四区

鹿屋市
西之表市

垂水市
曽於市
霧島市
志布志市
曽於郡
肝属郡
熊毛郡

別表第一鹿児島県第五区の項を削る。

第二条中公職選挙法別表第二の改正規定を次のように改める。

別表第二東北の項中「十四人」を「十三人」に改め、同表北関東の項中「二十人」を「十九人」に改め、同表近畿の項中「二十九人」を「二十八人」に改め、同表九州の項中「二十一人」を「二十人」に改め、同表中「この表は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の結果によつて、更正することを例とする。」を削る。

附則第一条ただし書中「第二条」の下に「並びに附則第四条、第六条及び第七条」を加え、「同条の規定による改正後の公職選挙法（附則第三条及び第四条において「新公職選挙法」という。）第十三条第一項に規定する法律の施行の日（附則第四条」を「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）の公布の日から起算して一月を経過した日（附則第三条及び第四条」に改める。

附則第三条を削る。

附則第四条中「新公職選挙法の規定は、」を「第二条の規定による改正後の公職選挙法（以下この条及び次条において「新公職選挙法」という。）の規定（新公職選挙法第十八条第二項及び第百七十五条第五項の規定を除く。）は、衆議院議員の選挙については」に、「この条」を「この項」に改め、「から」の下に「、衆議院議員の選挙以外の選挙については一部施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙については」を加え、「総選挙及び」を「総選挙、」に改め、「の選挙」の下に「及び一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙（衆議院議員の選挙を除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2　新公職選挙法第十八条第二項及び第百七十五条第五項の規定並びに附則第七条の規定による改正後の国

会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）第十九条の規定は、一部施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

3　附則第六条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号。以下この項において「新国民審査法」という。）第五条の二第三項から第五項まで（これらの規定を新国民審査法第五条の三第二項から第四項まで及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第五十四条第二項の規定は、一部施行日以後その期日を告示される審査について適用し、一部施行日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附則第四条を附則第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（新公職選挙法別表第一に掲げる行政区画その他の区域の取扱い）

第四条　新公職選挙法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、平成二十九年四月十九日（以下この条において「基準日」という。）現在によったものであって、基準日の翌日から一部施行日の前日までの間において同表に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他

の区域の変更がなかったものとみなす。ただし、基準日の翌日から一部施行日の前日までの間において同表で定める二以上の選挙区にわたって市町村（特別区を含む。）の境界変更（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区又は総合区の区域の変更を含む。以下この条において同じ。）があったときは、一部施行日に当該境界変更があったものとみなして、新公職選挙法第十三条第三項及び第四項の規定を適用する。

附則に次の二条を加える。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

第六条　最高裁判所裁判官国民審査法の一部を次のように改正する。

第五条の二第三項中「又は総合区」を「（総合区を含む。次項及び第五項において同じ。）」に、「数町村」を「数市町村」に、「を区域とする」を「の全部又は一部を合わせて設けた」に改め、同条第四項中「又は総合区」を削り、「数町村」を「数市町村又は指定都市の数区」に、「を区域とする」を「の全部又は一部を合わせて設けた」に改め、同条に次の一項を加える。

指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第三項の規定による通知を受けた場合

には、直ちに、その旨を数区の区域の全部又は一部を合わせて設けた開票区の開票管理者に通知しなければならない。

第五条の三第二項から第四項まで、第十六条の二第二項及び第五十四条第二項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

第七条　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条中「数開票区」を「開票区」に、「においては」を「には」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

理　由

衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

資料1-4

○衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律　新旧対照表

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正） 第一条　（略）	（衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正） 第一条　衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）の一部を次のように改正する。 第三条中「は、各選挙区の人口」の下に「（最近の国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項の規定により行われる国勢調査に限る。）の結果による日本国民の人口をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）」及び「を基本」を削り、同条に次の二項を加える。 2　次条第一項の規定による勧告に係る前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県の人口を小選挙区基準除数（その除数で各都道府県の人口を除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）の合計数が公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。）で除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）とする。 3　次条第二項の規定による勧告に係る第一項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、変更しないものとする。 第四条第一項中「（平成十九年法律第五十三号）」を削り、同条第二項中「人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは」を「国勢調査（統計法第五条第二項ただし書の規定により、前項の

（公職選挙法の一部改正）

第二条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「四百七十五人」を「四百六十五人」に、「二百九十五人」を「二百八十九人」に、「百八十人」を「百七十六人」に改める。

第十三条

に次の一項を加える。

7　（略）

第十八条第一項ただし書中「又は」を「、又は」に改め、同条第二項中「選挙管理委員会は」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、「数開票区を設け又は数町村」を「、又は数市町村」に、「を国勢調査が行われた年から五年目に当たる年に行われる国勢調査に限る。）の結果による日本国民の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上となったときは、当該国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に」に、「ことができる」を「ものとする」に改める。

（公職選挙法の一部改正）

第二条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「四百七十五人」を「四百六十五人」に、「二百九十五人」を「二百八十九人」に、「百八十人」を「百七十六人」に改める。

第十三条第一項中「別表第一」を「別に法律」に改め、同条第三項中「別表第一に掲げる」を削り、同条第五項中「別表第一」を「第一項に規定する法律で定める選挙区」に改め、同条に次の一項を加える。

7　別表第二は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。以下この項において同じ。）の結果によつて、更正することを例とする。この場合において、各選挙区の議員数は、各選挙区の人口（最近の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。以下この項において同じ。）を比例代表基準除数（その除数で各選挙区の人口を除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）の合計数が第四条第一項に規定する衆議院比例代表選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。）で除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）とする。

（新設）

合せて一開票区」を「の全部若しくは一部を合わせて、開票区」に改める。

第百七十五条第五項中「規定により」の下に「当該選挙の行われる」を加え、「を分けて数開票区を設けた」を「（当該区域が二以上の選挙区に分かれているときは、当該選挙区の区域）が数開票区に分かれている」に改め、「選挙区ごとに」を削り、「の開票区」の下に「（当該選挙の行われる市町村の区域が二以上の選挙区に分かれているときは、当該市町村の選挙管理委員会が選挙区ごとに指定する一の開票区）」を加える。

別表第一北海道第一区の項及び北海道第二区の項を次のように改める。

第一区	札幌市中央区北区本庁管内北六条西一丁目、北六条西二丁目、北六条西三丁目、北六条西四丁目、北六条西五丁目、北六条西六丁目、北六条西七丁目、北六条西八丁目、北六条西九丁目、北七条西一丁目、北七条西二丁目、北七条西三丁目、北七条西四丁目、北七条西五丁目、北七条西六丁目、北七条西七丁目、北七条西八丁目、北七条西九丁目、北七条西十丁目、北八条西一丁目、北八条西二丁目、北八条西三丁目、北八条西四丁目、北八条西五丁目、北八条西六丁目、北八条西七丁目、北八条西八丁目、北八条西九丁目、北八条西十丁目、北八条西十一丁目、北九条西一丁目、北九条西二丁目、北九条西三丁目、北九条西四丁目、北九条西五丁目、北九条西六丁目、北九条西七丁目、北九条西八丁目、北九条西九丁目、北九条西十丁目、北九条西十一丁目、北十条西一丁目、北十条西二丁目、北十条西三丁目、北十条西四丁目、北十条西五丁目、北十条西六丁目、

別表第一を次のように改める。

別表第一　削除

北十条西七丁目、北十条西八丁目、北十条西九丁目、北十条西十丁目、北十条西十一丁目、北十一条西一丁目、北十一条西二丁目、北十一条西三丁目、北十一条西四丁目、北十一条西五丁目、北十一条西六丁目、北十一条西七丁目、北十一条西八丁目、北十一条西九丁目、北十一条西十丁目、北十一条西十一丁目、北十二条西五丁目、北十二条西六丁目、北十二条西七丁目、北十二条西八丁目、北十二条西九丁目、北十二条西十丁目、北十二条西十一丁目、北十二条西十二丁目、北十三条西五丁目、北十三条西六丁目、北十三条西七丁目、北十三条西八丁目、北十三条西九丁目、北十三条西十丁目、北十三条西十一丁目、北十三条西十二丁目、北十四条西五丁目、北十四条西六丁目、北十四条西七丁目、北十四条西八丁目、北十四条西九丁目、北十四条西十丁目、北十四条西十一丁目、北十四条西十二丁目、北十四条西十三丁目、北十五条西六丁目、北十五条西七丁目、北十五条西八丁目、北十五条西九丁目、北十五条西十丁目、北十五条西十一丁目、北十五条西十二丁目、北十五条西十三丁目、北十六条西六丁目、北十六条西七丁目、北十六条西八丁目、北十六条西九丁目、北十六条西十丁目、北十六条西十一丁目、北十六条西十二丁目、北十六条西十三丁目、北十七条西七丁目、北十七条西八丁目、北十七条西九丁目、北十七条西十丁目、北十七条西十一丁目、北十七条西十二丁目、北十七条西十三丁目

南区

西区

山の手一条一丁目、山の手一条二丁目、山の手一条三丁目、山の手一条四丁目、山の手一条五丁目、山の手一条六丁目、山の手一条七丁目、山の手一条八丁目、山の手一条九丁目、山の手一条十丁目、山の手一条十一丁目、山の手一条十二丁目、山の手一条十三丁目、山の手二条一丁目、山の手二条二丁目、山の手二条三丁目、山の手二条四丁目、山の手二条五丁目、山の手

二条六丁目、山の手二条七丁目、山の手二条八丁目、山の手二条九丁目、山の手二条十丁目、山の手二条十一丁目、山の手二条十二丁目、山の手三条一丁目、山の手三条二丁目、山の手三条三丁目、山の手三条四丁目、山の手三条五丁目、山の手三条六丁目、山の手三条七丁目、山の手三条八丁目、山の手三条九丁目、山の手三条十丁目、山の手三条十一丁目、山の手三条十二丁目、山の手四条一丁目、山の手四条二丁目、山の手四条三丁目、山の手四条四丁目、山の手四条五丁目、山の手四条六丁目、山の手四条七丁目、山の手四条八丁目、山の手四条九丁目、山の手四条十丁目、山の手四条十一丁目、山の手五条一丁目、山の手五条二丁目、山の手五条三丁目、山の手五条四丁目、山の手五条五丁目、山の手五条六丁目、山の手五条七丁目、山の手五条八丁目、山の手五条九丁目、山の手五条十丁目、山の手六条一丁目、山の手六条二丁目、山の手六条三丁目、山の手六条四丁目、山の手六条五丁目、山の手六条六丁目、山の手六条七丁目、山の手六条八丁目、山の手六条九丁目、山の手七条五丁目、山の手七条六丁目、山の手七条七丁目、山の手七条八丁目、山の手、二十四軒一条一丁目、二十四軒一条二丁目、二十四軒一条三丁目、二十四軒一条四丁目、二十四軒一条五丁目、二十四軒一条六丁目、二十四軒一条七丁目、二十四軒二条一丁目、二十四軒二条二丁目、二十四軒二条三丁目、二十四軒二条四丁目、二十四軒二条五丁目、二十四軒二条六丁目、二十四軒二条七丁目、二十四軒三条一丁目、二十四軒三条二丁目、二十四軒三条三丁目、二十四軒三条四丁目、二十四軒三条五丁目、二十四軒三条六丁目、二十四軒三条七丁目、二十四軒四条一丁目、二十四軒四条二丁目、二十四軒四条三丁目、二十四軒四条四丁目、二十四軒四条五丁目、二十四軒四条六丁目、二十四軒四条七丁目、琴似一条一丁目、琴似一条二丁目、琴似一条三丁目、琴似一条四丁目、琴似一条五丁目、琴似一条六丁目、琴似一条七丁目、琴似二条一丁目、琴似二条二丁目、琴似二条三

丁目、琴似二条四丁目、琴似二条五丁目、琴似二条六丁目、琴似二条七丁目、琴似三条一丁目、琴似三条二丁目、琴似三条三丁目、琴似三条四丁目、琴似三条五丁目、琴似三条六丁目、琴似三条七丁目、琴似四条一丁目、琴似四条二丁目、琴似四条三丁目、琴似四条四丁目、琴似四条五丁目、琴似四条六丁目、琴似四条七丁目、発寒六条十四丁目、発寒七条十四丁目、発寒八条十三丁目（十四番に限る。）、発寒八条十四丁目、発寒九条十三丁目（五番から七番までに限る。）、発寒九条十四丁目、小別沢、宮の沢一条一丁目、宮の沢一条二丁目、宮の沢一条三丁目、宮の沢一条四丁目、宮の沢一条五丁目、宮の沢二条一丁目、宮の沢二条二丁目、宮の沢二条三丁目、宮の沢二条四丁目、宮の沢二条五丁目、宮の沢三条二丁目、宮の沢三条三丁目、宮の沢三条四丁目、宮の沢三条五丁目、宮の沢四条三丁目、宮の沢四条四丁目、宮の沢四条五丁目、宮の沢、西町南一丁目、西町南二丁目、西町南三丁目、西町南四丁目、西町南五丁目、西町南六丁目、西町南七丁目、西町南八丁目、西町南九丁目、西町南十丁目、西町南十一丁目、西町南十二丁目、西町南十三丁目、西町南十四丁目、西町南十五丁目、西町南十六丁目、西町南十七丁目、西町南十八丁目、西町南十九丁目、西町南二十丁目、西町南二十一丁目、西町北一丁目、西町北二丁目、西町北三丁目、西町北四丁目、西町北五丁目、西町北六丁目、西町北七丁目、西町北八丁目、西町北九丁目、西町北十丁目、西町北十一丁目、西町北十二丁目、西町北十三丁目、西町北十四丁目、西町北十五丁目、西町北十六丁目、西町北十七丁目、西町北十八丁目、西町北十九丁目、西町北二十丁目、西野一条一丁目、西野一条二丁目、西野一条三丁目、西野一条四丁目、西野一条五丁目、西野一条六丁目、西野一条七丁目、西野一条八丁目、西野一条九丁目、西野二条一丁目、西野二条二丁目、西野二条三丁目、西野二条四丁目、西野二条五丁目、西野二条六丁目、西野二条七丁目、西野二条八丁目、西野二条九丁目、西野

二条十丁目、西野三条一丁目、西野三条二丁目、西野三条三丁目、西野三条四丁目、西野三条五丁目、西野三条六丁目、西野三条七丁目、西野三条八丁目、西野三条九丁目、西野三条十丁目、西野四条一丁目、西野四条二丁目、西野四条三丁目、西野四条四丁目、西野四条五丁目、西野四条六丁目、西野四条七丁目、西野四条八丁目、西野四条九丁目、西野四条十丁目、西野五条一丁目、西野五条二丁目、西野五条三丁目、西野五条四丁目、西野五条五丁目、西野五条六丁目、西野五条七丁目、西野五条八丁目、西野五条九丁目、西野五条十丁目、西野六条一丁目、西野六条二丁目、西野六条三丁目、西野六条四丁目、西野六条五丁目、西野六条六丁目、西野六条七丁目、西野六条八丁目、西野六条九丁目、西野六条十丁目、西野七条一丁目、西野七条二丁目、西野七条三丁目、西野七条四丁目、西野七条五丁目、西野七条六丁目、西野七条七丁目、西野七条八丁目、西野七条九丁目、西野七条十丁目、西野八条一丁目、西野八条二丁目、西野八条三丁目、西野八条四丁目、西野八条五丁目、西野八条六丁目、西野八条七丁目、西野八条八丁目、西野八条九丁目、西野八条十丁目、西野九条三丁目、西野九条四丁目、西野九条五丁目、西野九条六丁目、西野九条七丁目、西野九条八丁目、西野九条九丁目、西野十条六丁目、西野十条七丁目、西野十条八丁目、西野十条九丁目、西野十一条七丁目、西野十一条八丁目、西野十一条九丁目、西野十二条八丁目、西野十三条八丁目、西野十四条八丁目、西野、福井一丁目、福井二丁目、福井三丁目、福井四丁目、福井五丁目、福井六丁目、福井七丁目、福井八丁目、福井九丁目、福井十丁目、福井、平和一条二丁目、平和一条三丁目、平和一条四丁目、平和一条五丁目、平和一条六丁目、平和一条七丁目、平和一条八丁目、平和一条九丁目、平和一条十丁目、平和一条十一丁目、平和二条一丁目、平和二条二丁目、平和二条三丁目、平和二条四丁目、平和二条五丁目、平和二条六丁目、平和二条七丁目、平和二条八丁目、平

和二条九丁目、平和二条十丁目、平和二条十一丁目、平和三条四丁目、平和三条五丁目、平和三条六丁目、平和三条七丁目、平和三条八丁目、平和三条九丁目、平和三条十丁目、平和

第二区

札幌市

北区

第一区に属しない区域

東区

別表第一北海道第四区の項中「札幌市」を「札幌市西区第一区に属しない区域」に改め、同表北海道第六区の項を次のように改める。

第六区

旭川市

士別市

名寄市

富良野市

北海道上川総合振興局管内

別表第一北海道第十区の項中「北海道上川総合振興局管内」及び「幌加内町」を削り、同表北海道第十二区の項を次のように改める。

北海道宗谷総合振興局管内

幌延町

第十二区

北見市

網走市

稚内市

紋別市

北海道宗谷総合振興局管内
北海道オホーツク総合振興局管内
別表第一青森県第一区の項から青森県第三区の項までを次のように改める。

第一区	
	青森市
	むつ市
	東津軽郡
	上北郡
	野辺地町
	横浜町
	六ケ所村
	下北郡
第二区	
	八戸市
	十和田市
	三沢市
	上北郡
	七戸町
	六戸町
	東北町
	おいらせ町
	三戸郡
第三区	
	弘前市
	黒石市
	五所川原市
	つがる市
	平川市
	西津軽郡

中津軽郡
南津軽郡
北津軽郡

別表第一青森県第四区の項を削る。

別表第一岩手県第一区の項から岩手県第三区の項までを次のように改める。

第一区	
	盛岡市
	紫波郡
第二区	
	宮古市
	大船渡市
	久慈市
	遠野市
	陸前高田市
	釜石市
	二戸市
	八幡平市
	滝沢市
	岩手郡
	気仙郡
	上閉伊郡
	下閉伊郡
	九戸郡
	二戸郡
第三区	
	花巻市
	北上市
	一関市
	奥州市

和賀郡
胆沢郡
西磐井郡

別表第一岩手県第四区の項を削る。

別表第一宮城県第一区の項中「太白区」を「太白区本庁管内」に改め、同表宮城県第二区の項中「仙台市太白区」を「仙台市太白区第一区に属しない白石市」に改め、同表宮城県第三区の項中「白石市」を「白石市第一区に属しない太白区」に改め、同表宮城県第四区の項を次のように改める。

区域	
第四区	塩竈市
	多賀城市
	富谷市
	宮城郡
	七ヶ浜町
	利府町
	黒川郡
	大和町
	大衡村
	加美郡

別表第一宮城県第五区の項中「遠田郡」を「牡鹿郡」に改め、「宮城郡松島町黒川郡大郷町遠田郡」を削る。

牡鹿郡
本吉郡」

め、同表宮城県第六区の項中「本　吉　郡」を削る。

「西白河郡
泉崎村
中島村　に改
矢吹町」

別表第一福島県第三区の項中「西白河郡」を

「大沼郡

め、同表福島県第四区の項中「大　沼　郡」を　西白河郡　に改め

西郷村」

る。

別表第一茨城県第一区の項中「御前山総合支所管内」を「御前山支所管内」に改める。

別表第一栃木県第二区の項中「西　方　町」を「栃木市役所西方総合支所管内」に改め、同表栃木県第四区の項を次のように改める。

第四区

栃木市

栃木市役所大平総合支所管内
栃木市役所藤岡総合支所管内
栃木市役所都賀総合支所管内
栃木市役所岩舟総合支所管内

小山市
真岡市
下野市

第一区に属しない区域

芳賀郡
下都賀郡

別表第一群馬県第一区の項中

「渋川市赤城総合支所管内
渋川市北橋総合支所管内」

を

「渋川
渋川

市赤城行政センター管内

市北橋行政センター管内」に改める。

別表第一埼玉県第一区の項から埼玉県第三区の項までを次のように改める。

第一区	さいたま市 見沼区（大字砂、砂町二丁目、東大宮二丁目、東大宮三丁目及び東大宮四丁目に属する区域を除く。） 浦和区 緑区 岩槻区
第二区	川口市 本庁管内 新郷支所管内 神根支所管内 芝支所管内 芝中田一丁目、芝中田二丁目、芝宮根町、芝高木一丁目、芝高木二丁目、芝東町、芝一丁目、芝二丁目、芝三丁目、芝四丁目、芝下一丁目、芝下二丁目、芝下三丁目、大字芝（三千百二番地から三千百九十八番地までを除く。）、芝西一丁目（一番から十一番までを除く。）、芝西二丁目、芝塚原一丁目（一番及び四番を除く。）、芝塚原二丁目、大字伊刈、大字小谷場、柳崎二丁目、柳崎三丁目、柳崎一丁目、柳崎四丁目、柳崎五丁目、北園町、柳根町 安行支所管内 戸塚支所管内 鳩ヶ谷支所管内
第三区	草加市

越谷市

赤山町一丁目、赤山町二丁目、赤山町三丁目、赤山町四丁目、赤山町五丁目、赤山本町、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、東町四丁目、東町五丁目、東町六丁目、伊原一丁目、伊原二丁目、大字大里、大沢、大沢一丁目、大沢二丁目、大沢三丁目、大沢四丁目、大字大杉、大字大泊、大字大林、大字大房、大字大松、大間野町一丁目、大間野町二丁目、大間野町三丁目、大間野町四丁目、大間野町五丁目、大字大吉、大字小曽川、大字上間久里（九百七十六番地から千七十五番地までを除く。）、大字蒲生、蒲生一丁目、蒲生二丁目、蒲生三丁目、蒲生四丁目、蒲生茜町、蒲生旭町、蒲生愛宕町、蒲生寿町、蒲生西町一丁目、蒲生西町二丁目、蒲生東町、蒲生本町、蒲生南町、川柳町一丁目、川柳町二丁目、川柳町三丁目、川柳町四丁目、川柳町五丁目、川柳町六丁目、瓦曽根一丁目、瓦曽根二丁目、瓦曽根三丁目、大字北後谷、大字北川崎、北越谷一丁目、北越谷二丁目、北越谷三丁目、北越谷四丁目、北越谷五丁目、越ヶ谷、越ヶ谷一丁目、越ヶ谷二丁目、越ヶ谷三丁目、越ヶ谷四丁目、越ヶ谷五丁目、越ヶ谷本町、御殿町、相模町一丁目、相模町二丁目、相模町三丁目、相模町四丁目、相模町五丁目、相模町六丁目、相模町七丁目、七左町一丁目、七左町四丁目、七左町五丁目、七左町六丁目、七左町七丁目、七左町八丁目、大字下間久里、新川町一丁目、新川町二丁目、新越谷一丁目、新越谷二丁目、神明町一丁目、神明町二丁目、神明町三丁目、大字砂原、千間台東一丁目、千間台東二丁目、千間台東三丁目、千間台東四丁目、大成町一丁目、大成町二丁目、大成町三丁目、大成町四丁目、大成町五丁目、大成町六丁目、大成町七丁目、大成町八丁目、大字中島、中島一丁目、中島二丁目、中島三丁目、大字長島、中町、大字西新井、大字西方、西方一丁目、西方二丁目、大字野島、登戸町、大字花田、花田一丁目、花田二丁目、花田三丁目、花田四丁目、花田五丁目、花田六丁目、花田七丁目、東大沢一丁目、東大沢二丁目、東大沢三丁目、東大沢四

丁目、東大沢五丁目、東越谷一丁目、東越谷二丁目、東越谷三丁目、東越谷四丁目、東越谷五丁目、東越谷六丁目、東越谷七丁目、東越谷八丁目、東越谷九丁目、東越谷十丁目、東柳田町、大字平方、平方南町、大字袋山（六百七十一番地から六百七十九番地まで、六百八十一番地から六百八十七番地まで、六百九十六番地から六百九十九番地まで、七百四番地、七百二十八番地から七百五十三番地まで、七百六十一番地から八百五番地まで、八百十一番地から八百三十七番地まで、八百四十三番地、八百五十六番地から八百八十八番地まで、八百九十九番地から九百五十二番地まで、九百七十八番地から千二十一番地まで、千八十一番地から千百六十二番地まで、千百六十四番地から千百八十七番地まで、千百九十一番地から千二百十八番地まで、千六百七十七番地、千七百十七番地、千七百十八番地、千七百五十六番地、千七百五十七番地、千八百五十一番地から二千一番地まで及び二千四番地から二千六十番地までに限る。）、大字船渡、大字増林、増林一丁目、増林二丁目、増林三丁目、大字増森、増森一丁目、増森二丁目、大字南荻島（一番地から四千十三番地まで、四千九十五番地、四千九十六番地及び四千百三十一番地から四千百三十五番地までに限る。）、南越谷一丁目、南越谷二丁目、南越谷三丁目、南越谷四丁目、南越谷五丁目、南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目、宮前一丁目、宮本町一丁目、宮本町二丁目、宮本町三丁目、宮本町四丁目、宮本町五丁目、大字向畑、元柳田町、弥栄町一丁目、弥栄町二丁目、弥栄町三丁目、弥栄町四丁目、大字弥十郎、谷中町一丁目、谷中町二丁目、谷中町三丁目、谷中町四丁目、柳町、弥生町、流通団地一丁目、流通団地二丁目、流通団地三丁目、流通団地四丁目、レイクタウン一丁目、レイクタウン二丁目、レイクタウン三丁目、レイクタウン四丁目、レイクタウン五丁目、レイクタウン六丁目、レイクタウン七丁目、レイクタウン八丁目、レイクタウン九丁目

別表第一埼玉県第五区の項を次のように改める。

第五区
さいたま市
西区
北区
大宮区
見沼区
第一区に属しない区域
中央区

別表第一埼玉県第十三区の項中「樋掘」を「樋堀」に、「久喜市」を「第三区に属しない区域」に改め、同表埼玉県第十五区の項中「越谷市」を「第三区に属しない区域」に、「蕨市」を「第二区に属しない区域」に改める。

別表第一千葉県第四区の項中「船橋市船橋駅前総合窓口センター管内」の下に「（丸山一丁目、丸山二丁目、丸山三丁目、丸山四丁目及び丸山五丁目に属する区域を除く。）」を加える。

別表第一東京都第一区の項から東京都第三区の項までを次のように改める。

第一区
千代田区
港区
港区芝地区総合支所管内（芝五丁目、三田一丁目、三田二丁目及び三田三丁目に属する区域に限る。）
港区麻布地区総合支所管内
港区赤坂地区総合支所管内
港区高輪地区総合支所管内
港区芝浦港南地区総合支所管内（芝浦一丁目、芝浦二丁目、芝浦三丁目、海岸二丁目及び海岸三丁目（一番から三番まで、十四番

から十九番まで及び二十二番から三十番までに限る。）に属する区域を除く。）

新宿区

本庁管内

新宿区四谷特別出張所管内

新宿区箪笥町特別出張所管内

新宿区榎町特別出張所管内

新宿区若松町特別出張所管内

新宿区大久保特別出張所管内

新宿区戸塚特別出張所管内

新宿区落合第一特別出張所管内

下落合一丁目、下落合二丁目、下落合三丁目、下落合四丁目、中落合二丁目、高田馬場三丁目

新宿区柏木特別出張所管内

新宿区角筈特別出張所管内

第二区

中央区

港区

第一区に属しない区域

文京区

台東区

台東一丁目、台東二丁目、台東三丁目、台東四丁目、柳橋一丁目、柳橋二丁目、浅草橋一丁目、浅草橋二丁目、浅草橋三丁目、浅草橋四丁目、浅草橋五丁目、鳥越一丁目、鳥越二丁目、蔵前一丁目、蔵前二丁目、蔵前三丁目、蔵前四丁目、小島一丁目、小島二丁目、三筋一丁目、三筋二丁目、秋葉原、上野一丁目、上野二丁目、上野三丁目、上野四丁目、上野五丁目、上野六丁目、上野七丁目、東上野一丁目、東上野二丁目、東上野三丁目、東上野四丁目、東上野五丁目、元浅草一丁目、元浅草二丁目、元浅草三丁目、元浅草四丁目、寿一丁目、寿二丁目、寿三丁目、寿四丁目、駒

形一丁目、駒形二丁目、北上野一丁目、北上野二丁目、下谷一丁目、下谷二丁目（一番から十二番まで、十三番六号から十三番十三号まで及び十六番から二十三番までに限る。）、下谷三丁目、根岸一丁目、根岸二丁目、根岸三丁目、根岸四丁目、根岸五丁目、入谷一丁目（四番から八番まで、十五番から二十番まで及び二十九番から三十一番までに限る。）、入谷二丁目（三十四番から三十九番までに限る。）、竜泉一丁目、竜泉二丁目、竜泉三丁目、西浅草一丁目、雷門一丁目、雷門二丁目、浅草一丁目、浅草二丁目（一番から十二番まで及び二十八番から三十五番までに限る。）、花川戸一丁目、花川戸二丁目、千束二丁目（三十三番から三十六番までに限る。）、日本堤二丁目（三十六番から三十九番までに限る。）、三ノ輪一丁目、三ノ輪二丁目、池之端一丁目、池之端二丁目、池之端三丁目、池之端四丁目、上野公園、上野桜木一丁目、上野桜木二丁目、谷中一丁目、谷中二丁目、谷中三丁目、谷中四丁目、谷中五丁目、谷中六丁目、谷中七丁目

第三区

品川区

品川区品川第一地域センター管内

品川区品川第二地域センター管内

品川区大崎第一地域センター管内

東五反田一丁目、東五反田二丁目、東五反田三丁目、西五反田一丁目、西五反田二丁目（一番から二十一番までに限る。）、西五反田八丁目（四番一号から四番十三号まで、五番、六番十号から六番二十三号まで、七番及び八番に限る。）、小山台一丁目、小山一丁目、荏原一丁目

品川区大崎第二地域センター管内（西五反田六丁目及び西五反田七丁目に属する区域を除く。）

品川区大井第一地域センター管内

品川区大井第二地域センター管内

品川区大井第三地域センター管内

品川区荏原第一地域センター管内
品川区荏原第二地域センター管内
品川区荏原第三地域センター管内
品川区荏原第四地域センター管内
品川区荏原第五地域センター管内
品川区八潮地域センター管内

大田区

大田区嶺町特別出張所管内
大田区田園調布特別出張所管内
大田区鵜の木特別出張所管内（鵜の木二丁目及び鵜の木三丁目に属する区域に限る。）
大田区久が原特別出張所管内（千鳥一丁目及び池上三丁目に属する区域を除く。）
大田区雪谷特別出張所管内
大田区千束特別出張所管内
東京都大島支庁管内
東京都三宅支庁管内
東京都八丈支庁管内
東京都小笠原支庁管内

別表第一東京都第五区の項を次のように改める。

第五区	目黒区

目黒区北部地区サービス事務所管内（上目黒二丁目（四十七番から四十九番までに限る。）に属する区域に限る。）
目黒区東部地区サービス事務所管内（中目黒五丁目、下目黒四丁目（二十一番から二十三番までに限る。）、下目黒五丁目（八番から三十七番までに限る。）、下目黒六丁目及び目黒本町一丁目に属する区域に限る。）
目黒区中央地区サービス事務所管内（目黒四丁目（六番から十一番までに限る。）に属する区域を除く。）

目黒区南部地区サービス事務所管内
目黒区西部地区サービス事務所管内

世田谷区

世田谷区池尻まちづくりセンター管内
世田谷区太子堂まちづくりセンター管内
世田谷区下馬まちづくりセンター管内
世田谷区上馬まちづくりセンター管内
世田谷区代沢まちづくりセンター管内
世田谷区奥沢まちづくりセンター管内
世田谷区九品仏まちづくりセンター管内
世田谷区等々力まちづくりセンター管内
世田谷区上野毛まちづくりセンター管内
世田谷区用賀まちづくりセンター管内
世田谷区深沢まちづくりセンター管内

別表第一東京都第七区の項及び東京都第八区の項を次のように改める。

第七区	品川区
	第三区に属しない区域
	目黒区
	第五区に属しない区域
	渋谷区
	中野区
	南台一丁目、南台二丁目、南台三丁目、南台四丁目、南台五丁目、弥生町一丁目、弥生町二丁目、弥生町三丁目、弥生町四丁目、弥生町五丁目、弥生町六丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、東中野一丁目、東中野二丁目、東中野四丁目、東中野五丁目、中野一丁目、中野二丁目、中野三丁目、中野四丁目、中野五丁目（十番から六十八

番までに限る。）、新井一丁目（一番から三十五番までに限る。）、新井二丁目、新井三丁目、野方一丁目、野方二丁目（一番から三十一番まで及び四十一番から六十二番までに限る。）

杉並区（方南一丁目及び方南二丁目に属する区域に限る。）

第八区

杉並区

第七区に属しない区域

別表第一東京都第十区の項から東京都第十二区の項までを次のように改める。

第十区

新宿区

第一区に属しない区域

中野区

第七区に属しない区域

豊島区

本庁管内

東池袋一丁目、東池袋二丁目、東池袋三丁目、東池袋四丁目、東池袋五丁目、南池袋一丁目、南池袋二丁目、南池袋三丁目、南池袋四丁目、西池袋一丁目、西池袋二丁目、西池袋三丁目、西池袋四丁目、西池袋五丁目、池袋一丁目、池袋二丁目、池袋三丁目、池袋四丁目、池袋本町一丁目、池袋本町二丁目、池袋本町三丁目、池袋本町四丁目、雑司が谷一丁目、雑司が谷二丁目、雑司が谷三丁目、高田一丁目、高田二丁目、高田三丁目、目白一丁目、目白二丁目、目白三丁目、目白四丁目

豊島区東部区民事務所管内（南大塚三丁目及び東池袋五丁目に属する区域に限る。）

豊島区西部区民事務所管内

練馬区

第九区に属しない区域

第十一区

板橋区

本庁管内

板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目、坂下二丁目、坂下三丁目、東坂下一丁目、東坂下二丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、蓮根一丁目、蓮根二丁目、蓮根三丁目、相生町、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目、高島平一丁目、高島平二丁目、高島平三丁目、高島平四丁目、高島平五丁目、高島平六丁目、高島平七丁目、高島平八丁目、高島平九丁目、新河岸三丁目

東京都板橋区赤塚支所管内

第十二区

豊島区

第十区に属しない区域

北区

板橋区

第十一区に属しない区域

足立区	入谷一丁目、入谷二丁目、入谷三丁目、入谷四丁目、入谷五丁目、入谷六丁目、入谷七丁目、入谷八丁目、入谷九丁目、入谷町、扇二丁目、小台一丁目、小台二丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、江北一丁目、江北二丁目、江北三丁目、江北四丁目、江北五丁目、江北六丁目、江北七丁目、皿沼一丁目、皿沼二丁目、皿沼三丁目、鹿浜一丁目、鹿浜二丁目、鹿浜三丁目、鹿浜四丁目、鹿浜五丁目、鹿浜六丁目、鹿浜七丁目、鹿浜八丁目、新田一丁目、新田二丁目、新田三丁目、椿一丁目、椿二丁目、舎人一丁目、舎人二丁目、舎人三丁目、舎人四丁目、舎人五丁目、舎人六丁目、舎人公園、舎人町、堀之内一丁目、堀之内二丁目、宮城一丁目、宮城二丁目、谷在家二丁目、谷在家三丁目
別表第一東京都第十四区の項を次のように改める。	
第十四区	
台東区	
第二区に属しない区域	
墨田区	
荒川区	
別表第一東京都第十六区の項を次のように改める。	
第十六区	
江戸川区	
本庁管内	中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、松島一丁目、松島二丁目、松島三丁目、松島四丁目、松江一丁目、松江二丁目、松江三丁目、松江四丁目、松江五丁目、松江六丁目、松江七丁目、東小松川一丁目、東小松川二丁目、東小松川三丁目、東小松川四丁目、西小松川町、大杉一丁目、大杉二丁目、大杉三丁目、大杉四丁目、大杉五丁目、西一之江一丁目、西一之江二丁目、西一之江三丁目、西一之江四丁目、春江町四丁目、一之江一丁目、一之江二丁目、一之江三丁目、一之江四丁目

、一之江五丁目、一之江六丁目、一之江七丁目、一之江八丁目、西瑞江四丁目、江戸川四丁目、松本一丁目、松本二丁目
江戸川区小松川事務所管内
江戸川区葛西事務所管内
江戸川区東部事務所管内
江戸川区鹿骨事務所管内

別表第一東京都第十九区の項中「国立市」を削り、同表東京都第二十一区の項から東京都第二十四区の項までを次のように改める。

第二十一区	八王子市（東中野及び大塚に属する区域に限る。） 立川市 日野市 国立市 多摩市
	関戸、関戸一丁目、関戸二丁目、関戸三丁目、関戸四丁目、関戸五丁目（一番から八番まで及び十三番から三十一番までに限る。）、連光寺、連光寺一丁目、連光寺二丁目、連光寺三丁目、連光寺四丁目、連光寺五丁目、連光寺六丁目、東寺方一丁目、一ノ宮、一ノ宮一丁目、一ノ宮二丁目、一ノ宮三丁目、一ノ宮四丁目、聖ヶ丘一丁目（一番から二十四番まで、三十五番及び四十四番に限る。）、聖ヶ丘二丁目、聖ヶ丘三丁目、聖ヶ丘四丁目、聖ヶ丘五丁目
	稲城市
	坂浜、平尾、平尾一丁目、平尾二丁目、平尾三丁目、長峰一丁目、長峰二丁目、長峰三丁目、若葉台一丁目、若葉台二丁目、若葉台三丁目、若葉台四丁目
第二十二区	三鷹市 調布市 狛江市

稲城市
第二十一区に属しない区域
第二十三区
町田市
多摩市
第二十一区に属しない区域
第二十四区
八王子市
第二十一区に属しない区域

別表第一東京都第二十五区の項中「青梅市」を「青梅市　昭島市」に改める。

別表第一神奈川県第七区の項から神奈川県第九区の項までを次のように改める。

第七区
横浜市
港北区
都筑区
あゆみが丘、池辺町、牛久保町、牛久保一丁目、牛久保二丁目、牛久保三丁目、牛久保西一丁目、牛久保西二丁目、牛久保西三丁目、牛久保西四丁目、牛久保東一丁目、牛久保東二丁目、牛久保東三丁目、大熊町、大棚町、大棚西、折本町、加賀原一丁目、加賀原二丁目、勝田町、勝田南一丁目、勝田南二丁目、川向町、川和台、川和町、北山田一丁目、北山田二丁目、北山田三丁目、北山田四丁目、北山田五丁目、北山田六丁目、北山田七丁目、葛が谷、佐江戸町、桜並木、新栄町、すみれが丘、高山、茅ケ崎町、茅ケ崎中央、茅ケ崎東一丁目、茅ケ崎東二丁目、茅ケ崎東三丁目、茅ケ崎東四丁目、茅ケ崎東五丁目、茅ケ崎南一丁目、茅ケ崎南二丁目、茅ケ崎南三丁目、茅ケ崎南四丁目、茅ケ崎南五丁目、中川一丁目、中川二丁目、中川三丁目、

中川四丁目、中川五丁目、中川六丁目、中川七丁目、中川八丁目、中川中央一丁目、中川中央二丁目、長坂、仲町台一丁目、仲町台二丁目、仲町台三丁目、仲町台四丁目、仲町台五丁目、二の丸、早渕一丁目、早渕二丁目、早渕三丁目、東方町、東山田町、東山田一丁目、東山田二丁目、東山田三丁目、東山田四丁目、平台、富士見が丘、南山田町、南山田一丁目、南山田二丁目、南山田三丁目、見花山

第八区

横浜市

緑区

青葉区

都筑区

第七区に属しない区域

第九区

川崎市

多摩区

宮前区

宮前区役所向丘出張所管内（神木本町一丁目、神木本町二丁目、神木本町三丁目、神木本町四丁目及び神木本町五丁目に属する区域に限る。）

麻生区

別表第一神奈川県第十区の項中「今井、」及び「、井田三舞町、井田杉山町」を削り、同表神奈川県第十三区の項を次のように改める。

第十三区

大和市

海老名市

座間市

入谷一丁目、入谷二丁目、入谷三丁目、入谷四丁目、入谷五丁目、栗原、栗原中央一丁目、栗原中央二丁目、栗原中央三丁目、栗原中央四丁目、栗原中央五丁目、栗原中央六丁目、小松原一丁目

、小松原二丁目、さがみ野一丁目、さがみ野二丁目、さがみ野三丁目、座間、座間一丁目、座間二丁目、座間入谷、新田宿、相武台一丁目、相武台二丁目、相武台三丁目、相武台四丁目、立野台一丁目、立野台二丁目、立野台三丁目、西栗原一丁目、西栗原二丁目、東原一丁目、東原二丁目、東原三丁目、東原四丁目、東原五丁目、ひばりが丘一丁目、ひばりが丘二丁目、ひばりが丘三丁目、ひばりが丘四丁目、ひばりが丘五丁目、広野台一丁目、広野台二丁目、緑ケ丘一丁目、緑ケ丘二丁目、緑ケ丘三丁目、緑ケ丘四丁目、緑ケ丘五丁目、緑ケ丘六丁目、南栗原一丁目、南栗原二丁目、南栗原三丁目、南栗原四丁目、南栗原五丁目、南栗原六丁目、明王、四ツ谷

綾瀬市

別表第一神奈川県第十四区の項中「相南一丁目」の下に「（一番から十八番までに限る。）」を、「相南二丁目」の下に「（一番から十二番まで、十七番及び二十五番から二十八番までに限る。）」を加え、「、相南四丁目」を「（一番から二十六番まで及び三十四番から四十七番までに限る。）」に改め、「、松が枝町」を削り、同表神奈川県第十六区の項中「伊勢原市」を座間市に、「伊勢原市第十三区に属しない区域」を「宮前区第九区に属しない区域」に改める。

別表第一富山県第一区の項を次のように改める。

第一区

富山市

相生町、綾田町一丁目、綾田町二丁目、綾田町三丁目、青柳、青柳新、赤江町、赤田、秋ヶ島、秋吉、秋吉新町、悪王寺、曙町、朝日、旭町、安住町、愛宕町一丁目、愛宕町二丁目、荒川、荒川

一丁目、荒川二丁目、荒川三丁目、荒川四丁目、荒川五丁目、荒川新町、荒町、新屋、有沢、有沢新町、粟島町一丁目、粟島町二丁目、粟島町三丁目、安養寺、安養坊、飯野、池多、石金一丁目、石金二丁目、石金三丁目、石倉町、石坂、石坂新、石坂東町、石田、石屋、泉町一丁目、泉町二丁目、磯部町一丁目、磯部町二丁目、磯部町三丁目、磯部町四丁目、一番町、一本木、稲荷園町、稲荷町一丁目、稲荷町二丁目、稲荷町三丁目、稲荷町四丁目、稲荷元町一丁目、稲荷元町二丁目、稲荷元町三丁目、犬島一丁目、犬島二丁目、犬島三丁目、犬島四丁目、犬島五丁目、犬島六丁目、犬島七丁目、犬島新町一丁目、犬島新町二丁目、今泉、今泉西部町、今泉北部町、今市、今木町、岩瀬赤田町、岩瀬天池町、岩瀬池田町、岩瀬入船町、岩瀬梅本町、岩瀬御蔵町、岩瀬表町、岩瀬古志町、岩瀬諏訪町、岩瀬高畠町、岩瀬天神町、岩瀬萩浦町、岩瀬白山町、岩瀬文化町、岩瀬前田町、岩瀬松原町、岩瀬港町、牛島新町、牛島町、牛島本町一丁目、牛島本町二丁目、打出、打出新、内幸町、梅沢町一丁目、梅沢町二丁目、梅沢町三丁目、上野、上野寿町、上野新町、永楽町、越前町、江本、荏原新町、蛯町、追分茶屋、大井、大泉、大泉北町、大泉中町、大泉東町一丁目、大泉東町二丁目、大泉本町一丁目、大泉本町二丁目、大泉町一丁目、大泉町二丁目、大泉町三丁目、大江干、大江干新町、大島一丁目、大島二丁目、大島三丁目、大島四丁目、太田、太田口通り一丁目、太田口通り二丁目、太田口通り三丁目、於保多町、太田南町、大塚、大塚北、大塚西、大塚東、大塚南、大手町、大場、大町、大宮町、奥井町、奥田寿町、奥田新町、奥田双葉町、奥田本町、奥田町、押上、音羽町一丁目、音羽町二丁目、雄山町、海岸通、開発、掛尾栄町、掛尾町、鹿島町一丁目、鹿島町二丁目、金代、金屋、金山新、金山新北、金山新桜ヶ丘、金山新中、金山新西、金山新東、金山新南、上赤江、上赤江町一丁目、上赤江町二丁目、上飯野、上飯野新町一丁目、上飯野新町二丁目、上飯野新町三丁目、上飯野新町四丁目、上飯野新町五丁

目、上今町、上熊野、上栄、上庄町、上新保、上千俵町、上布目、上袋、上冨居、上冨居一丁目、上冨居二丁目、上冨居三丁目、上冨居新町、上堀南町、上本町、上八日町、願海寺、北押川、北新町一丁目、北新町二丁目、北代、北代新、北代中部、北代東部、北代北部、北二ツ屋、木場町、経田、経堂、経堂一丁目、経堂二丁目、経堂三丁目、経堂四丁目、経堂新町、経力、金泉寺、銀嶺町、久郷、草島、楠木、窪新町、窪本町、公文名、栗山、呉羽野田、呉羽町、呉羽町北、呉羽町西、黒崎、黒瀬、黒瀬北町一丁目、黒瀬北町二丁目、小泉町、興人町、高来、古志町一丁目、古志町二丁目、古志町三丁目、古志町四丁目、古志町五丁目、古志町六丁目、小島町、小杉、五艘、小中、小西、五番町、五福、五本榎、駒見、才覚寺、境野新、栄新町、栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、坂下新、桜木町、桜谷みどり町一丁目、桜谷みどり町二丁目、桜橋通り、桜町一丁目、桜町二丁目、山王町、三熊、三番町、七軒町、芝園町一丁目、芝園町二丁目、芝園町三丁目、島田、清水中町、清水町一丁目、清水町二丁目、清水町三丁目、清水町四丁目、清水町五丁目、清水町六丁目、清水町七丁目、清水町八丁目、清水町九丁目、清水元町、下赤江、下赤江町一丁目、下赤江町二丁目、下飯野、下奥井一丁目、下奥井二丁目、下熊野、下新北町、下新西町、下新日曽町、下新本町、下新町、下野、下野新、下冨居、下冨居一丁目、下冨居二丁目、下堀、城川原一丁目、城川原二丁目、城川原三丁目、庄高田、城北町、城村、城村新町、白銀町、新金代一丁目、新金代二丁目、新川原町、新桜町、新庄北町、新庄銀座一丁目、新庄銀座二丁目、新庄銀座三丁目、新庄本町一丁目、新庄本町二丁目、新庄本町三丁目、新庄町、新庄町一丁目、新庄町二丁目、新庄町三丁目、新庄町四丁目、新総曲輪、新千原崎、神通本町一丁目、神通本町二丁目、神通町一丁目、神通町二丁目、神通町三丁目、新富町一丁目、新富町二丁目、新根塚町一丁目、新根塚町二丁目、新根塚町三丁目、新冨居、新保、新名、杉瀬、杉谷、砂町、住友町、住吉、住吉町

一丁目、住吉町二丁目、諏訪川原一丁目、諏訪川原二丁目、諏訪川原三丁目、清風町、関、千石町一丁目、千石町二丁目、千石町三丁目、千石町四丁目、千石町五丁目、千石町六丁目、千成町、千俵町、総曲輪一丁目、総曲輪二丁目、総曲輪三丁目、総曲輪四丁目、惣在寺、双代町、高木、高木西、高木東、高木南、高島、高園町、高田、高畠町一丁目、高畠町二丁目、高屋敷、宝町一丁目、宝町二丁目、田刈屋、館出町一丁目、館出町二丁目、辰尾、辰巳町一丁目、辰巳町二丁目、田中町一丁目、田中町二丁目、田中町三丁目、田中町四丁目、田中町五丁目、田尻、田尻西、田尻東、田尻南、田畑、珠泉西町、珠泉東町、手屋、手屋一丁目、手屋二丁目、手屋三丁目、太郎丸、太郎丸西町一丁目、太郎丸西町二丁目、太郎丸本町一丁目、太郎丸本町二丁目、太郎丸本町三丁目、太郎丸本町四丁目、千歳町一丁目、千歳町二丁目、千歳町三丁目、千原崎、千原崎一丁目、千原崎二丁目、茶屋町、中央通り一丁目、中央通り二丁目、中央通り三丁目、中間島、中間島一丁目、中間島二丁目、千代田町、塚原、月岡新、月岡西緑町、月岡東緑町一丁目、月岡東緑町二丁目、月岡東緑町三丁目、月岡東緑町四丁目、月岡町一丁目、月岡町二丁目、月岡町三丁目、月岡町四丁目、月岡町五丁目、月岡町六丁目、月岡町七丁目、月見町一丁目、月見町二丁目、月見町三丁目、月見町四丁目、月見町五丁目、月見町六丁目、月見町七丁目、堤町通り一丁目、堤町通り二丁目、つばめ野一丁目、つばめ野二丁目、つばめ野三丁目、鶴ケ丘町、寺島、寺町、寺町けや木台、天正寺、土居原町、問屋町一丁目、問屋町二丁目、問屋町三丁目、道正、任海、常盤台、常盤町、栃谷、利波、富岡町、友杉、豊丘町、豊川町、豊島町、豊城新町、豊城町、豊田、豊田本町一丁目、豊田本町二丁目、豊田本町三丁目、豊田本町四丁目、豊田町一丁目、豊田町二丁目、豊若町一丁目、豊若町二丁目、豊若町三丁目、永久町、中市、中市一丁目、中市二丁目、長江、長江一丁目、長江二丁目、長江三丁目、長江四丁目、長江五丁目、長江新町一丁目、長江新町二丁目、

長江新町三丁目、長江新町四丁目、長江東町一丁目、長江東町二丁目、長江東町三丁目、長江本町、長柄町一丁目、長柄町二丁目、長柄町三丁目、中老田、長岡、長岡新、中沖、中川原、中川原新町、中川原台一丁目、中川原台二丁目、中島一丁目、中島二丁目、中島三丁目、中島四丁目、中島五丁目、中田、中田一丁目、中田二丁目、中田三丁目、中布目、中野新、中野新町一丁目、中野新町二丁目、中富居、中富居新町、中屋、流杉、鍋田、南央町、西四十物町、西荒屋、西大泉、西押川、西金屋、西公文名、西公文名町、西山王町、西新庄、西町、西田地方町一丁目、西田地方町二丁目、西田地方町三丁目、西長江一丁目、西長江二丁目、西長江三丁目、西長江四丁目、西長江本町、西中野本町、西中野町一丁目、西中野町二丁目、西野新、西番、西宮町、西二俣、西宮、蛯川、布市、布市新町、布瀬本町、布瀬町、布瀬町一丁目、布瀬町二丁目、布瀬町南一丁目、布瀬町南二丁目、布瀬町南三丁目、布目、布目北、布目西、根塚町一丁目、根塚町二丁目、根塚町三丁目、根塚町四丁目、野口、野口南部、野口北部、野田、野中、野中新、野々上、野町、萩原、蓮町一丁目、蓮町二丁目、蓮町三丁目、蓮町四丁目、蓮町五丁目、蓮町六丁目、旅籠町、畑中、八川、八人町、八ヶ山、八町、八町北、八町中、八町西、八町東、八町南、花園町一丁目、花園町二丁目、花園町三丁目、花園町四丁目、花木、羽根、浜黒崎、林崎、針日、針原中、針原中町、晴海台、東石金町、東岩瀬町、東岩瀬村、東老田、東田地方町一丁目、東田地方町二丁目、東富山寿町一丁目、東富山寿町二丁目、東富山寿町三丁目、東中野町一丁目、東中野町二丁目、東中野町三丁目、東流杉、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、日方江、久方町、日之出町、日俣、百塚、鴨島、ひよどり南台、平槇、平岡、開、開ヶ丘、平吹町、福居、冨居栄町、不二越本町一丁目、不二越本町二丁目、不二越町、藤木、藤木新、藤木新町、藤の木園町、藤の木台一丁目、藤の木台二丁目、藤の木台三丁目、二口町一丁目、二口町二丁目、二口町三丁目、二口町四丁目、

二口町五丁目、二俣、二俣新町、舟橋今町、舟橋北町、舟橋南町、古鍛冶町、古川、古沢、古寺、文京町一丁目、文京町二丁目、文京町三丁目、別名、星井町一丁目、星井町二丁目、星井町三丁目、堀、堀川小泉町、堀川小泉町一丁目、堀川小泉町二丁目、堀川本郷、堀川町、堀端町、本郷、本郷島、本郷新、本郷西部、本郷中部、本郷東部、本郷北部、本郷町、本町、本丸、牧田、町新、町袋、町村、町村一丁目、町村二丁目、松浦町、松木、松木新、松若町、丸の内一丁目、丸の内二丁目、丸の内三丁目、三上、水落、水橋池田舘、水橋池田町、水橋石政、水橋石割、水橋伊勢屋、水橋伊勢領、水橋市江、水橋市田袋、水橋入江、水橋魚躬、水橋大町、水橋沖、水橋肘崎、水橋開発、水橋開発町、水橋鏡田、水橋堅田、水橋金尾、水橋金尾新、水橋金広、水橋上桜木、水橋上砂子坂、水橋川原町、水橋北馬場、水橋狐塚、水橋小池、水橋恋塚、水橋小出、水橋五郎丸、水橋桜木、水橋佐野竹、水橋山王町、水橋下段、水橋柴草、水橋清水堂、水橋下砂子坂、水橋下砂子坂新、水橋常願寺、水橋小路、水橋上条新町、水橋新保、水橋新堀、水橋専光寺、水橋大正、水橋高月、水橋高寺、水橋高堂、水橋舘町、水橋田伏、水橋辻ヶ堂、水橋中馬場、水橋中町、水橋中村、水橋中村町、水橋入部町、水橋畠等、水橋番頭名、水橋平嶺、水橋平塚、水橋二杉、水橋二ッ屋、水橋曲淵、水橋町、水橋町袋、水橋的場、水橋柳寺、緑町一丁目、緑町二丁目、湊入船町、南金屋、南栗山、南新町、南田町一丁目、南田町二丁目、南中田、宮尾、宮条、宮園町、宮成、宮成新、宮保、宮町、向新庄町、向新庄町一丁目、向新庄町二丁目、向新庄町三丁目、向新庄町四丁目、向新庄町五丁目、向新庄町六丁目、向新庄町七丁目、向新庄町八丁目、向川原町、室町通り一丁目、室町通り二丁目、明輪町、元町一丁目、元町二丁目、桃井町一丁目、桃井町二丁目、森、森一丁目、森二丁目、森三丁目、森四丁目、森五丁目、森住町、森田、森若町、安田町、安野屋町一丁目、安野屋町二丁目、安野屋町三丁目、柳町一丁目、柳町二丁目、柳町三丁目、柳町四

丁目、八幡、山岸、山室、山室荒屋、山室荒屋新町、山本、山本新、弥生町一丁目、弥生町二丁目、八日町、四方、四方荒屋、四方一番町、四方恵比須町、四方北窪、四方新、四方新出町、四方神明町、四方田町、四方西岩瀬、四方二番町、四方野割町、四方港町、横内、横越、吉岡、吉倉、吉作、四ツ葉町、米田、米田すずかけ台一丁目、米田すずかけ台二丁目、米田すずかけ台三丁目、米田町一丁目、米田町二丁目、米田町三丁目、若竹町一丁目、若竹町二丁目、若竹町三丁目、若竹町四丁目、若竹町五丁目、若竹町六丁目

別表第一愛知県第六区の項を次のように改める。

第六区	瀬戸市 瀬戸市役所水野支所管内 川平町、本郷町（十番から千四十八番までに限る。）、十軒町、鹿乗町、内田町一丁目、内田町二丁目、北みずの坂一丁目、北みずの坂二丁目、北みずの坂三丁目 春日井市 犬山市 小牧市

別表第一愛知県第七区の項中「瀬戸市」を「瀬戸市第六区に属しない区域」に改め、同表愛知県第十二区の項中「額田郡」を削り、同表愛知県第十四区の項中「新城市」を「新城市額田郡」に改める。

別表第一三重県第一区の項を次のように改める。

第一区	津市 松阪市

別表第一三重県第二区の項中「四日市市常磐地区市民センター管内」を削り、「四日市市中川島地区市民センター管内」及び「四日市市桜地区市民センター管内」を削り、「四日市市楠地区市民センター管内」を「四日市市楠地区市民センター管内」に改め、同表三重県第四区の項を次のように改める。

第四区	
	伊勢市
	尾鷲市
	鳥羽市
	熊野市
	志摩市
	多気郡
	度会郡
	北牟婁郡
	南牟婁郡

別表第一三重県第五区の項を削る。

別表第一大阪府第一区の項中「生野区」を「東成区」に改め、同表大阪府第二区の項中「阿倍野区」を「生野区」に改め、同表大阪府第四区の項中「東成区」を削る。

別表第一兵庫県第二区の項を次のように改める。

第二区	
	神戸市
	兵庫区
	北区
	長田区

西宮市	塩瀬支所管内 山口支所管内

別表第一兵庫県第五区の項から兵庫県第七区の項までを次のように改める。

第五区	
豊岡市	
川西市	平野（字カキヲジ原に限る。）、西畦野（字丸山及び字東通りを除く。）、一庫、国崎、黒川、横路、大和東一丁目、大和東二丁目、大和東三丁目、大和東四丁目、大和東五丁目、大和西一丁目、大和西二丁目、大和西三丁目、大和西四丁目、大和西五丁目、美山台一丁目、美山台二丁目、美山台三丁目、丸山台一丁目、丸山台二丁目、丸山台三丁目、見野一丁目、見野二丁目、見野三丁目、東畦野、東畦野一丁目、東畦野二丁目、東畦野三丁目、東畦野四丁目、東畦野五丁目、東畦野六丁目、東畦野山手一丁目、東畦野山手二丁目、長尾町、西畦野一丁目、西畦野二丁目、山原、山原一丁目、山原二丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、山下町、山下、笹部一丁目、笹部二丁目、笹部三丁目、笹部、下財町、一庫一丁目、一庫二丁目、一庫三丁目
三田市	
篠山市	
養父市	
丹波市	
朝来市	
川辺郡	
美方郡	
第六区	
伊丹市	
宝塚市	

川西市
第五区に属しない区域
第七区
西宮市
第二区に属しない区域
芦屋市
別表第一奈良県第一区の項を次のように改める。
第一区
奈良市
本庁管内
奈良市西部出張所管内
奈良市北部出張所管内
奈良市東部出張所管内
奈良市月ヶ瀬行政センター管内
生駒市
別表第一奈良県第二区の項中「生駒市」を「香芝市」に、「生駒郡」を「磯城郡」に改め、同表奈良県第三区の項を次のように改める。
第三区
大和高田市
橿原市
桜井市
五條市
御所市
葛城市
宇陀市
宇陀郡
高市郡
北葛城郡

吉野郡

別表第一奈良県第四区の項を削る。

別表第一岡山県第一区の項を次のように改める。

第一区	岡山市	北区	本庁管内（祇園、後楽園、中原及び牟佐に属する区域を除く。）
			北区役所御津支所管内
			北区役所建部支所管内
		南区	本庁管内

青江六丁目、あけぼの町、泉田、泉田一丁目、泉田二丁目、泉田三丁目、泉田四丁目、泉田五丁目、内尾、浦安西町、浦安本町、浦安南町、大福、海岸通一丁目、海岸通二丁目、古新田、市場一丁目、市場二丁目、下中野、新福一丁目、新福二丁目、新保、洲崎一丁目、洲崎二丁目、洲崎三丁目、妹尾、妹尾崎、曽根、立川町、築港栄町、築港新町一丁目、築港新町二丁目、築港ひかり町、築港緑町一丁目、築港緑町二丁目、築港緑町三丁目、築港元町、千鳥町、当新田、富浜町、豊成一丁目、豊成二丁目、豊成三丁目、豊浜町、中畦、並木町一丁目、並木町二丁目、南輝一丁目、南輝二丁目、南輝三丁目、西市、西畦、浜野一丁目、浜野二丁目、浜野三丁目、浜野四丁目、東畦、平福一丁目、平福二丁目、福島一丁目、福島二丁目、福島三丁目、福島四丁目、福田、福富中一丁目、福富中二丁目、福富西一丁目、福富西二丁目、福富西三丁目、福富東一丁目、福富東二丁目、福成一丁目、福成二丁目、福成三丁目、福浜町、福浜西町、福吉町、藤田、芳泉一丁目、芳泉二丁目、芳泉三丁目、芳泉四丁目、松浜町、万倍、箕島、三浜町一丁目、三浜町二丁目、山田、米倉、若葉町

加賀郡
吉備中央町
本庁管内
広面、上加茂、下加茂、美原、加茂市場、高谷、平岡、上野、竹部、上田東、細田、三納谷、上田西、円城、案田、高富、神瀬、船津、小森
吉備中央町役場井原出張所管内

別表第一岡山県第三区の項中「真庭市落合支局管内　真庭市勝山支局管内　真庭市美甘支局管内　真庭市湯原支局管内」を「真庭市落合支局管内　真庭市勝山支局管内　真庭市美甘支局管内　真庭市湯原支局管内　合振興局管内　山振興局管内　甘振興局管内　原振興局管内」に改める。

別表第一広島県第二区の項中「江田島市沖美支所管内　江田島市大柿支所管内　江田島市鹿川出張所管内　江田島市高田出張所管内」を「江田島市沖美支所管内　江田島市大柿支所管内　江田島市鹿川出張所管内　江田島市高田出張所管内　江田島市能美支所管内　江田島市沖美支所管内　江田島市深江連絡所管内　江田島市柿浦連絡所管内」に改める。

別表第一香川県第一区の項中「本庁管内」を「本庁管内　勝賀総合センター　弦打出張所管内　鬼無出張所管内　下笠居出張所管内」に改め、「香西出張所管内」及び「管内」を削る。

別表第一愛媛県第一区の項中「浮穴支所管内」の下に「（北井門二

丁目に属する区域に限る。）」を加え、「久谷支所管内」を削り、同表愛媛県第二区の項中「上浮穴郡」を削り、同表愛媛県第四区の項中「西予市」を「上浮穴郡」に改める。

別表第一福岡県第二区の項及び福岡県第三区の項を次のように改める。

第二区	福岡市中央区南区那の川一丁目、那の川二丁目（一番から四番までに限る。）、大楠一丁目、大楠二丁目、大楠三丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、清水四丁目、玉川町、塩原一丁目、塩原二丁目、塩原三丁目、塩原四丁目、大橋団地、大橋一丁目、大橋二丁目、大橋三丁目、大橋四丁目、高木一丁目、高木二丁目、高木三丁目、五十川一丁目、五十川二丁目、井尻一丁目、井尻二丁目、井尻三丁目、井尻四丁目、井尻五丁目、折立町、横手一丁目、横手二丁目、横手三丁目、横手四丁目、横手南町、的場一丁目、的場二丁目、曰佐一丁目、曰佐二丁目、曰佐四丁目、曰佐五丁目、向新町一丁目、向新町二丁目、高宮一丁目、高宮二丁目、高宮三丁目、高宮四丁目、高宮五丁目、多賀一丁目、多賀二丁目、向野一丁目、向野二丁目、筑紫丘一丁目、筑紫丘二丁目、野間一丁目、野間二丁目、野間三丁目、野間四丁目、若久団地、若久一丁目、若久二丁目、若久三丁目、若久四丁目、若久五丁目、若久六丁目、三宅一丁目、三宅二丁目、三宅三丁目、南大橋一丁目、南大橋二丁目、和田一丁目、和田二丁目、和田三丁目、和田四丁目、野多目一丁目、野多目二丁目、野多目三丁目、野多目四丁目（一番から十三番まで、十八番一号から十八番十四号まで、十八番六十一号から十八番八十二号まで及び十九番から三十番までに限る。）、野多目五丁目、老司

一丁目（一番一号から一番十七号まで、一番二十六号から一番四十八号まで、二番から四番まで、五番十八号から五番三十六号まで、六番及び七番九号から七番二十八号までに限る。）、市崎一丁目、市崎二丁目、大池一丁目、大池二丁目、平和一丁目、平和二丁目、平和四丁目、寺塚一丁目、寺塚二丁目、柳河内一丁目、柳河内二丁目、皿山一丁目、皿山二丁目、皿山三丁目、皿山四丁目、中尾一丁目、中尾二丁目、中尾三丁目、花畑一丁目、花畑二丁目、花畑三丁目、花畑四丁目、屋形原一丁目、屋形原二丁目、屋形原三丁目、屋形原四丁目、屋形原五丁目、鶴田四丁目（一番一号から一番八号まで、一番四十四号から一番四十七号まで、三番五号から三番二十四号まで及び三番三十八号から三番五十四号までに限る。）、長丘一丁目、長丘二丁目、長丘三丁目、長丘四丁目、長丘五丁目、長住一丁目、長住二丁目、長住三丁目、長住四丁目、長住五丁目、長住六丁目、長住七丁目、西長住一丁目、西長住二丁目、西長住三丁目、大字桧原、桧原一丁目、桧原二丁目、桧原三丁目、桧原四丁目、桧原五丁目、桧原六丁目、桧原七丁目、大平寺一丁目、大平寺二丁目、大字柏原、柏原一丁目（一番から二十五番まで及び二十七番から五十三番までに限る。）、柏原三丁目、柏原四丁目、柏原五丁目、柏原六丁目、柏原七丁目

城南区

鳥飼四丁目、鳥飼五丁目、鳥飼六丁目、鳥飼七丁目、別府団地、別府一丁目、別府二丁目、別府三丁目、別府四丁目、別府五丁目、別府六丁目、別府七丁目、城西団地、荒江団地、荒江一丁目、飯倉一丁目、田島一丁目、田島二丁目、田島三丁目、田島四丁目、田島五丁目、田島六丁目、茶山一丁目、茶山二丁目、茶山三丁目、茶山四丁目、茶山五丁目、茶山六丁目、金山団地、七隈一丁目、七隈二丁目、七隈三丁目（一番から五番まで、八番二十四号、八番三十一号から八番四十四号まで、十五番から十九番まで、二十番一号から二十番四号まで及び二十番二

十五号から二十番六十七号までに限る。）、松山一丁目、松山二丁目、友丘一丁目、友丘二丁目、友丘三丁目、友丘四丁目、友丘五丁目、友丘六丁目、友泉亭、長尾一丁目、長尾二丁目、長尾三丁目、長尾四丁目、長尾五丁目、樋井川一丁目、樋井川二丁目、樋井川三丁目、樋井川四丁目、樋井川五丁目、樋井川六丁目、樋井川七丁目、宝台団地、堤団地、堤一丁目、堤二丁目、東油山一丁目、東油山二丁目、東油山三丁目、東油山四丁目、東油山五丁目、東油山六丁目、大字東油山、大字片江、片江一丁目、片江二丁目、片江三丁目、片江四丁目、片江五丁目、南片江一丁目、南片江二丁目、南片江三丁目、南片江四丁目、南片江五丁目、南片江六丁目、西片江一丁目、西片江二丁目、神松寺一丁目、神松寺二丁目、神松寺三丁目

第三区

福岡市

城南区

第二区に属しない区域

早良区

西区

糸島市

別表第一福岡県第五区の項中「筑紫野市」を「福岡市南区第二区に属し筑紫野市」に改める。

ない区域」―

別表第一長崎県第一区の項中「小榊支所管内西浦上支所管内」を「小榊支所管内西浦上支所管滑石支所管内」

内「に改め、同表長崎県第二区の項中「西　海　市」を削り、同表長崎県第三区の項中「東彼杵郡」を「東彼杵郡　北松浦郡　小値賀町」に改め、同表長崎県第四区の項中「北松浦郡」を「西　海　市　北松浦郡　佐々町」に改める。

別表第一熊本県第一区の項から熊本県第四区の項までを次のように改める。

第一区	
熊本市	中央区
	東区
	北区
第二区	
熊本市	西区
	南区
荒尾市	
玉名市	
玉名郡	
第三区	
山鹿市	
菊池市	
阿蘇市	
合志市	
菊池郡	

阿蘇郡
上益城郡
第四区
八代市
人吉市
水俣市
天草市
宇土市
上天草市
宇城市
下益城郡
八代郡
葦北郡
球磨郡
天草郡

別表第一熊本県第五区の項を削る。

別表第一大分県第一区の項中「明野出張所管内」を「明野支所管内」に改める。

別表第一鹿児島県第一区の項中「桜島支所管内」を「桜島支所管内　松元支所管内　郡山支所管内」に改め、同表鹿児島県第二区の項から鹿児島県第四区の項までを次のように改める。

第二区
鹿児島市
　第一区に属しない区域
枕崎市
指宿市

南さつま市
奄美市
南九州市
大島郡
第三区
阿久根市
出水市
薩摩川内市
日置市
いちき串木野市
伊佐市
姶良市
薩摩郡
出水郡
姶良郡
第四区
鹿屋市
西之表市
垂水市
曽於市
霧島市
志布志市
曽於郡
肝属郡
熊毛郡

別表第一鹿児島県第五区の項を削る。

別表第二東北の項中「十四人」を「十三人」に改め、同表北関東の項中「二十人」を「十九人」に改め、同表近畿の項中「二十九人」を「二十八人」に改め、同表九州の項中「二十一人」を「二十人」に改め、同表中「この表は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三

別表第二北海道の項中「八人」を「第十三条第一項に規定する法律（以下この表において「改定法」という。）で定める数」に改め、同表東北の項中「十四人」を「改定法で定める数」に改め、同表北関東の項中「二十人」を「改定法で定める数」に改め、同表南関東の項中

号）第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の結果によつて、更正することを例とする。」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第四条、第六条及び第七条の規定は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）の公布の日から起算して一月を経過した日（附則第三条及び第四条において「一部施行日」という。）から施行する。

（平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成及び勧告並びに法制上の措置）

第二条　（略）

「二十二人」を「改定法で定める数」に改め、同表東京都の項中「十七人」を「改定法で定める数」に改め、同表北陸信越の項中「十一人」を「改定法で定める数」に改め、同表東海の項中「二十一人」を「改定法で定める数」に改め、同表近畿の項中「二十九人」を「改定法で定める数」に改め、同表中国の項中「十一人」を「改定法で定める数」に改め、同表四国の項中「六人」を「改定法で定める数」に改め、同表九州の項中「二十一人」を「改定法で定める数」に改め、同表中「この表は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の結果によつて、更正することを例とする。」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条　　の規定は、同条の規定による改正後の公職選挙法（附則第三条及び第四条において「新公職選挙法」という。）第十三条第一項に規定する法律の施行の日（附則第四条　　において「一部施行日」という。）から施行する。

（平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成及び勧告並びに法制上の措置）

第二条　衆議院議員選挙区画定審議会は、第一条の規定による改正後の衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下この条において「新選挙区画定審議会法」という。）第四条の規定にかかわらず、平成二十七年の国勢調査の結果に基づく新選挙区画定審議会法第二条の規定による改定案（以下この条において「平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案」という。）の作成及び勧告を行うものとする。

2　前項の規定による平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成に当たっては、新選挙区画定審議会法第三条の規定にかかわらず

、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区（以下この項及び次項において「小選挙区」という。）の数は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一　二百八十九人を衆議院小選挙区選出議員の定数と、平成二十七年の国勢調査を新選挙区画定審議会法第四条第一項の国勢調査とみなして新選挙区画定審議会法第三条第二項の規定の例により得られる小選挙区の数（以下この号において「新方式小選挙区定数」という。）が、第二条の規定による改正前の公職選挙法（次項第二号及び次条において「旧公職選挙法」という。）別表第一における都道府県の区域内の小選挙区の数（次号において「改正前小選挙区定数」という。）より少ない都道府県のうち、当該都道府県の平成二十七年国勢調査人口（平成二十七年の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。次項及び次条において同じ。）を新方式小選挙区定数で除して得た数が最も少ない都道府県から順次その順位を付した場合における第一順位から第六順位までに該当する都道府県　新方式小選挙区定数

二　前号に掲げる都道府県以外の都道府県　改正前小選挙区定数

3　第一項の規定による平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成は、新選挙区画定審議会法第三条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって行わなければならない。

一　各小選挙区の人口に関し、次に掲げる基準に適合すること。

イ　各小選挙区の平成二十七年国勢調査人口が、平成二十七年国勢調査人口の最も少ない都道府県の区域内における平成二十七年国勢調査人口の最も少ない小選挙区の平成二十七年国勢調査人口以上であって、かつ、当該平成二十七年国勢調査人口の二倍未満であること。

ロ　各小選挙区の平成三十二年見込人口（平成二十七年国勢調査人口に、平成二十七年国勢調査人口を平成二十二年国勢調査人口（平成二十二年の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。）で除して得た数を乗じて得た数をいう。以下この項において同じ

。）が、平成三十二年見込人口の最も少ない都道府県の区域内における平成三十二年見込人口の最も少ない小選挙区の平成三十二年見込人口以上であって、かつ、当該平成三十二年見込人口の二倍未満であることを基本とすること。

二　小選挙区の改定案の作成は、旧公職選挙法別表第一に掲げる小選挙区のうち次に掲げるものについて行うことを基本とすること。この場合において、当該都道府県の区域内の各小選挙区の平成二十七年国勢調査人口及び平成三十二年見込人口の均衡を図り（イに掲げる小選挙区の改定案の作成の場合に限る。）、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うこと。

イ　前号イ及びロの都道府県の区域内の小選挙区

ロ　前項第一号に掲げる都道府県の区域内の小選挙区

ハ　前号の基準に適合しない小選挙区

ニ　ハに掲げる小選挙区を前号の基準に適合させるために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる小選挙区

4　新選挙区画定審議会法第二条の規定による平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の勧告は、新選挙区画定審議会法第四条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から一年以内においてできるだけ速やかに行うものとする。

5　政府は、平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案に係る新選挙区画定審議会法第二条の規定による勧告があったときは、当該勧告に基づき、速やかに、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（新公職選挙法別表第二に規定する各選挙区の議員数）

第三条　新公職選挙法第十三条第一項に規定する法律で定める新公職選挙法別表第二に規定する各選挙区（以下この条において「比例選挙区」という。）の議員数は、次の各号に掲げる比例選挙区の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一　百七十六人を衆議院比例代表選出議員の定数と、平成二十七年の国勢調査を新公職選挙法第十三条第七項の国勢調査とみなして同項

（削る）

（適用区分）

第三条　第二条の規定による改正後の公職選挙法（以下この条及び次条において「新公職選挙法」という。）の規定（新公職選挙法第十八条第二項及び第百七十五条第五項の規定を除く。）は、衆議院議員の選挙については一部施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙（以下この項において「一部施行日以後の初回の総選挙」という。）から、衆議院議員の選挙以外の選挙については一部施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙、一部施行日以後の初回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙及び一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙（衆議院議員の選挙を除く。）については、なお従前の例による。

2　新公職選挙法第十八条第二項及び第百七十五条第五項の規定並びに附則第七条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）第十九条の規定は、一部施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

3　附則第六条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号。以下この項において「新国民審査法」

後段の規定の例により得られる議員数（以下この号において「新方式比例定数」という。）が、旧公職選挙法別表第二に規定する各選挙区の議員数（次号において「改正前比例定数」という。）より少ない比例選挙区のうち、当該比例選挙区の平成二十七年国勢調査人口を新方式比例定数で除して得た数が最も少ない比例選挙区から順次その順位を付した場合における第一順位から第四順位までに該当する比例選挙区　新方式比例定数

二　前号に掲げる比例選挙区以外の比例選挙区　改正前比例定数

（適用区分）

第四条　新公職選挙法の規定は、一部施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙（以下この条において「一部施行日以後の初回の総選挙」という。）から適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び一部施行日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

（新設）

という。）第五条の二第三項から第五項まで（これらの規定を新国民審査法第五条の三第二項から第四項まで及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第五十四条第二項の規定は、一部施行日以後その期日を告示される審査について適用し、一部施行日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

（新公職選挙法別表第一に掲げる行政区画その他の区域の取扱い）

第四条　新公職選挙法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、平成二十九年四月十九日（以下この条において「基準日」という。）現在によったものであって、基準日の翌日から一部施行日の前日までの間において同表に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかったものとみなす。ただし、基準日の翌日から一部施行日の前日までの間において同表で定める二以上の選挙区にわたって市町村（特別区を含む。）の境界変更（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区又は総合区の区域の変更を含む。以下この条において同じ。）があったときは、一部施行日に当該境界変更があったものとみなして、新公職選挙法第十三条第三項及び第四項の規定を適用する。

（不断の見直し）

第五条　（略）

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

第六条　最高裁判所裁判官国民審査法の一部を次のように改正する。

（新設）

（不断の見直し）

第五条　この法律の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方については、民意の集約と反映を基本としその間の適正なバランスに配慮しつつ、公正かつ効果的な代表という目的が実現されるよう、不断の見直しが行われるものとする。

（新設）

第五条の二第三項中「又は総合区」を「（総合区を含む。次項及び第五項において同じ。）」に、「数町村」を「数市町村」に、「を区域とする」を「の全部又は一部を合わせて設けた」に改め、同条第四項中「又は総合区」を削り、「数町村」を「数市町村又は指定都市の数区」に、「を区域とする」を「の全部又は一部を合わせて設けた」に改め、同条に次の一項を加える。

指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第三項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、その旨を数区の区域の全部又は一部を合わせて設けた開票区の開票管理者に通知しなければならない。

第五条の三第二項から第四項まで、第十六条の二第二項及び第五十四条第二項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

第七条　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条中「数開票区」を「開票区」に、「においては」を「には」に改める。

（新設）

資料1－5

川崎市選挙管理委員会事務局作成
参　考　資　料

平成２９年４月１９日

衆議院小選挙区の改定案にかかる勧告に基づく川崎市の状況について

第10区	川崎区・幸　区	
	中原区の一部	新丸子町、新丸子東１～３丁目、丸子通１・２丁目、 上丸子山王町１・２丁目、上丸子八幡町、上丸子天神町、 小杉町１～３丁目、小杉御殿町１・２丁目、小杉陣屋町１・２丁目、 等々力、木月１～４丁目、西加瀬、木月祗園町、木月伊勢町、木月大町、 木月住吉町、苅宿、大倉町、市ノ坪、今井上町、今井仲町、今井南町、 今井西町、井田１～３丁目、井田中ノ町、上平間、田尻町、北谷町、 中丸子、下沼部、上丸子、小杉
第18区	中原区の一部	宮内１～４丁目、新城、上新城１・２丁目、新城１～５丁目、新城中町、 下新城１～３丁目、上小田中１～７丁目、下小田中１～６丁目、 **井田三舞町、井田杉山町**
	高津区	
	宮前区の一部	菅生ケ丘、水沢１～３丁目、潮見台、初山１・２丁目、菅生１～６丁目、 犬蔵１～３丁目、平１～６丁目、五所塚１・２丁目、 向ケ丘の一部（高津区の区域に属する区域を除く。）、けやき平、 南平台、白幡台１・２丁目、神木１・２丁目、馬絹、馬絹１～３丁目、 小台１・２丁目、土橋１～７丁目、有馬１～９丁目、東有馬１～５丁目、 野川の一部（高津区の区域に属する区域を除く。）、宮崎、 宮崎１～６丁目、宮前平１～３丁目、鷺沼１～４丁目、梶ケ谷
第9区	宮前区の一部	**神木本町１～５丁目**
	多摩区・麻生区	

※表中の**アンダーライン**部分は、当該改定案において選挙区を変更するとされた町丁・区域を指します。

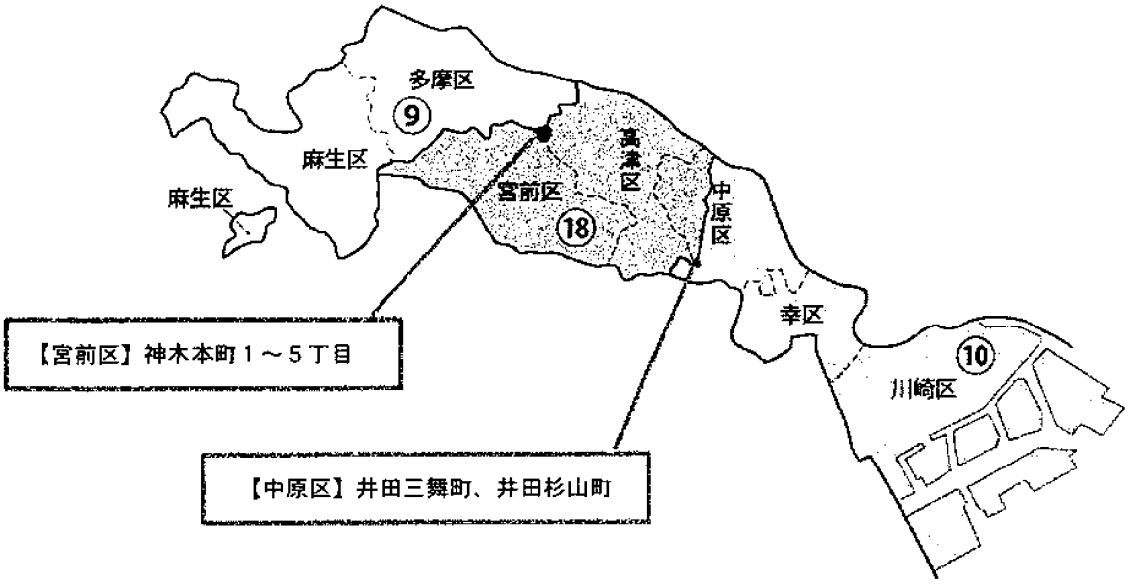

（問合せ先）
選挙管理委員会事務局選挙部選挙課
電話　０４４－２００－３４２３

資料1－6

選管第37号
平成29年６月22日

各市区町村選挙管理委員会委員長
各地域県政総合センター地方書記長　殿

神奈川県選挙管理委員会委員長
（　公　印　省　略　）

公職選挙法の一部を改正する法律の施行等について（通知）

このことについて、平成29年６月21日付け総行選第68号をもって総務大臣から別添のとおり通知がありましたので、通知します。

また、この通知に関連して、総務省自治行政局選挙部管理課から別添のとおり事務連絡がありましたので、併せて送付します。

問い合わせ先
担当　永井
電話　(045)210-3179

総行選第６８号
平成２９年６月２１日

各都道府県知事
各都道府県選挙管理委員会委員長　殿

総務大臣

公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（通知）

第１９３回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、平成２９年法律第６６号をもって、本日公布されました。

今回の公職選挙法の改正は都道府県又は市の議会の議員の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができることとすること等を目的として行われました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正法を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、改正法の施行に伴い、公職選挙法施行令等について所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

記

第１　都道府県又は市の議会の議員の選挙におけるビラの頒布に関する事項

１　都道府県又は市の議会の議員の選挙において、選挙運動のために使用する次のビラを頒布することができるものとされたこと（新法第１４２条第１項関係）。

(1) 都道府県の議会の議員の選挙にあっては、候補者１人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た２種類以内のビラ　１万６千枚

2

(2) 指定都市の議会の議員の選挙にあっては、候補者１人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た２種類以内のビラ　８千枚

(3) 指定都市以外の市の議会の議員の選挙にあっては、候補者１人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た２種類以内のビラ　４千枚

２　都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市の議会の議員の選挙については市は、それぞれ、条例で定めるところにより、１のビラの作成について、無料とすることができるものとされたこと（新法第１４２条第１１項関係）。

第２　施行期日等

１　改正法は、平成３１年３月１日から施行するものとされたこと（改正法附則第１項関係）。

２　新法の規定は、改正法の施行の日以後その期日を告示される都道府県又は市（指定都市を含む。以下同じ。）の議会の議員の選挙について適用し、改正法の施行の日の前日までにその期日を告示された都道府県又は市の議会の議員の選挙については、なお従前の例によるものとされたこと（改正法附則第２項関係）。

地方議会議員の選挙における
選挙運動用ビラの頒布解禁

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">ビラ頒布の解禁及びその上限枚数について</th><th>公営について</th></tr>
<tr><td>(1) 都道府県議会</td><td rowspan="3">右の枚数を上限として、頒布を解禁することとする。</td><td>16,000枚
(＝通常葉書の２倍)</td><td rowspan="3">条例で定めるところにより、ビラの作成について無料とすることができることとする。</td></tr>
<tr><td>(2) 指定都市議会</td><td>8,000枚
(＝通常葉書の２倍)</td></tr>
<tr><td>(3) 指定都市以外の市議会</td><td>4,000枚
(＝通常葉書の２倍)</td></tr>
<tr><td>(4) 町村議会</td><td colspan="3">頒布解禁を行わない。</td></tr>
</table>

【施行期日】平成３１年３月１日

資料1-7

公職選挙法の一部を改正する法律要綱

一　都道府県又は市の議会の議員の選挙におけるビラの頒布の解禁（第142条関係）

1　都道府県又は市の議会の議員の選挙において、選挙運動のために使用する次のビラを頒布することができるものとすること。

(1) 都道府県の議会の議員の選挙にあっては、候補者１人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た２種類以内のビラ　　16,000枚

(2) 指定都市の議会の議員の選挙にあっては、候補者１人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た２種類以内のビラ　　8,000枚

(3) 指定都市以外の市の議会の議員の選挙にあっては、候補者１人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た２種類以内のビラ　　4,000枚

2　都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市の議会の議員の選挙については市は、それぞれ、条例で定めるところにより、１のビラの作成について、無料とすることができるものとすること。

二　施行期日等（改正法附則関係）

1　この法律は、平成31年３月１日から施行すること。

2　適用区分について、所要の規定を置くこと。

資料1-8

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百四十二条第一項中「並びに第一号から第三号まで」及び「第五号から第七号までに規定する」を削り、同項第四号中「八千枚」の下に「、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ　一万六千枚」を加え、同項第五号中「四千枚」の下に「、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ　八千枚」を加え、同項第六号中「二千枚」の下に「、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ　四千枚」を加え、同条第六項中「第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで、第二項並びに第三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同条第七項中「第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで並びに」を「第一項及び」に改め、同条第八項中「第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで」を「第一項」に改め、同条第九項中「第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで、第二項並びに第三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同条第十一項中「都道府県知事」を「都道府県の議会の議員又は長」に、「市長」を「市の議会の議員又は長」に、「、第五号及び第六号」を「から第六号まで」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成三十一年三月一日から施行する。

（適用区分）

2　この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示される都道府県又は市の議会の議員の選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を告示された都道府県又は市の議会の議員の選挙については、なお従前の例による。

理　由

都道府県又は市の議会の議員の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

資料1-9

公職選挙法の一部を改正する法律　新旧対照表

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（文書図画の頒布） 第百四十二条　衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。 一～三　（略） 四　都道府県の議会の議員の選挙にあつては、候補者一人について、通常葉書　八千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ　一万六千枚 五　指定都市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書　三万五千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ　七万枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書　四千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ　八千枚 六　指定都市以外の市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書　八千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ　一万六千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書　二千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ　四千枚	（文書図画の頒布） 第百四十二条　衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書並びに第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに規定するビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。 一～三　（略） 四　都道府県の議会の議員の選挙にあつては、候補者一人について、通常葉書　八千枚 五　指定都市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書　三万五千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ　七万枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書　四千枚 六　指定都市以外の市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書　八千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ　一万六千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書　二千枚

七　（略）

2～5　（略）

6　第一項から第三項までのビラは、新聞折込みその他政令で定める方法によらなければ、頒布することができない。

7　第一項及び第二項のビラは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。以下この項において同じ。）の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することができない。この場合において、第二項のビラについて当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙は、当該選挙の選挙区ごとに区分しなければならない。

8　第一項のビラは長さ二十九・七センチメートル、幅二十一センチメートルを、第二項のビラは長さ四十二センチメートル、幅二十九・七センチメートルを、超えてはならない。

9　第一項から第三項までのビラには、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載しなければならない。この場合において、第一項第一号の二のビラにあつては当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の名称及び同号のビラである旨を表示する記号を、第二項のビラにあつては当該衆議院名簿届出政党等の名称及び同項のビラである旨を表示する記号

七　（略）

2～5　（略）

6　第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで、第二項並びに第三項のビラは、新聞折込みその他政令で定める方法によらなければ、頒布することができない。

7　第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで並びに第二項のビラは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。以下この項において同じ。）の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することができない。この場合において、第二項のビラについて当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙は、当該選挙の選挙区ごとに区分しなければならない。

8　第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までのビラは長さ二十九・七センチメートル、幅二十一センチメートルを、第二項のビラは長さ四十二センチメートル、幅二十九・七センチメートルを、超えてはならない。

9　第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで、第二項並びに第三項のビラには、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載しなければならない。この場合において、第一項第一号の二のビラにあつては当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の名称及び同号のビラである旨を表示する記号を、第二項のビラにあつては当該候補者届出政党の名称を、第三項のビラにあつては当該衆議院名簿届出

を、併せて記載しなければならない。

10　（略）

11　都道府県の議会の議員又は長の選挙については都道府県は、市の議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第三号から第六号までのビラの作成について、無料とすることができる。

12・13　（略）

政党等の名称及び同項のビラである旨を表示する記号を、併せて記載しなければならない。

10　（略）

11　都道府県知事の選挙については都道府県は、市長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第三号、第五号及び第六号のビラの作成について、無料とすることができる。

12・13　（略）

資料２－１

平成２９年　３月　１日
選挙管理委員会事務局

川崎市区選挙事務改善計画

１　計画策定の目的

平成２８年７月１０日執行の参議院議員通常選挙を行う中で、予定した開票終了時刻を大幅に超えて事務を行う事例、正しい分類が行われずに票が混入し点検に時間を要した事例、投票者数を上回る票数が確認された事例が生じるなど、投票事務及び開票事務において改善に取り組むべき事象が確認されたことから、平成２９年１１月１８日に任期満了を迎えることにより執行が予定される川崎市長選挙に向け、川崎市選挙管理委員会事務局及び区選挙管理委員会事務室において、より適正で円滑な選挙事務の執行に向けた取り組みにかかる川崎市区選挙事務改善計画の策定を行う。

２　改善に取り組むべき事象と取り組みの方向性

（１）開票事務に要した時間が増長している点

平成２８年７月１０日執行の参議院議員通常選挙の開票事務に要した時間をみると、過去２回の同選挙の結果と比べ、全市確定時刻、所要平均時間とも増長する結果となった。この要因としては、一層複雑化する選挙制度や人事異動などにより開票事務の中核などを担う職員の不足、不適切な開票事務が他自治体で行われた状況を踏まえ、より丁寧かつ正確に事務を行うよう心掛けたことなどが考えられる。

開票事務に要する時間が増長している点については、本市区のみならず神奈川県下各市区町村においても同様の傾向が表れている状況にあるが、投票事務及び開票事務は、法令に即し、適正に行うことを第一に求めるべきものであると同時に、選挙の結果について選挙人や候補者等の関係者に速やかに知らせることも求められることから、円滑に各事務を行うことも必要である。

この点、今一度、各事務について、法令に即し、適正かつ円滑に行うべく、選挙事務に対する意識の向上や開票作業の効率化などに資するための選挙事務研修の拡充、投票事務における投票者総数の正確な数の把握の徹底や、投票者総数と開票所で確認した投票用紙の数の差に疑義が生じた場合における速やかな対応を標準化するなどに取り組む必要がある。

【参考：本市の参議院議員通常選挙における開票時間の変化】

	平成 22 年	平成 25 年	平成 28 年※
参議院議員 選挙区選挙	全市確定 24:31 所要平均 184 分	全市確定 25:01 所要平均 194 分	全市確定 25:31 所要平均 233 分
参議院議員 比例代表選挙	全市確定 26:41 所要平均 291 分	全市確定 26:41 所要平均 287 分	全市確定 28:45 所要平均 349 分

※開票開始時刻を 15 分遅らせ 21:15 とした。

（２）混入票が確認された点

各区においては、過去、県内他市において生じた混入票発生事例を契機に、県及び本市において策定した開票事務における混入票防止基準に従い事務を行ってきたところであるが、今回、混入票が生じた事実が明らかとなったことから、開票事務の実態を今一度確認し、基準も含め見直すべき

ところはないか点検を進める必要がある。

（３）投票者総数を上回る投票が確認された点

開票事務において、投票者総数を上回る投票が確認されたことについては、投票者数の把握に潜在的な事務誤りが生じていた可能性が考えられるほか、過去、他市においては投票用紙が投票所に持ち込まれたとの事例も生じていることから、今一度、投票事務における投票者数の適正な把握に努めるとともに、投票所のレイアウトや人員配置の見直しなどを行い、投票所外から投票用紙が持ち込まれるなどの不正が行われる余地がないよう事務の見直しを行う必要がある。

また、開票事務においても、投票者数の確認、投票数の計数、結束などの事務について、一層丁寧に行うことで、より適正かつ円滑に、開票事務が進められるよう事務改善に取り組む必要がある。

３　具体的な改善計画

具体的な改善計画については次のとおりとする。

なお、実施内容には、市長選挙後も引き続き取り組むべきものも含まれている。

また、改善計画を円滑に推進するため必要な場合には、状況に応じ市及び区選挙管理委員会の事務局及び事務室の体制の拡充や、平常時及び選挙時の選挙の執行体制及び職員の協力体制等について、関係部署との調整を行う。

（１）選挙事務全般

実施項目	実施内容、主な取り組み	実施時期
①市職員の選挙事務に対する意識の向上	職員を対象にした選挙事務の重要性を再確認できる研修手法として、ｅラーニングを用いた研修等を導入する。	
	所属の責任者である課長級職員を対象にした研修の実施に向け調整を行う。	
②他自治体選管への視察、人事交流等の推進	市区選管職員のスキル向上等を目的に、近隣自治体の選挙事務を視察等することにより、本市の選挙事務の改善に資する。	
③各種手引きや基準、事務の見直し	投票事務、開票事務の従事者に分かりやすい資料の提供を行うべく、手引き等の内容、構成について見直しを行う。	
④選挙事務従事職員協力体制の見直し	投票事務、開票事務、期日前投票事務の適正な管理執行に資する職員の協力体制について必要な見直しを行う。	

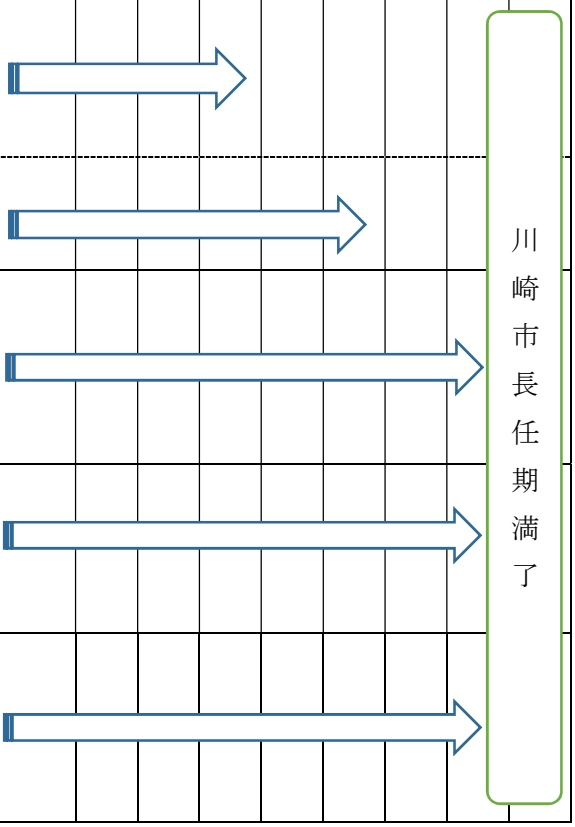

（２）投票事務

実施項目	改善内容、主な取り組み	実施時期
		H29/3 / 4 / 5 / 6 / 7 / 8 / 9 / 10 / 11
①投票事務従事体制の見直し	投票所規模及び当日投票システムの導入を見据えた従事体制の見直しを行う。	
②投票所レイアウトの見直し	適正な選挙の管理及び当日投票システムの導入を見据えた投票所レイアウトの見直しを行う。	
③投票事務研修の拡充	主に本庁職場の投票事務初任者を対象に実施する投票事務研修について、受講対象者の拡充を進める。	
	職員を対象にした投票事務にかかるｅラーニング研修を導入する。	
④投票者数の正確な把握	当日投票システムの導入を見据えた投票速報事務の見直しを行う。	
	不在者投票、在外投票、点字投票等の計上漏れや二重計上の防止を目的に関係帳票の見直しを行う。	
⑤投票用紙持ち帰り防止のための注意喚起	投票用紙は投票所から持ち出すことができないことにつき、注意を促す場内表示を行う。	
⑥投票所の混雑緩和	時間別投票率などの情報から比較的投票所が空いていると見込まれる時間を広報する。	
⑦各投票所における事後アンケートの実施	各投票所における投票環境の向上、事務の改善を目的に投票所職員向けにアンケートを実施する。	選挙後回収

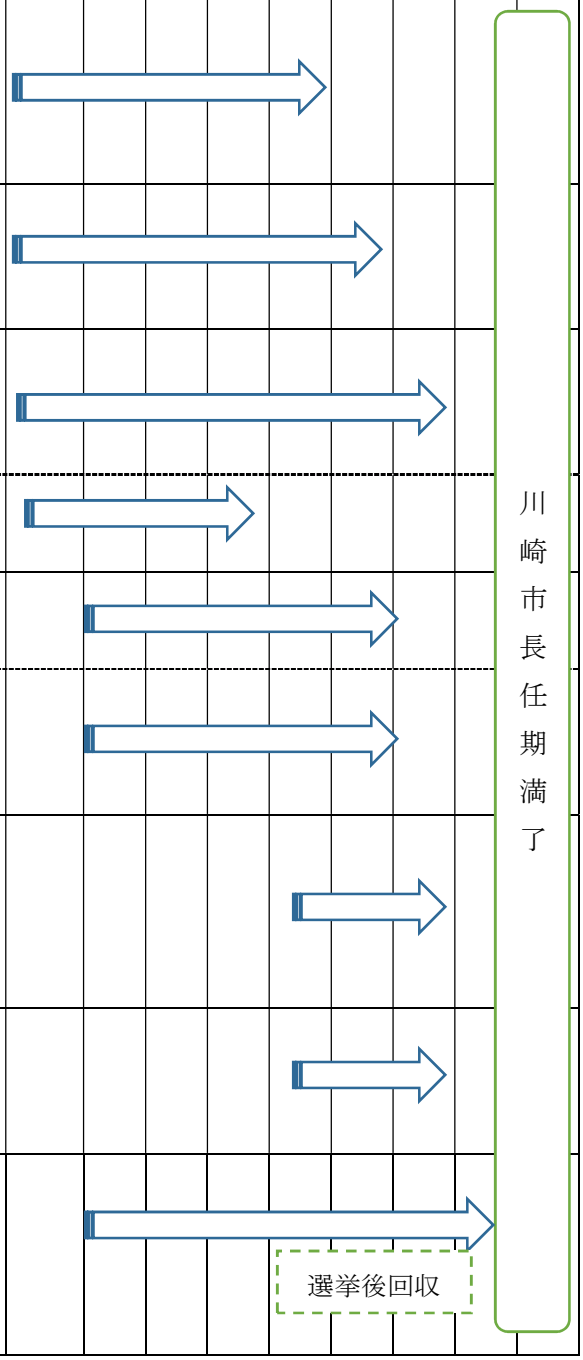

（３）開票事務

実施項目	改善内容、主な取り組み	実施時期								
		H29/3	4	5	6	7	8	9	10	11
①投票物品受領事務体制の強化	投票所から送致される残余投票用紙について再確認を行うなど確認体制の充実を図る。			→	→	→	→	→		
②開披分類作業の正確性向上	開披分類作業における分類種別の単純化を行うことで正確な分類作業の徹底を進める。			→	→	→	→	→		
③審査係の体制拡充	開披分類作業を単純化することにより増加が見込まれる審査票の対応に的確な人員配置を行う。		→	→	→	→				
④開票所主要事務従事者の常設（早期依頼）	執行が予定される選挙に向け、開票ラインの早期確立を行い、意識の向上と知識の習得に努める体制を整える。		→	→	→					
⑤開票実務研修の実施	各区の開票事務の標準化や責任者を含む実務者の意識の向上を目的に、区において開票実務研修会を実施する。		→	→	→	→				
⑥投票者総数と開票所で確認した票とに差異がある場合の対応	投票者総数と開票所で確認した票とに差異がある場合の対応について、開票事務従事者が理解し、速やかに行動できるよう事前の説明などを充実させる。		→	→	→	→	→	→		
⑦混入票防止のための開票事務統一基準の確認、見直し	県内他市において生じた混入票発生事例を契機に策定した同基準について、昨今の開票事務の実態なども確認したうえで、内容の更新を行う。		→	→	→	→	→			
										川崎市長任期満了

資料２－２

平成２９年　７月２１日
選挙管理委員会事務局

川崎市区選挙事務改善計画取り組み状況

平成２９年３月１日に策定した川崎市区選挙事務改善計画について、現在の取り組み状況は次のとおりです。

（１）選挙事務全般

実施項目	実施内容、主な取り組み	実施時期	取り組み状況
①市職員の選挙事務に対する意識の向上	職員を対象にした選挙事務の重要性を再確認できる研修手法として、ｅラーニングを用いた研修等を導入する。	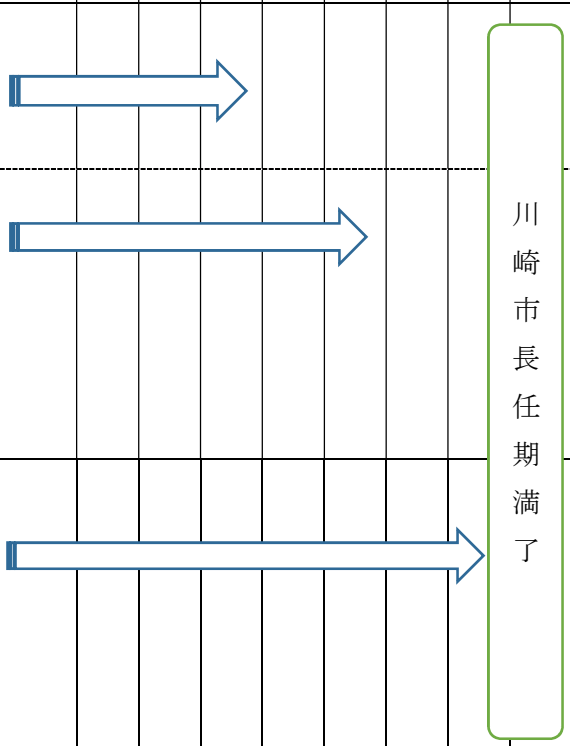	４月１４日、ｅラーニングを用いた研修テキスト公開。同日各局へ受講を案内。
	所属の責任者である課長級職員を対象にした研修の実施に向け調整を行う。		４月２８日、新任課長研修で資料を用い説明。 この他、各局所属からの依頼に基づき個別にも選管から説明に伺う体制を整え、その旨６月６日、庶務課長会議において説明。 各区選管においても管理職会議等において、課長級職員等を対象に説明を実施。
②他自治体選管への視察、人事交流等の推進	市区選管職員のスキル向上等を目的に、近隣自治体の選挙事務を視察等することにより、本市の選挙事務の改善に資する。		３月２６日執行の千葉県知事選挙に際し、市及び区選管職員計９名により千葉市選挙管理委員会の投開票事務を視察。 ６月１８日執行の船橋市長選挙及び同市議会議員補欠選挙に際し、市及び区選管職員計９名により船橋市選挙管理委員会の期日前投票終了後事務及び投票事務を視察。

実施項目	実施内容、主な取り組み	実施時期									取り組み状況
		H29/3	4	5	6	7	8	9	10	11	
③各種手引きや基準、事務の見直し	投票事務、開票事務の従事者に分かりやすい資料の提供を行うべく、手引き等の内容、構成について見直しを行う。									任期満了	投票事務、開票事務の各種手引きの見直しに着手済み。
④選挙事務従事職員協力体制の見直し	投票事務、開票事務、期日前投票事務の適正な管理執行に資する職員の協力体制について必要な見直しを行う。										投開票事務従事職員の配置基準を見直し、３月２３日開催の選挙係長会議において各区に説明。 各区において開票所主要事務従事者の早期従事依頼を実施。

（２）投票事務

実施項目	改善内容、主な取り組み	実施時期									取り組み状況
		H29/3	4	5	6	7	8	9	10	11	
①投票事務従事体制の見直し	投票所規模及び当日投票システムの導入を見据えた従事体制の見直しを行う。									川崎市長任期満了	当日投票システムの導入のほか、選挙の適正な管理執行に資するため、投票所職員及び市民従事者の従事者数の見直しを実施。
②投票所レイアウトの見直し	適正な選挙の管理及び当日投票システムの導入を見据えた投票所レイアウトの見直しを行う。										当日投票システム導入後の投票所レイアウト例を作成、各区において各投票所のレイアウトの確認、見直しに着手済み。
③投票事務研修の拡充	主に本庁職場の投票事務初任者を対象に実施する投票事務研修について、受講対象者の拡充を進める。										投票事務初任者等の参加機会を増やすため、市及び一部の区で実施してきた投票事務研修会について、全区で開催又は開催に向けた調整を実施。
	職員を対象にした投票事務にかかるｅラーニング研修を導入する。										ｅラーニング研修の実施に向け資料の作成に着手済み。≪実施時期再設定≫

実施項目	改善内容、主な取り組み	実施時期									取り組み状況
		H29/3	4	5	6	7	8	9	10	11	
④投票者数の正確な把握	当日投票システムの導入を見据えた投票速報事務の見直しを行う。		→								投票速報事務の最適化、効率化を目的に、従来の投票所入場整理券の枚数による方法から、当日投票システムの受付数を用いる方法へと事務を見直しに着手済み。
	不在者投票、在外投票、点字投票等の計上漏れや二重計上の防止を目的に関係帳票の見直しを行う。		→								関係帳票の見直しに着手済み。
⑤投票用紙持ち帰り防止のための注意喚起	投票用紙は投票所から持ち出すことができないことにつき、注意を促す場内表示を行う。					→					今後、投票所場内掲示物の作成を予定。
⑥投票所の混雑緩和	時間別投票率などの情報から比較的投票所が空いていると見込まれる時間を広報する。					→					今後、投票所混雑状況の広報手法について検討を予定。
⑦各投票所における事後アンケートの実施	各投票所における投票環境の向上、事務の改善を目的に投票所職員向けにアンケートを実施する。		→								アンケートに記載する項目及び手法の検討に着手済み。
						選挙後回収					
										川崎市長任期満了	

（３）開票事務

実施項目	改善内容、主な取り組み	実施時期									取り組み状況
		H29/3	4	5	6	7	8	9	10	11	
①投票物品受領事務体制の強化	投票所から送致される残余投票用紙について再確認を行うなど確認体制の充実を図る。			→	→	→	→	→			当日投票システムの導入に伴い新たに取り扱う物品の厳格な管理方法の検討及び残余投票用紙の確認方法などについて検討に着手済み。
②開披分類作業の正確性向上	開披分類作業における分類種別の単純化を行うことで正確な分類作業の徹底を進める。			→	→	→	→	→			開披分類作業における分類の明確化を図り、候補者氏名等が完全一致した投票のみを有効票とし、それ以外を審査票として取り扱う方針を確認。
③審査係の体制拡充	開披分類作業を単純化することにより増加が見込まれる審査票の対応に的確な人員配置を行う。		→	→	→	→					開票事務従事者における審査係の増員に向け配置基準の見直しを実施。
④開票所主要事務従事者の常設（早期依頼）	執行が予定される選挙に向け、開票ラインの早期確立を行い、意識の向上と知識の習得に努める体制を整える。		→	→	→						各区において開票所主要事務従事者への早期従事依頼を実施。 ６月２８日に高津区において開催した開票実務研修会への参加等により開票事務の準備に着手済み。
⑤開票実務研修の実施	各区の開票事務の標準化や責任者を含む実務者の意識の向上を目的に、区において開票実務研修会を実施する。		→	→	→	→					６月９日に幸区、６月２８日に高津区において開票実務研修会を開催。高津区における開票実務研修会には、各区の選管及び開票所主要事務従事者が参加。

実施項目	改善内容、主な取り組み	実施時期									取り組み状況
		H29/3	4	5	6	7	8	9	10	11	
⑥投票者総数と開票所で確認した票とに差異がある場合の対応	投票者総数と開票所で確認した票とに差異がある場合の対応について、開票事務従事者が理解し、速やかに行動できるよう事前の説明などを充実させる。		→	→	→	→	→	→	川崎市長任期満了		開票事務説明会における説明に向け資料の見直しに着手済み。
⑦混入票防止のための開票事務統一基準の確認、見直し	県内他市において生じた混入票発生事例を契機に策定した同基準について、昨今の開票事務の実態なども確認したうえで、内容の更新を行う。		→	→	→	→	→				混入票防止基準の見直しに着手済み。

資料２－３

選挙と職員の関わり

～選挙について知ろう～

市職員にとって「選挙」とは、単に自分が投票に行くだけのものではありません。
投票所の運営や開票の事務に従事する場合に備え、選挙の基本、職員に求められるものについて、よく理解しておきましょう。

選挙マスコット　イックン

1

■はじめに①

選挙事務は短時間に大量の業務を正確に行う必要があることなどから、選挙の際は各部署、各職員の協力を得て執行しています。

平成28年7月執行の参議院議員通常選挙の投開票事務には、2,400人程の市長部局等職員が事務に従事しました。
これは本市固有の状況ではなく、法令上、選挙執行の際には、市長部局等の職員の従事が予定されています。

（参考） 地方自治法（抄）
第180条の3　普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、その補助機関である職員を、当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員と兼ねさせ、若しくは当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に充て、又は当該執行機関の事務に従事させることができる。

2

■はじめに②

選挙事務は、市職員である以上、自らの業務の一つとしてとらえ従事することが必要です。

選挙事務にあたる職員は、職務命令等により臨時に事務を行う者であっても、「臨時」という安易な考えから、その事務の執行上誤りを起こさないよう忠実に事務を行うことが求められています（公職選挙法273）

【重要】
選挙事務では、例え事務の誤りに起因するものであっても、訂正などを行うことが法令上認められないケースがあります。一例として、事務従事者が誤って他の選挙の投票用紙を交付したことにより、異なる選挙の投票が記載され投票箱に投函された場合であっても、一人一票の原則から再度投票用紙を交付することや、投票箱を開け訂正するようなことはできません。
選挙人の貴重な一票を無駄にしないよう十分注意が必要です。

3

講義の内容

1　公職の選挙の種類

2　投票事務について

3　開票事務について

4　求められる心がまえ

4

■1　公職の選挙の種類

公職の選挙には「地方選挙」と「国政選挙」があります。

【地方選挙】

① 川崎市議会議員選挙・・・・現職議員の任期は平成31年5月
② 川崎市長選挙・・・・・・・・・・現市長の任期は平成29年11月
③ 神奈川県議会議員選挙・・現職議員の任期は平成31年4月
④ 神奈川県知事選挙・・・・・・現知事の任期は平成31年4月

※一般的に選挙は任期満了前30日の中で選挙を管理する選挙管理委員会が決定した日に執行します。

※②の川崎市長選挙を除く3つの選挙は、法律で「統一地方選挙」として同日に執行されています。

※いずれも任期は4年のため、通常は4年に一度各選挙が執行されます。

5

■1　公職の選挙の種類

【国政選挙】

①衆議院議員総選挙・・・・現職議員の任期は平成30年12月
②参議院議員通常選挙・・現職議員の任期は平成31年7月
及び平成34年7月

※衆議院には解散があり、任期満了によるものより解散による総選挙が一般的です。
※衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙とも、選挙区選挙と比例代表選挙の二つの選挙があり、同日に執行されます。

※衆議院議員総選挙の執行の際には、最高裁判所裁判官国民審査も同日に執行されます。

※衆議院議員の任期は4年、参議院議員の任期は6年です。参議院議員は3年ごとに半数が改選されます。

6

■1　公職の選挙の種類

公職の選挙の種類についてのまとめ

⇒　毎年1回～2回程度は、何かしらの選挙が執行されています。

⇒　地方選挙、国政選挙の種類に関わらず、投票事務や開票事務は、市が行うべき事務とされています。

⇒　選挙について、単に「投票」するというものから、市の職員として、「自らの業務の一つ」として、その管理執行に携わるものであるという認識を持つことが重要です。

7

■2　投票事務について [投票所の概要]

選挙当日の投票所は、選挙人の投票環境などを考慮して、設置しています。

＊ 投票所	市内162か所 ※平成29年3月2日現在 （行政区ごとに町丁等により区域を分けて設置）
＊ 利用施設	小学校等の体育館など
＊ 投票時間	午前7時から午後8時まで
＊ 有権者数	1投票所あたり最大約15,000人、平均約7,500人
＊ 従事者数	投票所の規模により10人から20人程度 ・・・運営体制について詳しく解説します。

8

■2　投票事務について [投票所の運営]

選挙当日の投票所の運営は次により行われています。

《市民従事者》

投票管理者１人、投票立会人２人、一般従事者５人～１４人

・・・以上の方々は、町内会等の推薦を受け選任します。

《市職員》

事務長１人、庶務係３人～４人（主任１人、一般庶務２～３人）、
用務員１人（用務員の従事がない投票所施設は職員）

・・・原則として各課等の所属ごとに一つの投票所で従事します。

9

■2　投票事務について [事務従事体制]

（参考） 投票所の事務従事体制

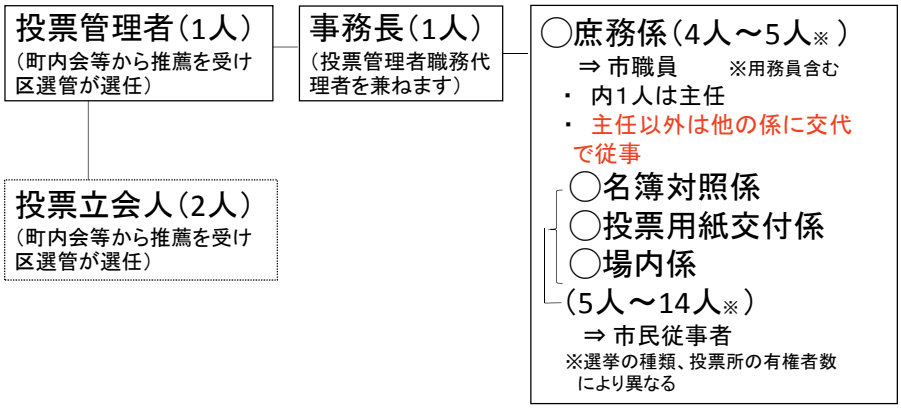

10

■2　投票事務について [選挙人の流れ]

投票所における選挙人の流れは次のとおりです。

①名簿対照係がシステム※で選挙人であることを確認
↓
②投票用紙交付係が投票用紙を交付
↓
③選挙人が投票を記載
↓
④選挙人が投票箱へ投函

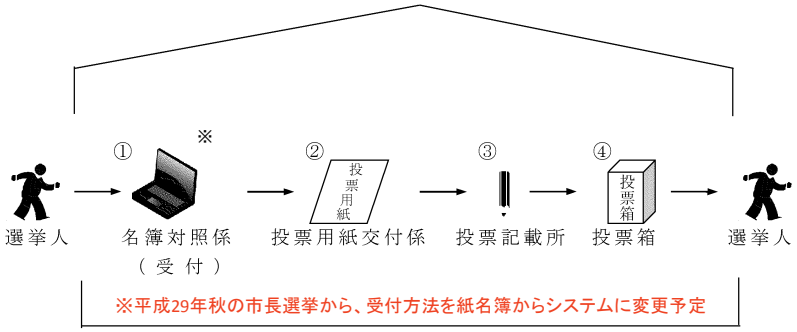

・・・次に、投票所はどのように設営するのか確認します。

11

■2　投票事務について [投票所レイアウト]

（参考）
投票所のレイアウト例

投票所は、右のレイアウトの例により選挙期日の前日等に従事者が協力して設営します。
また、選挙人の流れと事務従事者の配置は例のとおりです。

《凡例》
- ○ ・・・市職員
- ● ・・・市民従事者等

・・・次に、職員の役割について確認します。

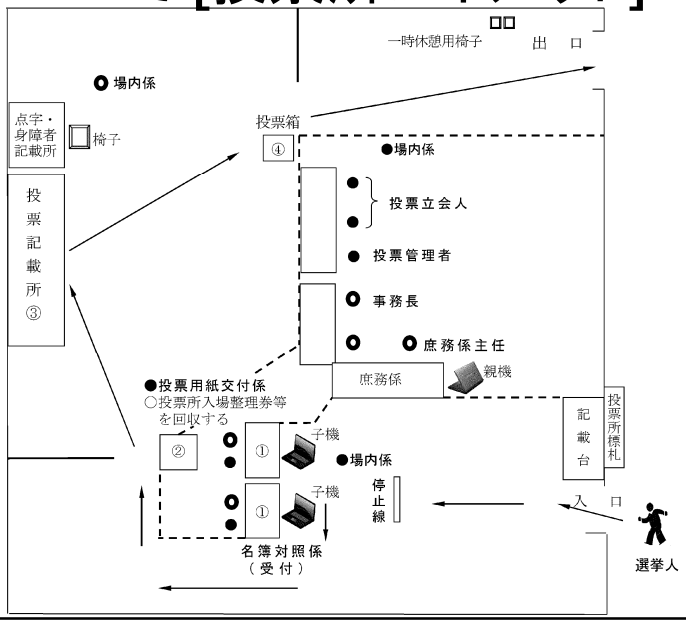

12

■2　投票事務について [市職員の役割]

市職員は投票所で次の役割に従事します。

＊ 事務長　　・・・投票管理者を補佐するとともに、投票所の事務全般を統括します。

＊ 庶務係主任※・・・投票速報、特殊な投票（代理投票等）への対応、投票録の調製などを担当します。

＊ 庶務係※　　・・・名簿対照係（受付）、投票用紙交付係、場内係に交代で従事します。また、庶務係の中から主務として受付システムの操作に責任を持つシステム担当などを予め決めておきます。

※平成29年秋の市長選挙から、事務長以外の職員は「庶務係」として事務に従事します。
なお、従来の「庶務係」は「庶務係主任」として呼称を統一します。

13

■2　投票事務について [準備スケジュール]

投票所の運営に係る準備等のスケジュールは次のとおりです。

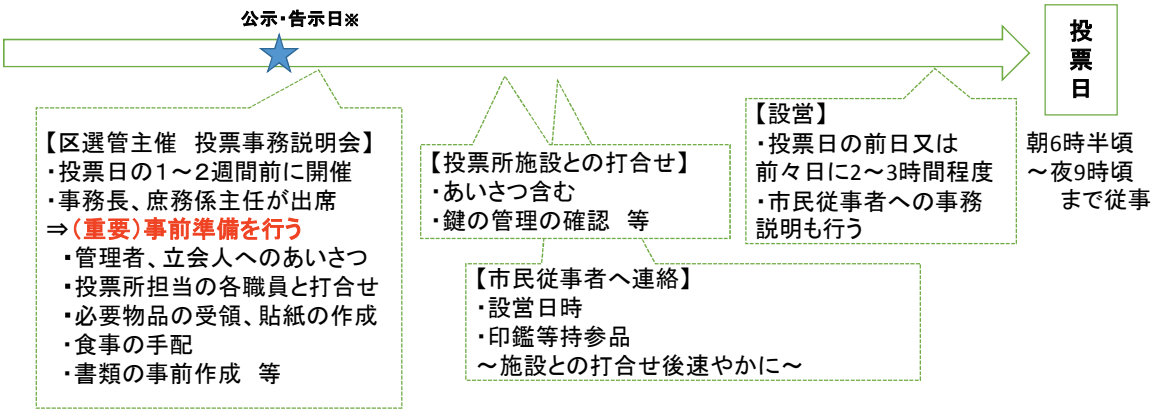

※公示・告示日は、選挙の種類により異なりますが、およそ選挙の期日14日ほど前の日です。
この日以降、正式に投票管理者が選任されたり、翌日以降期日前投票が開始されます。

14

■2　投票事務について [まとめ]

投票事務についてのまとめ

⇒　投票所の運営は、市民従事者と市職員が協力して行います。

⇒　事務誤りの発生を防ぐため、予め役割分担や事務内容の確認、これにかかる打合せを十分に行うことが重要です。

15

■3　開票事務について [開票所の概要]

投票が夜8時に終了した後、投票箱等は投票所の職員により開票所へ送致されます。開票所では、投票箱を開いて各投票の有効無効を決定し、候補者等ごとの票数を計算します。

＊ 開票所　　原則として各行政区ごとに開票所を1ヵ所設置します
＊ 利用施設　　学校やスポーツセンターの体育館など
＊ 開票時間　　選挙当日の夜9時頃から2～4時間程度（選挙の種類、従事する役割に応じて大幅に前後します）
＊ 開票する票数　約10万票（開票区の有権者数、投票率などにより異なる）
＊ 従事者数　　一選挙あたり約140人

・・・次に、運営体制について解説します。

16

■3　開票事務について [事務従事体制]

開票所は、全体の責任者である開票管理者の下、各開票区の区役所の部局を中心に体制が構成され運営されています。

開票管理者（1人）
（区選管委員等）

開票立会人（3人～10人）
（候補者から届出された者等）

事務長
庶務係
分類・内容係
枚数（計数・結束）係
集計係
審査係
投票整理係　　（140人ほど）
場内係
速報係　等

区役所以外の職場、派遣職員等を中心に多くの職員が従事

・・・開票事務の基本である「分類・内容係」の注意点等を確認します。

17

■3　開票事務について [業務内容]

開票事務の基本である「分類・内容係」は、主に次の内容の作業を行います。

① 投票の混同作業
② 投票の分類作業
③ 有効投票の点検（2回実施）

⇒ 開票開始直後は特定の者を除き、従事者全員で票の開披・分類作業や分類内容の点検を行い、進捗に応じ適宜、本来の係の業務にあたります。

⇒ ②の分類作業は、投票の天地裏表を揃えて分類し、③の内容点検で1枚ずつ裏表や分類誤り（混入票）の有無の確認を行います。

⇒ 分類の際は、候補者の氏名や氏又は名等、予め開披台の分類板などに明示された分類を確認し、この分類の記載と**「完全に一致」**した投票をそれぞれ有効票として分類します。

18

■3　開票事務について [開票所レイアウト]

【参考】開票所のレイアウト例及び票の流れ

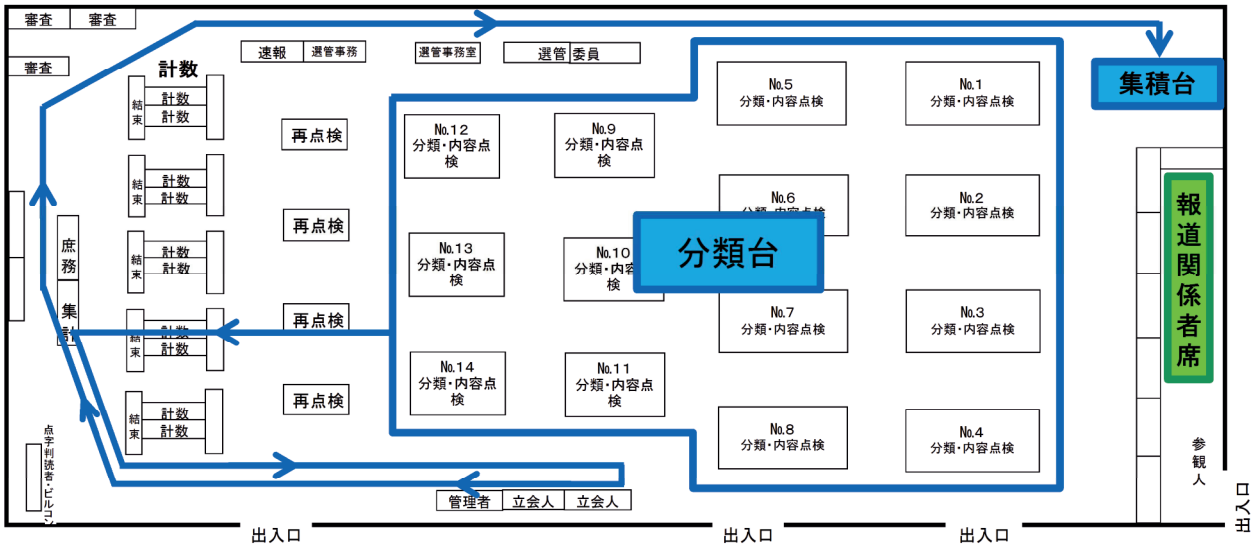

19

■3　開票事務について [まとめ]

開票事務についてのまとめ

⇒　開票結果は選挙人や候補者の関心が高いものであり、選挙の締めくくりとして行われる開票事務は、事務を正確かつ適正に行うとともに、円滑に行わなければなりません。

⇒　開票の分類誤りなどが生じると、開票立会人の点検がより慎重になったり、全体的に開票の再点検を行う必要が生じるなど、開票事務への信頼を損なうとともに、事務の進捗に大きな影響が及ぶ可能性があることを理解の上、十分な準備と打合せ等を行うことが重要です。

20

求められる心がまえ

○ 選挙事務は、市職員であれば自らの所属の業務に加え、いつでも事務従事を求められる可能性がある基本的職務の一つであるといえます。

○ 選挙の際は、直接、事務に従事する、しないに関わらず、選挙の執行への御理解と御協力をお願いします。

○ 実際に選挙事務に従事する際は、担当する事務内容の確認や打合せなどを十分に行うとともに、適正な事務の執行を心がけてください。

21

資料２－４

平成29年度　新任課長研修

選挙事務と課長職の関わり

平成29年4月28日

市選挙管理委員会事務局

概要

１．選挙事務に職員が従事する意味、位置づけ
２．選挙事務に従事する職員への配慮
３．投票所の事務長としての役割、責任
４．問題となった事例の紹介
５．求められる心構え

1. 選挙事務に職員が従事する意味、位置づけ

- 選挙事務は、法の規定に則り短時間に大量の業務を正確に行う必要があることなどから、選挙の際は各部署、各職員の協力を得て執行しています。
- これは本市固有の状況ではなく、法令上、選挙執行の際には、選挙管理委員会の職員に加え、市長部局等の職員の従事が予定されています（地方自治法180の3）。

（参考）
平成28 年7月10日執行 参議院議員通常選挙 投開票事務の従事職員数等
⇒ 選挙当日の投開票事務 約2,400人の市長部局等職員が従事

1. 選挙事務に職員が従事する意味、位置づけ

- 選挙事務は、市職員である以上、自らの業務の一つとしてとらえ従事することが必要です。
- 選挙事務にあたる職員は、職務命令等により臨時に事務を行う者であっても、「臨時」という安易な考えから、その事務の執行上誤りを起こさないよう忠実に事務を行う必要があります（公職選挙法273）。

《重要》
選挙事務では、事務誤りによるものであっても、訂正などを行うことが法令上認められないケースがあります。一例として、事務従事者が誤って他の選挙の投票用紙を交付したことにより、異なる選挙の候補者の氏名が記載され投票箱に投函された場合であっても、一人一票の原則から再度投票用紙を交付してやり直しをすることや、投票箱を開け記載を訂正するようなことはできません。

2. 選挙事務に従事する職員への配慮

- 投票事務や開票事務を適正に行うためには、事前の打合せによる従事内容の十分な理解と、物品の用意などを含めた準備行為が重要です。
- 課を代表して選挙事務に従事する職員に対し、準備に必要な時間の確保等について、御配慮をお願いします。

2. 選挙事務に従事する職員への配慮

（参考）投票所の運営に係る準備等のスケジュール

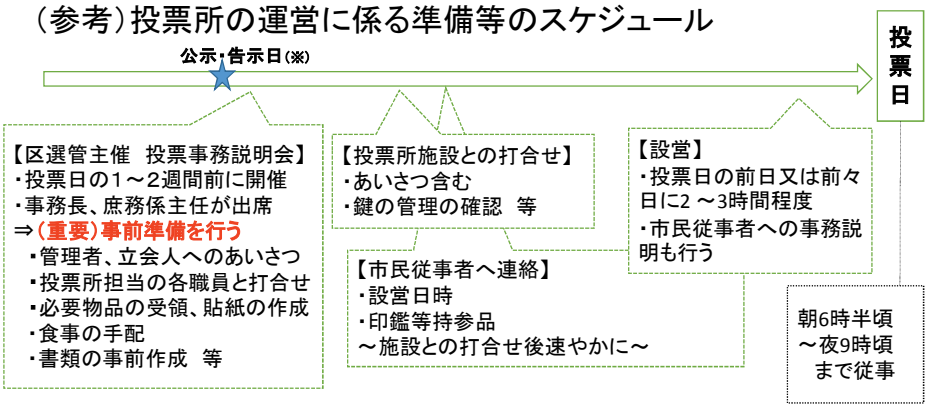

※公示・告示日は、選挙の種類により異なりますが、およそ選挙の期日14日ほど前の日です。
この日以降、正式に投票管理者が選任されたり、翌日以降期日前投票が開始されます。

３．投票所の事務長としての役割、責任

- 課長自らが投票事務に従事する際は、多くの場合「事務長」として職務にあたっていただきます。
- 「事務長」は、投票管理者を補佐するとともに、投票所全体の事務を統括して円滑かつ公正・適正な投票事務の処理及び事務従事者の指導を行うことが求められます。

（参考）
平成28年7月10日執行参議院議員通常選挙における事務長に占める管理職の状況
⇒ 全市162投票所の事務長の内、148箇所の事務長が課長級等管理職

３．投票所の事務長としての役割、責任

（参考） 投票所の事務従事体制

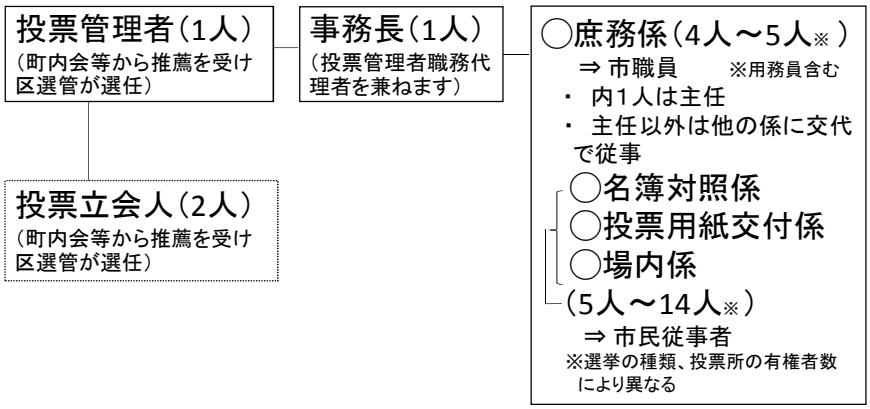

3. 投票所の事務長としての役割、責任

（参考）

投票所レイアウト例

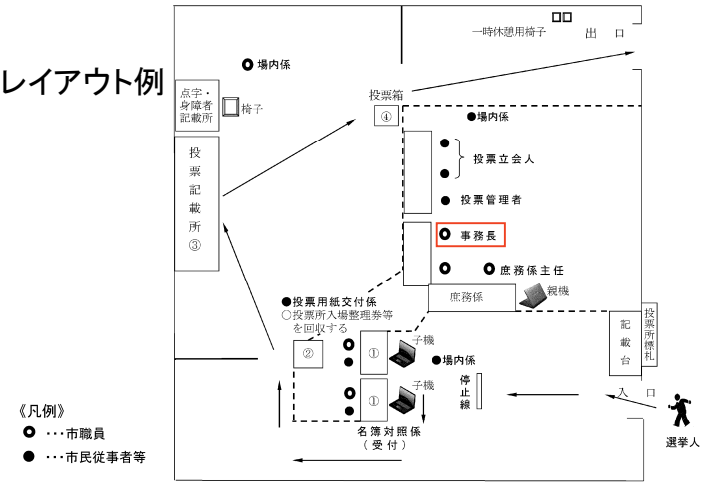

3. 投票所の事務長としての役割、責任

- 「事務長」の主な役割

⇒ 準備段階では・・・

① 選管主催の事務打合せ会等へ出席する

② 投票所の従事職員による事務打合せを開催し、各職員の役割分担等について明示する

③ 投票管理者・立会人へのあいさつを行う

④ 投票所施設へのあいさつ、打合せを行う

⑤ 投票所物品を事前に受領し、設営を行う　等

３．投票所の事務長としての役割、責任

- 「事務長」の主な役割

⇒　投票日当日は・・・

① 投票用紙の適正な配置などで管理者を補佐する

② 投票用紙の適正な管理（保管、二重交付、持ち帰り及び持ち込みの防止など）

③ 受付に用いるシステム※の稼働状況の確認

④ 選挙人データを格納するUSBの管理　　等

※平成29年秋の市長選挙から、受付方法を紙名簿からシステムに変更予定

４．問題となった事例の紹介

- 投票所開場時刻の遅れ

・・・　扉の開錠を行う警備員の遅刻により、開場時刻が10分程度遅れた。

⇒　施設側との打合せを行う中で、複数の開錠手段を確認、確保しておくことが大切です。

- 選挙人の本人確認誤り

・・・　家族の投票所入場整理券を持参した選挙人について、家族としてそのまま受け付けた。

⇒　本人確認は「〇〇 〇〇（氏名）ですね」等、氏名を読み上げ確実に行ってください。

４．問題となった事例の紹介

- 投票用紙の二重交付

・・・ 期日前投票済の選挙人に対し、投票用紙を交付した。

⇒ 受付システムですでに投票済である表示がされた選挙人が来場した場合は、速やかに区選管へ連絡してください。

- 投票用紙の誤交付

・・・ 同日に執行した他の選挙の投票用紙を誤って交付した。

⇒ 投票用紙を配置する際、複数の目により正しく置かれていることを確認することが重要です。

５．求められる心構え

- 選挙事務は、市職員であれば自所属の業務に加え、いつでも事務従事を求められる可能性がある基本的職務の一つであるといえます。
- 特に課長級職員の皆様には、選挙の際は、直接、事務に従事する、しないに関わらず、課員の事務従事なども考慮の上、選挙執行への御理解と御協力をお願いします。
- 実際に選挙事務に従事する際は、事務内容の確認や打合せなどを十分に行うとともに、適正な事務の執行を心がけてください。